

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県公立大学法人に関する規則の一部を改正する規則	学 事 振 興 課
○長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する規則	水 産 経 営 課
○長崎県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則	畜 産 課
◎ 訓 令	
○長崎県職員安全衛生管理規程の一部改正	職 員 厚 生 課
◎ 告 示	
○長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する要綱の廃止	人 事 課
・ 収納代理金融機関の指定の一部改正	財 政 課
・ 県税の収納の事務委託	税 務 課
○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正	地 域 づ くり 推 進 課
○長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱の一部改正	県 民 生 活 環 境 課
・ 未来につながる環境を守り育てる条例に基づく地区指定	資 源 循 環 推 進 課
○長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正	こ ども 未 来 課
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
・ 長崎県知事管理漁獲可能量	漁 業 振 興 課
・ 長崎県南部海区漁場計画	"
・ 長崎県北部海区漁場計画	"
・ 五島海区漁場計画	"
・ 対馬海区漁場計画	"
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・ 公有水面埋立ての竣功認可	漁 港 漁 場 課
・ 都市計画の変更	都 市 政 策 課
・ 電線共同溝整備道路の指定	道 路 維 持 課
・ 道路の区域変更（16件）	"
・ 道路の供用開始（14件）	"
・ 港湾施設の概要	港 湾 課
・ 証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	経 営 支 援 課
・ 令和5年度技能検定試験（基礎級：追加公示）の実施	雇 用 労 働 政 策 課
・ 肥料登録の有効期間の更新	農 産 園 芸 課
・ 特定農業用ため池の指定	農 村 整 備 課
・ 特定農業用ため池の指定解除	"

- ・測量の終了（5件）
 - ・特定開発行為に関する工事完了
 - ・落札者等
- 建設企画課
砂防課
教育庁総務課

◎ 教育委員会規則

- 長崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
- 高校教育課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・不在者投票のできる施設の指定
- 選挙管理委員会書記室

◎ 監査委員公表

- ・包括外部監査結果の報告の公表
- 監査事務局

規 則

長崎県公立大学法人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第16号

長崎県公立大学法人に関する規則の一部を改正する規則

長崎県公立大学法人に関する規則（平成17年長崎県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（財務諸表） 第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び純資産変動計算書とする。	（財務諸表） 第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第17号

長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する規則

長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和54年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（貸付け） 第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和54年政令第124号）、同法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）及び同法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第535号）並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、同法施行令（平成20年政令第234号）、同法第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良	（貸付け） 第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和54年政令第124号）、同法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、 <u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、同法施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年</u>

措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）及び同法第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第536号）並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、同法施行令（平成20年政令第296号）及び同法施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、同法施行令（平成23年政令第15号）及び同法施行規則（平成23年農林水産省令第7号）並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）、同法施行令（令和4年政令第229号）、同法施行規則（令和4年農林水産省令第42号）及び同法に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令（令和4年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第3号）の定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付け、認定中小企業者及び促進事業者については、経営等改善資金（別表第1に掲げる経営等改善資金の資金種類のうち(1)から(7)までの資金に限る。）を貸し付ける。

（貸付資格の認定申請）

第6条 貸付資格の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）（農商工等連携促進法第14条の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の特例の場合には同法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第11条の特例の場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を、みどりの食料システム法第25条の特例の場合には同法第20条第3項の認定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。以下同じ。）及び貸付申請書を添え、これをその者（認定申請者が認定中小企業者の場合にあつては、認定農商工連携事業者である沿岸漁業従業者等。以下同じ。）の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出するものとする。

2～6 略

（認定及び貸付けの決定）

第7条 略

2 略

3 知事は、前項の規定により、貸付けの決定を行ったときは、貸付資格認定書及び貸付決定通知書を当該申請者に交付するとともに、その旨を漁協、水産業普及指導センター、県水産関係機関及び事務委託機関（第14条第2項に規定する事務委託機関をいう。以下同じ）に貸付決定連絡書により通知するものとし、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、漁協、水産業普及指

農林水産省令第48号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、同法施行令（平成20年政令第296号）、同法施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、同法施行令（平成23年政令第15号）、同法施行規則（平成23年農林水産省令第7号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第535号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第536号）の定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付け、認定中小企業者及び促進事業者については、経営等改善資金（別表第1に掲げる経営等改善資金の資金種類のうち(1)から(7)までの資金に限る。）を貸し付ける。

（貸付資格の認定申請）

第6条 貸付資格の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）（農商工等連携促進法第14条の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の特例の場合には同法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第11条の特例の場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。以下同じ。）及び貸付申請書を添え、これをその者（認定申請者が認定中小企業者の場合にあつては、認定農商工連携事業者である沿岸漁業従業者等。）の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出するものとする。

2～6 略

（認定及び貸付けの決定）

第7条 略

2 略

3 知事は、前項の規定により、貸付けの決定を行ったときは、貸付資格認定書及び貸付決定通知書を当該申請者に交付するとともに、その旨を漁協、水産業普及指導センター、県水産関係機関及び事務委託機関に貸付決定連絡書により通知するものとし、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、漁協、水産業普及指導センター、県水産関係機関及び事務委託機関に通知するもの

導センター、県水産関係機関及び事務委託機関に通知するものとする。

(事業実施報告書等)

第9条 借受者は、貸付金の交付後3月以内(漁業経営開始資金にあっては、6月以内)に貸付金の目的に従いその使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

2 借受者は、貸付金の使用完了後20日以内に、事業実施報告書を、別に定める機関を経由して提出しなければならない。

3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

4 第2項の場合において、借受者が操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の貸付けを受けた者であって、当該貸付けについて、別表第2の左欄に掲げる貸付けの条件の1に該当する貸付けの条件を付されているものであるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。この場合において、船舶検査官又は小型船舶検査員の合格を証する成績表の写しをもって右欄に掲げる証明書に代えることができるものとする。

5 略

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 借受者は、この規程に基づく申請等について、電子メール及びその他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法(以下「電子処理システム」という。)により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、この規程に基づき、当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

2 知事は、前項の規定に基づき電子処理システムにより申請等を行った借受者に対する通知等については、借受者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。

別表第1 (第2条関係)

	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	(1) 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の	(1) 自動操だ装置の設置費用 (2) 遠隔操縦装置の設置費用 (3) レーダーの設置費用 (4) 自動航跡記録装置の設置	5,000,000円(自動操だ装置を設置する場合は1台につき1,000,000円、遠隔操縦装置を設置する場合は1台につ	7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含

とする。

(事業実施報告書等)

第9条 貸付けを受けた者は、貸付金の交付後3月以内(漁業経営開始資金にあっては、6月以内)に貸付金の目的に従いその使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

2 貸付けを受けた者は、貸付金の使用完了後20日以内に、事業実施報告書を、別に定める機関を経由して知事に提出しなければならない。

3 前項の場合において、貸付を受けた者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

4 第2項の場合において、貸付けを受けた者が操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の貸付けを受けた者であって、当該貸付けについて、別表第2の左欄に掲げる貸付けの条件の1に該当する貸付けの条件を付されているものであるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。この場合において、船舶検査官又は小型船舶検査員の合格を証する成績表の写しをもって右欄に掲げる証明書に代えることができるものとする。

5 略

別表第1 (第2条関係)

	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	(1) 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の	(1) 自動操だ装置の設置費用 (2) 遠隔操縦装置の設置費用 (3) レーダーの設置費用 (4) 自動航跡記録装置の設置	5,000,000円(自動操だ装置を設置する場合は1台につき1,000,000円、遠隔操縦装置を設置する場合は1台につ	沿岸漁業従事者等の場合 にあっては7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合に あっては9年

設置に必要な資金 (略称：操船作業省力化機器等設置資金)	費用 (5) GPS受信機の設置費用 (6) サイドスラスターの設置費用	き500,000円、レーダーを設置する場合には1台につき1,800,000円、自動航跡記録装置を設置する場合には1台につき1,200,000円、GPS受信機を設置する場合には1台につき1,300,000円)、サイドスラスターを設置する場合には1台につき4,000,000円)	む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、 <u>みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)</u>	設置に必要な資金 (略称：操船作業省力化機器等設置資金)	費用 (5) GPS受信機の設置費用 (6) サイドスラスターの設置費用	き500,000円、レーダーを設置する場合には1台につき1,800,000円、自動航跡記録装置を設置する場合には1台につき1,200,000円、GPS受信機を設置する場合には1台につき1,300,000円)、サイドスラスターを設置する場合には1台につき4,000,000円)	以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。))
(2) 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金(略称：漁ろう作業省力化機器等設置資金)	(1) 動力式つり機の設置費用 (2) ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 (3) ネットホーラー等の揚網機の設置費用 (4) 漁業用ソナーの設置費用 (5) カラー魚群探知機の設置費用 (6) 海水冷却装置の設置費用 (7) 巻取りウインチの設置費	5,000,000円(動力式つり機を設置する場合には1台につき5,000,000円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合には1台につき1,200,000円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合には1台につき1,200,000円、漁業用ソナーを設置する場合は	7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場	(2) 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金(略称：漁ろう作業省力化機器等設置資金)	(1) 動力式つり機の設置費用 (2) ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 (3) ネットホーラー等の揚網機の設置費用 (4) 漁業用ソナーの設置費用 (5) カラー魚群探知機の設置費用 (6) 海水冷却装置の設置費用 (7) 巻取りウインチの設置費	5,000,000円(動力式つり機を設置する場合には1台につき5,000,000円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合には1台につき1,200,000円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合には1台につき1,200,000円、漁業用ソナーを設	沿岸漁業従事者等の場合にあっては7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業

	<p>用 (8) 放電式集魚灯の設置費用 (9) 漁業用クレーンの設置費用 (10) 漁獲物等処理装置の設置費用 (11) 海水殺菌装置の設置費用 (12) 潮流計の設置費用</p>	<p>にあつては1台につき5,000,000円、カラー魚群探知機を設置する場合にはあつては1台につき1,500,000円、海水冷却装置を設置する場合にはあつては1台につき1,800,000円、巻取りウインチを設置する場合にはあつては1台につき5,000,000円、放電式集魚灯を設置する場合にはあつては1セットにつき2,000,000円、漁業用クレーンを設置する場合にはあつては1台につき4,000,000円、漁獲物等処理装置を設置する場合にはあつては1台につき5,000,000円、海水殺菌装置を設置する場合にはあつては1台につき3,000,000円、潮流計を設置する場合にはあつては1台につき5,000,000円。)</p>	<p>合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、<u>みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)</u></p>	<p>用 (8) 放電式集魚灯の設置費用 (9) 漁業用クレーンの設置費用 (10) 漁獲物等処理装置の設置費用 (11) 海水殺菌装置の設置費用 (12) 潮流計の設置費用</p>	<p>にあつては1台につき5,000,000円、カラー魚群探知機を設置する場合にはあつては1台につき1,500,000円、海水冷却装置を設置する場合にはあつては1台につき1,800,000円、巻取りウインチを設置する場合にはあつては1台につき5,000,000円、放電式集魚灯を設置する場合にはあつては1セットにつき2,000,000円、漁業用クレーンを設置する場合にはあつては1台につき4,000,000円、漁獲物等処理装置を設置する場合にはあつては1台につき5,000,000円、海水殺菌装置を設置する場合にはあつては1台につき3,000,000円、潮流計を設置する場合にはあつては1台につき5,000,000円。)</p>	<p>改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)</p>
--	---	--	---	---	--	---

<p>(3) (1)及び(2)に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金（略称：補機関等駆動機器等設置資金）</p>	<p>(1) 補機関動力取出し装置付き推進機関を含む。)の設置費用 (2) 油圧装置の設置費用</p>	<p>5,000,000円（補機関（動力取り出し装置付き推進機関を含む。）を設置する場合にあっては1台につき4,000,000円、油圧装置を設置する場合にあっては1台につき5,000,000円</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、<u>みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</u></p>	<p>(3) (1)及び(2)に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金（略称：補機関等駆動機器等設置資金）</p>	<p>(1) 補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）の設置費用 (2) 油圧装置の設置費用</p>	<p>5,000,000円（補機関（動力取り出し装置付き推進機関を含む。）を設置する場合にあっては1台につき4,000,000円、油圧装置を設置する場合にあっては1台につき5,000,000円</p>	<p><u>沿岸漁業従事者等の場合</u>にあっては7年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>
<p>(4) 推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常のもの又は通常の方法によるものと比較して燃料油の消費が節減されるも</p>	<p>(1) 漁船用環境高度対応機関の設置費用 (2) 定速装置の設置費用 (3) 発光ダイオード式集魚灯の設置費用</p>	<p>25,000,000円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき24,000,000円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき1,200,000円、発光ダイオード式</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資</p>	<p>(4) 推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常のもの又は通常の方法によるものと比較して燃</p>	<p>(1) 漁船用環境高度対応機関の設置費用 (2) 定速装置の設置費用 (3) 発光ダイオード式集魚灯の設置費用</p>	<p>25,000,000円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき24,000,000円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき1,200,000円、発光ダイオード式</p>	<p><u>沿岸漁業従事者等の場合</u>にあっては7年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃</p>

<p>の設置に必要な資金（略称：燃料油消費節減機器等設置資金）</p>		<p>集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき13,000,000円</p>	<p>金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、<u>みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</u></p>	<p>の設置に必要な資金（略称：燃料油消費節減機器等設置資金）</p>	<p>集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき13,000,000円</p>	<p>料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>	
<p>(5) 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金（略称：新養殖技術導入資金）</p>	<p>農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における費用 (1) 養殖施設の設置費用 (2) 種苗の購入費用又は生産費用 (3) 餌料の購入費用</p>	<p>4,000,000円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合）にあってはその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあっては1人（1社）につき4,000,000円</p>	<p>4年以内（据置期間2年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、<u>みどりの食料システム法第</u></p>	<p>(5) 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金（略称：新養殖技術導入資金）</p>	<p>農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における費用 (1) 養殖施設の設置費用 (2) 種苗の購入費用又は生産費用 (3) 餌料の購入費用</p>	<p>4,000,000円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合）にあってはその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあっては1人（1社）につき4,000,000円</p>	<p><u>沿岸漁業従事者等の場合</u>にあっては4年以内（据置期間2年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>

				25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）			
(6) 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金（略称：資源管理型漁業推進資金）	(1) 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 (2) (1)と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な	12,000,000 円	10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、 <u>みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）</u>	(6) 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金（略称：資源管理型漁業推進資金）	(1) 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 (2) (1)と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な	12,000,000 円	沿岸漁業従事者等の場合 <u>にあっては</u> 10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）

	漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用				漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用		
	イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用				イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用		
(7) 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うための必要な機器等（資材	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 (1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的と	20,000,000円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあっては、12,000,000円）	10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年	(7) 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うための必要な機器等（資材	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 (1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的と	20,000,000円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあっては、12,000,000円）	沿岸漁業従事者等の場合にあつては10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の

を含む。
)の購入
 又は設置
 に必要な
 資金(略
 称:環境
 対応型養
 殖業推進
 資金)

して投餌
 の内容・
 量・方法
 の改善を
 行うのに
 必要な造
 粒機、自
 動給餌
 機、飼料
 倉庫等の
 購入費用
 又は設置
 費用

(2) 養殖魚
 の安全性
 の確保を
 目的とし
 て漁網防
 汚剤を使
 用しない
 で養殖を
 行うのに
 必要な高
 耐波性い
 けす、金
 網いけす
 、自動網
 いけす洗
 浄機、附
 着物駆除
 用生物培
 養器、酸
 素供給装
 置、水流
 発生装置
 、ばっ気
 装置等の
 設置費用

(3) (1)又は
 (2)に関連
 して必要
 な餌料分
 析機、水
 質・底質
 測定機、
 残留検査
 ・肉質検査
 機器、蓄
 養施設、
 医薬品、
 飼料、水
 産廃棄物
 高度処理
 機、ワク

以内(据置
 期間3年
 以内を
 含む。)、
 六次
 産業化法
 第11条
 の沿岸漁
 業改善資
 金助成法
 の特例の
 場合にあ
 っては1
 2年以内
 (据置期
 間5年以
 内を含む
 。)、
みどりの食
 料システム
 法第25条
 の沿岸漁
 業改善資
 金助成法
 の特例の
 場合にあ
 っては12
 年以内
 (据置期
 間3年以
 内を含む
 。)

を含む。
)の購入
 又は設置
 に必要な
 資金(略
 称:環境
 対応型養
 殖業推進
 資金)

して投餌
 の内容・
 量・方法
 の改善を
 行うのに
 必要な造
 粒機、自
 動給餌
 機、飼料
 倉庫等の
 購入費用
 又は設置
 費用

(2) 養殖魚
 の安全性
 の確保を
 目的とし
 て漁網防
 汚剤を使
 用しない
 で養殖を
 行うのに
 必要な高
 耐波性い
 けす、金
 網いけす
 、自動網
 いけす洗
 浄機、附
 着物駆除
 用生物培
 養器、酸
 素供給装
 置、水流
 発生装置
 、ばっ気
 装置等の
 設置費用

(3) (1)又は
 (2)に関連
 して必要
 な餌料分
 析機、水
 質・底質
 測定機、
 残留検査
 ・肉質検査
 機器、蓄
 養施設、
 医薬品、
 飼料、水
 産廃棄物
 高度処理
 機、ワク

特例の場
 合にあつ
 ては12年
 以内(据
 置期間3
 年以内を
 含む。)、
 六次
 産業化法
 第11条
 の沿岸漁
 業改善資
 金助成法
 の特例の
 場合にあ
 っては1
 2年以内
 (据置期
 間5年以
 内を含む
 。)

		チン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用				チン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用			
	(8)~(13) 略				(8)~(13) 略				
生活改善資金	略				略				
青年漁業者等養成確保資金	(1)及び(2) 略				(1)及び(2) 略				
	(3) 農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金（略称：漁業経営開始資金）	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用は除く。）	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき20,000,000円（ただし、施行通知第3の3の(1)の水産庁長官が定める者の場合には50,000,000円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあっては8,000,000円）	10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）		(3) 農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金（略称：漁業経営開始資金）	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用は除く。）	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき20,000,000円（ただし、施行通知第3の3の(1)の水産庁長官が定める者の場合には50,000,000円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあっては8,000,000円）	沿岸漁業従事者等の場合にあっては10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第18号

長崎県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長崎県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和4年長崎県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中(2)の項を削り、(3)の項を(2)の項とする。

様式第2号中「都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さ等に関する事項（省令第2章第3節関連）」を「(3)都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さ等に関する事項（省令第2章第3節関連）」に改める。

様式第2号中（注）を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

誓 約 書

法第3条第1項に基づく申請を長崎県知事に行うに当たり、申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等及び当該畜舎等以外の建築物並びにその敷地が、畜舎等の建築等に関する法令及び市町が定める建築等に関する条例・規則等を遵守していることを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において認定取消しの処分を受けても異議はありません。

年 月 日

長崎県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第3条関係）

畜舎建築利用計画チェックリスト

下記の事項について、該当する基準等を満たしている場合は✓を付けること。
 （該当しない場合は斜線を引くこと）

【確認欄】

(1) 敷地等に関する事項	法、省令、規則その他県及び市町が定める地区計画等が定める建蔽率以内で畜舎等の建築等を行っている。	
	法、省令、規則その他県及び市町が定める地区計画等が定める容積率以内で畜舎等の建築等を行っている。	
	法、省令、規則その他県及び市町が定める地区計画等が定める高さ以内で畜舎等の建築等を行っている。	
(2) 省令第69条に関する事項のうち、該当する事項	消防法（昭和23年法律第186号）第9条及び第17条	
	屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第3条から第5条まで（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）	
	港湾法（昭和25年法律第218号）第40条第1項	
	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第24条	
	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第162条	
	駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条	
	水道法（昭和32年法律第177号）第16条	
	下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項及び第3項、第25条の2並びに第30条第1項	
	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項及び第12条第1項	
	流通業務市街地の整備に関する法律（昭	

	和41年法律第110号)第5条第1項	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の2	
	都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項及び同条第2項において準用する同法第52条の2第2項	
	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項	
	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第4項	
	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第3条の2第1項	
	特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第10条	
(3) 都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さ等に関する事項(省令第2章第3節関連)	省令第44条から第59条までに定める事項に該当する場合は、別表1(3)に掲げる書類の提出を行っている。	

上記の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3号（第3条関係）

アスベスト調査報告書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

既存建築物のアスベスト使用状況について、調査した結果を報告します。
この報告書に記載した事項は、事実と相違ありません。

1 調査者	資格	() 級建築士 () 登録 第 号																	
	氏名																		
	建築士事務所名	() 級建築士事務所 () 知事登録 第 号																	
	所在地																		
	電話番号																		
2 計画概要 (工事建物)	建築物の名称																		
	確認済証年月日	年 月 日	確認済証番号	第 号															
	検査済証年月日	年 月 日	検査済証番号	第 号															
	建築場所																		
	建築物の概要	用途	構造	階数 地上 階/地下 階															
	工事種別	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更																	
	既存・増改築部分の面積関係	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>着手年月日</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今回増改築部分</td> <td></td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>基準時以降増改築部分</td> <td>年 月 日</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>m² A</td> </tr> <tr> <td>既存部分</td> <td></td> <td>m² B</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A/B=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 5px;">%</div> </div> <p>※基準時 平成18年10月1日</p>				着手年月日	延べ面積	今回増改築部分		m ²	基準時以降増改築部分	年 月 日	m ²	計		m ² A	既存部分		m ² B
		着手年月日	延べ面積																
	今回増改築部分		m ²																
	基準時以降増改築部分	年 月 日	m ²																
計		m ² A																	
既存部分		m ² B																	
3 調査結果	石綿等規制材料の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し																	
	石綿等規制材料の有無	使用商品名	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 設備（使用部位：） <input type="checkbox"/> その他（使用部位：）																
		施工部位	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物																
			工作物の種類：（） 使用部位：（）																
		石綿含有量	%																
	石綿含有量証明資料	<input type="checkbox"/> メーカーカタログ添付 <input type="checkbox"/> メーカー証明書添付 <input type="checkbox"/> 検査機関による証明書添付 （検査機関名：）																	
	石綿等規制材料施工範囲図	別添のとおり																	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4号（第5条関係）

畜舎建築利用計画の申請取下げ届

年 月 日

長崎県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

年 月 日付けで申請した畜舎建築利用計画については、下記の理由により申請を取り下げたいので届け出ます。

記

1. 認定に係る畜舎等の工事施工予定地又は所在予定地
2. 申請取下げの理由

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 畜舎建築利用計画の申請の取下げに係る理由を具体的に記載すること。

様式第5号（第6条関係）

畜舎建築利用計画の取りやめ届

年 月 日

長崎県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

年 月 日付認定番号第 号で認定を受けた畜舎建築利用計画については、
下記の理由により取りやめたいので届け出ます。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
2. 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
3. 取りやめの理由

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 畜舎建築利用計画の取りやめに係る理由を具体的に記載すること。

様式第6号 (第11条関係)

20cm以上

畜舎等滞在時間確認表

	畜舎等の清掃 (家畜排せつ物の搬出含む)	飼料の給与等	搾乳	その他家畜の 観察等
滞在時間 (時間/人)				
延べ滞在時間 (時間)				

総滞在時間	時間
一人当たり 滞在時間	時間

15cm以上

※本表を畜舎等で確認しやすい場所に掲示すること

訓 令

長崎県訓令第1号

本 庁
地方機関

長崎県職員安全衛生管理規程（昭和63年長崎県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 知事の事務部局及び労働委員会事務局に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員のうち、<u>週29時間以上の勤務を要するものをいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(衛生管理者) 第8条 法第12条第1項の規定により選任する衛生管理者は、本庁に4名（うち1名は専任とする。）、別表第3に掲げる地方機関に当該表に定める人数<u>以上</u>を置くものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 知事の事務部局及び労働委員会事務局に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する特別職の職員のうち、<u>週29時間勤務を要するものをいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(衛生管理者) 第8条 法第12条第1項の規定により選任する衛生管理者は、本庁に4名（うち1名は専任とする。）、別表第3に掲げる地方機関に当該表に定める人数を置くものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(母性健康管理推進員)</u> 第8条の2 本庁及び女性職員が30人以上の地方機関に母性健康管理推進員を置くものとし、その人数は、本庁にあっては2名、地方機関にあっては別表第3の2に定めるとおりとする。</p> <p>2 母性健康管理推進員は、本庁にあっては総務部長が、地方機関にあっては所属長が衛生管理者の資格を有する職員のうちから選任した者をもって充てる。</p> <p>3 母性健康管理推進員は、安全衛生委員会又は衛生委員会の会長に対し母性健康に関して意見を延べ、及び女性職員からの母性健康に関する相談に応じるものとする。</p> <p>4 第7条第3項の規定は、母性健康管理推進員を選任した場合について準用する。</p>
<p>(産業医) 第12条 法第13条第1項の規定により選任する産業医（以下「産業医」という。）は、別表第4に掲げる地方機関においては知事が任命するものとする。</p>	<p>(産業医) 第12条 法第13条第1項の規定により選任する産業医（以下「産業医」という。）は、別表第4に掲げる地方機関においては同表に掲げる者をもって充て、知事が任命する。ただし、これらの者が法第13条第2項に規定する要件を満たしていない場合の当該地方機関の産業医及び本庁の産業医は、当該要件を満たす者の中から知事が任命するものとする。</p>
<p>(職員のストレスチェックの結果等の保存等) 第32条 略</p>	<p>(職員のストレスチェックの結果の保存等) 第32条 略</p> <p>2 所属長は、職員の同意を得て実施者から当該職員のストレスチェックの結果を提供されたときは、当該結果を5年間保存しなければならない。</p> <p>3 第27条第2項の規定は、前項のストレスチェックの結果</p>

について準用する。この場合において、同項中「健康診断個人表」とあるのは「ストレスチェックの結果」と読み替えるものとする。

別表第3の2 (第8条の2 母性健康管理推進員関係)

単位：人

長崎振興局	1
県央振興局	1
島原振興局	1
県北振興局	1
五島振興局	1
こども医療福祉センター	1
長崎こども・女性・障害者支援センター	1

※ 数値は、当該所属に置くべき母性健康管理推進員の数

別表第4 (第12条 産業医関係)

地方機関	産業医
長崎振興局 長崎振興局税務部 長崎振興局長崎港湾漁港事務所	知事が任命するもの
県央振興局 県央振興局保健部	
農林技術開発センター	
島原振興局	
県北振興局 県北振興局保健部	
五島振興局	
壱岐振興局	
対馬振興局	
五島振興局上五島支所	
こども医療福祉センター	
総合水産試験場 長崎こども・女性・障害者支援センター 工業技術センター	

別表第4 (第12条 産業医関係)

地方機関	産業医
長崎振興局 長崎振興局税務部 長崎振興局長崎港湾漁港事務所	県北振興局保健部長の職にあるもの
県央振興局 県央振興局保健部	長崎振興局保健部長の職にあるもの
農林技術開発センター	島原振興局保健部長の職にあるもの
島原振興局	県央振興局保健部長の職にあるもの
県北振興局 県北振興局保健部	県央振興局保健部長の職にあるもの
五島振興局	上五島支所保健部長の職にあるもの
壱岐振興局	対馬振興局保健部長の職にあるもの
対馬振興局	壱岐振興局保健部長の職にあるもの
五島振興局上五島支所	五島振興局保健部長の職にあるもの
こども医療福祉センター	島原振興局保健部長の職にあるもの
総合水産試験場 長崎こども・女性・障害者支援センター 工業技術センター	長崎県診療所長の職にあるもの

別表第5 (第13条 作業主任者関係)

壱岐振興局	こども医療福祉センター
対馬振興局	工業技術センター
消防学校	長崎県高等技術専門学校
環境保健研究センター	佐世保高等技術専門学校

別表第5 (第13条 作業主任者関係)

県央振興局	こども医療福祉センター
壱岐振興局	工業技術センター
対馬振興局	長崎県高等技術専門学校
消防学校	佐世保高等技術専門学校
環境保健研究センター	長崎港湾漁港事務所

別表第8 (第21条 健康診断項目関係)

1 一般定期健康診断

区分	検査項目	対象職員	回数	備考
一次検診	(1)～(8) 略	略	略	
	(9)及び(10) 略			
	(11) 肝・胆機能検査			

別表第8 (第21条 健康診断項目関係)

1 一般定期健康診断

区分	検査項目	対象職員	回数	備考
一次検診	(1)～(8) 略	略	略	
	(9)及び(10) 略			
	(11) 肝・胆機能検査			

	ア～ウ 略 エ 略 (12)～(16) 略 (17) 略				ア～ウ 略 エ <u>ZTT</u> オ 略 (12)～(16) 略 (17) 略			
二次健診 略				二次健診 略				
2 特殊業務従事者健康診断～4 雇入時健康診断 略				2 特殊業務従事者健康診断～4 雇入時健康診断 略				
				5 特定項目健康診断				
				実施項目	検査項目	対象職員	回数	備考
5 時間外勤務特別健康診断				6 時間外勤務特別健康診断				
略				略				
6 C型肝炎ウイルス検査				7 C型肝炎ウイルス検査				
略				略				
特定項目健康診断 (1) <u>ブドウ糖負荷試験</u> (2) <u>ヘモグロビンA1cの検査</u> (3) <u>GOT、GPT、γ-GTP検査</u> (4) <u>微量アルブミン部分尿検査</u> (5) <u>頸動脈超音波検査</u> (6) <u>空腹時のLDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査及び中性脂肪検査</u>				健康診断の結果、血中脂質、血糖、血圧、肥満の4項目中3項目以上に所見が見られる職員のうち、医師が必要と認めた者及び保険事業者が実施する特定保健指導対象者のうち医師が必要と認めた者 年1回				

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第7条—第11条、第13条関係）

安全管理者（代理者）等選任報告書

所 属 名				職 員 数	人
勤務の種類	課・係・職名	氏 名	選任年月日	資格取得年月日	

年 月 日

所属長

長崎県知事 様

- (注) 1 総括安全衛生管理者等の代理者についても本様式を使用のこと。
 2 代理者の選任については期間を附記すること。
 3 勤務の種類欄は、安全管理者、衛生管理者等を記入すること。

告 示

長崎県告示第247号

長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する要綱（平成5年長崎県告示第499号の2）は、廃止する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第248号

収納代理金融機関の指定（昭和43年長崎県告示第197号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前					
<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>(2) 略</p>	略	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>株式会社 佐賀共栄銀行</td> <td>佐世保支店</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(2) 略</p>	略	株式会社 佐賀共栄銀行	佐世保支店	略
略						
略						
株式会社 佐賀共栄銀行	佐世保支店					
略						

長崎県告示第249号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託したので、同条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和5年4月1日

2 受託者の所在地及び名称

- (1) 長崎県長崎市銅座町1番11号
株式会社十八親和銀行
- (2) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社
- (3) 東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
- (4) 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート
- (5) 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- (6) 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
- (7) 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
- (8) 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
ミニストップ株式会社

- (9) 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
山崎製パン株式会社
- (10) 東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン
- (11) 東京都千代田区紀尾井町1番3号
PayPay株式会社
- (12) 東京都品川区西品川一丁目1番1号
LINE Pay株式会社

3 委託事務

地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項各号（第3号を除く。）に規定する県税の収納事務（令和5年4月1日以後に作成する納付書に係るものに限る。）

4 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

長崎県告示第250号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 交通政策課関係						別表（第2条関係） 交通政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～24 略						1～24 略					
25	長崎県路線バス運行対策追加支援金	地域住民の生活に必要な生活バス路線の運行を確保するため、乗合バス事業者に対して、支援する。	補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額又は補助対象経常費用の見込額の20分の9に相当する額のいずれか低い方の金額に運行回数に応じた割合及び他路線との競合率を乗じ、その金額から令和4年度の地域間幹線系統確保維持費補助費国庫補助金及び長崎県バス運行対策費補助金を差し引いた額とする。	支援対象経費の額の2分の1以内とし、10万円未満を切り捨てる。	乗合バス事業者						
26	長崎県生活バス路線運行対策緊急	地域住民の生活に必要な生活バス路線の運行	令和4年度の長崎県バス対策協議会において、地域住民の生活に必要な生活交	対象経費の2分の1以内とし、10万円未満を	生活バス路線を運行する乗合バス						

	支援金	を確保するため、乗合バス事業者に対して、支援する。	通の確保のために維持・確保が必要と認められたバス路線のうち、補助要件に該当しない路線における経常費用の45%。	切り捨てる。	事業者
27	長崎県離島航空路線運航費緊急対策支援金	県内の離島航空路線の安定的運航のため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内航空路線に対して支援を実施する。	支援金の額は、予算の範囲において、国が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた運航事業者の欠損額増加に対し、国が地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第63条及び第67条第1項に基づき認定する補助内定額と同額以内とする。	対象経費の10分の10以内。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）

長崎県告示第251号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年長崎県告示第302号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 県民生活環境課関係					別表（第2条関係） 県民生活環境課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県ボランティア振興事業費補助金	地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズ及び生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題	次に掲げる生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握	略		1 長崎県ボランティア振興事業費補助金	身近な地域において住民による互助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所	次に掲げる生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 課題を抱える者を早期に見出すため	略	

題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり及び多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

- (2) 地域住民の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 略

の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対応、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行うことを目的とする。

- の地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援・情報発信等
- (3) 課題を複雑化させないための地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」
- (4) 略
- (5) その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業

生活衛生課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				

生活衛生課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略					
5	長崎県飲食店ワクチン・検査パッケージ検査補助金	ワクチン・検査パッケージ等の利用のために必要な検査に要する経費を支援することにより、感染症対策と日常生活の両立を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 検査費用支援事業 (2) 検査体制整備支援事業	10分の10以内	知事が適当と認める飲食業等を営む事業者
6	ながさきコロナ対策認証店利用促進事業補助金	県内飲食店の感染防止対策の徹底と利用促進及び県内需要喚起を図る。	ながさきコロナ対策飲食店認証制度認証店への来店者が飲食代金に利用できるクーポン券を付与する経費	(1) 第1回目10分の10以内。ただし、令和4年3月までに認証を	ながさきコロナ対策飲食店認証制度認証店

				<p>取得した飲食店は1店舗当たり10万円、令和4年4月～8月の間に認証を取得した飲食店は、7万5,000円を限度とする。</p> <p>(2) 第2回目10分の10以内。ただし、1店舗当たり、20万円を限度とする。</p>	
7	長崎県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金	原油価格及び物価が高騰する中、物価統制令(昭和21年勅令第118号)の適用を受け、独自の価格転	一般公衆浴場を営業する者が、ボイラー等の基幹設備稼働のために購入した燃料費(重油、灯油、再生油等)の上昇分のみを補助の対象と	補助対象経費の2分の1以内	令和4年4月1日時点で長崎県内において一般公衆浴場の営

業補助金		の経費 (2) 海上の清掃活動経費	300万円を限度とする。	
2 略				
3	地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金	地球温暖化対策の推進を図る。	国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和5年環地域事発第2301131号）に定める重点対策加速化事業として、県や市町が実施する事業のうち、補助対象者が行う事業に要する経費	3分の2以内、2分の1以内、3分の1以内又は定額

資源循環推進課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～3 略					
4	産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金	産業廃棄物の排出量の減少及び再生利用率向上並びに産業廃棄物排出業者及び処理業者の経営負担減及び投資促進を図る。	産業廃棄物リサイクル施設整備に要する経費	2分の1以内。ただし、1,000万円を限度とする。	産業廃棄物排出業者又は産業廃棄物処理業者
5	長崎県フードバンク活動支援事業補助金	食品関連事業所から発生する食品ロス削減の促進を図る。	次の掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費については、知事が別に定める。 (1) スタートアップ支援事業 (2) 先進的取組支援事業	予算の範囲内で知事が定める額	フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会
6	長崎県産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の適正処理	廃棄物搭載車両計量設備（ト	2分の1以	産業廃棄物の

業補助金		の経費 (2) 海上の清掃活動経費	400万円を限度とする。	
2 略				

資源循環推進課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～3 略					
4	長崎県海ごみ対策推進事業補助金	県が管理する海岸保全区域等の環境の保全を効率的かつ効果的に図る。	県と協議して定める計画に基づく県が管理する海岸保全区域等に係る海ごみの撤去等のために補助対象者が負担した経費	10分の10以内	市町

棄物適 正処理 推進事 業補助 金	や公平な産 業廃棄物税 の課税の推 進を図る。	ラックスケー ル)の設置に要 する経費	内。 た だ し、 300万 円を限 度とす る。	焼却施 設又は 最終処 分場を 設置し ている 事業者
-------------------------------	----------------------------------	---------------------------	---	---

長崎県告示第252号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）第73条第1項の規定に基づくごみの投げ捨て等防止重点地区、同条例第75条第1項の規定に基づく喫煙禁止地区及び同条例第78条第1項の規定に基づく自動販売機設置届出地区を次のとおり指定する。

なお、その地区の区域を表示した図面は、長崎県県民生活環境部資源循環推進課、長崎県長崎振興局、長崎県県央振興局、長崎県島原振興局、長崎県県北振興局、長崎県五島振興局、長崎県壱岐振興局、長崎県対馬振興局、島原市役所、対馬市役所、雲仙市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 ごみの投げ捨て等防止重点地区

地区の名称	地区の区域	指定年月日
島原城跡文化遺産地区	島原市 島原城内の一部	令和5年4月1日
金田城跡文化遺産地区	対馬市 美津島町の一部	
雲仙地獄自然公園地区	雲仙市 小浜町雲仙の一部	

2 喫煙禁止地区

地区の名称	地区の区域	指定年月日
島原城跡文化遺産地区	島原市 島原城内の一部	令和5年4月1日
金田城跡文化遺産地区	対馬市 美津島町の一部	
雲仙地獄自然公園地区	雲仙市 小浜町雲仙の一部	

※ 屋内及び公共の場所の管理者が指定する喫煙場所を除く。

3 自動販売機設置届出地区

地区の名称	地区の区域	指定年月日
島原城跡文化遺産地区	島原市 島原城内の一部	令和5年4月1日
金田城跡文化遺産地区	対馬市 美津島町の一部	
雲仙地獄自然公園地区	雲仙市 小浜町雲仙の一部	

長崎県告示第253号

長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 子ども家庭課関係						別表（第2条関係） 子ども家庭課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略						1～6 略					
7	長崎県子ども医療費助成事業費補助金	高校生世代の子の福祉の増進を図る。	補助対象者が実施する高校生世代への医療費の支給に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町	7～26 略					
8～27 略						子ども未来課及び子ども家庭課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略						1～4 略					
5	地域少子化対策重点推進事業補助金	市町が実施する結婚に対する取組並びに結婚、妊娠、出産及び乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり並びにその機運の醸成の取組としての地域少子化対策重点推進事業を支援し、地域における少子化対策を推進する。	地域少子化対策重点推進交付金実施要領に基づく事業のうち、次に掲げる取組に係る経費 (1) 地域結婚支援重点推進事業 ア 重点メニュー イ 一般メニュー (2) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 ア 重点メニュー イ 一般メニュー (3) 結婚新生活支援事業 ア 都道府県主導型市町村連携コース イ 一般コース	(1) ア 4分の3、 イ3分の2 (2) ア 3分の2、 イ2分の1 (3) ア 3分の2、 イ2分の1	略	5	地域少子化対策重点推進事業補助金	市町が実施する結婚に対する取組並びに結婚、妊娠、出産及び乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり並びにその機運の醸成の取組としての地域少子化対策重点推進事業を支援し、地域における少子化対策を推進する。	(1) 令和4年度地域少子化対策重点推進交付金実施要領に基づく事業のうち、次に掲げる取組に係る経費 ア 重点課題事業 イ 優良事例の横展開支援事業 ウ 結婚新生活支援事業 (2) 令和3年度地域少子化対策重点推進交付金実施要領（令和3年度補正予算）に基づく事業のうち、次に掲げる取組に係る経費 ア 重点課題事業 イ 優良事例の横展開支	(1) ア 3分の2、 イ及びウ 2分の1 (2) ア 及びウ 3分の2、 イ2分の1	略

			ス					援事業 ① 結婚新生活支援事業 (都道府県 主導型市町 村連携コー ス)		
--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--

長崎県告示第254号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1	略					1	略				
						2	長崎県 中小企業連携組織対策事業費補助金	中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を促進し、中小企業者の経済的地位の向上を図る。	補助対象者の補助目的達成に必要な事業に要する経費	10分の10以内。ただし、中小企業連携組織等支援事業については3分の2以内とする。	長崎県 中小企業団体中央会
						3	小規模事業者支援計画推進補助金	事業継続力強化支援計画、経営発達支援計画等を推進することで、小規模事業者の持続的発展と、地域産業の活性化を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県商工会連合会が行う計画推進員の配置等に要する経費 (2) 商工会議所が行う計画推進コーディネーターの招聘に要する経費 (3) 長崎県商工会連合会・商工会議所が行う専門アドバ	10分の10以内	長崎県 商工会連合会 商工会議所

			イザーの招聘に要する経費		
4	長崎県 小規模 事業経 営支援 事業費 補助金 (商工 会)	地域経済社 会の形成に 大きな役割 を果たして いる小規模 事業者(商 工会及び商 工会議所に よる小規模 事業者の支 援に関する 法律(平成 5年法律第 51号)第2 条の小規模 事業者をい う。)等の 振興と安定 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、細目 については別 に定める。 (1) 商工会及 び商工会連 合会が行う 経営改善普 及事業 (2) 商工会 及び商工会 連合会が行 う経営発達 支援事業 (3) 商工会 及び商工会 連合会が行 う地域振興 に資する事 業	10分の 10以内。た だし、指導 施設建設費 等の経費に ついては2分 の1以内、 経営・技術 強化支援事 業費のうち 別に定める 期間を超え る部分に係 る経費につ いては3分の 2以内とする。	商工会 長崎県 商工会 連合会
5	長崎県 小規模 事業経 営支援 事業費 補助金 (商工 会 議 所)	地域経済社 会の形成に 大きな役割 を果たして いる小規模 事業者(商 工会及び商 工会議所に よる小規模 事業者の支 援に関する 法律(平成 5年法律第 51号)第2 条の小規模 事業者をい う。)等の 振興と安定 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、細目 については別 に定める。 (1) 商工会議 所が行う経 営改善普及 事業 (2) 商工会議 所が行う経 営発達支援 事業 (3) 商工会議 所が行う地 域振興に資 する事業	10分の 10以内。た だし、指導 施設建設費 等の経費に ついては2分 の1以内、 経営・技術 強化支援事 業費のうち 別に定める 期間を超え る部分に係 る経費につ いて	商工会 議所

				は3分の2以内とする。	
6	長崎県 新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮 協力金 補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る。	要請に応じて営業時間の短縮に協力した店舗への協力金の交付に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町
7	長崎県 事業継続支援 給付金 補助金	県下全域への新型コロナウイルス感染症特別警戒警報及び緊急事態宣言の発令並びに長崎市・佐世保市へのまん延防止等重点措置の適用に伴い、売上が大幅に減少した事業者の事業継続を図る。	営業時間短縮要請等の影響で売上が大幅に減少した事業者への給付金の交付に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町
8	長崎県 省エネルギー等設備 導入経 営改善 支援補 助金	原油価格・物価高騰などの影響を受けている県内中小事業者の省エネルギー対策の推進を図る。	省エネルギー設備等の導入に要する経費	3分の2以内	県内中 小事業 者等

2 略

企業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者
1及び2 略				

9 略

企業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者
1及び2 略				
3	長崎県 成長産業サブ ライ チェーン強化 支援事	県内企業の企業間連携を伴う事業拡大及び生産性向上への取組を総合的に支援	次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 技術開発事業 (2) 販路開拓事	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。 知事が認定した企業がグループに所属する企業、

3	長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	企業間連携を伴う事業拡大等の取組を総合的に支援し、県内航空機関連産業の振興を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 企業間の連携事業 ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成事業 エ 国際化対応事業 オ 連携支援・設備投資事業	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が認定した企業グループに所属する企業、団体等
4～6 略					
4	長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	企業間連携を伴う事業拡大等の取組を総合的に支援し、県内航空機関連産業の振興を図る。	(1) 企業間の連携事業 ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成事業 エ 国際化対応事業 オ 連携支援・設備投資事業 (2) 企業と大学の連携事業 (3) 試作・認証取得支援事業 (4) 取引拡大支援事業 (5) システム構築支援事業	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	(1) 知事が認定した企業グループに所属する企業、団体等 (2)(3) 知事が適当と認める県内中小企業者等 (4)(5) 公益財団法人長崎県産業振興財団
5～7 略					
8	長崎県産業業務施設設置奨励補助金	産業業務施設用地内に事務所、研究所等の設置を促進し、地域経済の活性化を図る。	産業業務施設を設置するために要する投下固定資産額等（事務所、営業所その他の業務施設、附属施設、機械設備の設置、土地取得費及び設置に際して導入する機械設備の契約リース料等をいう。以下同	10分の1（投下固定資産額等の額が50億円を超え、かつ、増加常時雇用者数が50人以上	産業業務施設用地内に産業業務施設を設置するものとして県及び大村市が立地を要請

									じ。)		の場合、その超えた金額の100分の5に相当する額を加算する。ただし、1企業につき10億円を限度とする。		し、立地協定を締結した企業		
7	オフィス系企業誘致事業補助金	県内に新たな拠点を設置し、本社機能の移転及び中核的業務の集約を図る企業の立地を促進することにより、雇用機会の増大と地域経済の活性化を図る。	補助対象者が県内で事業を実施する場合に要した経費	略	9	オフィス系企業誘致事業補助金	県内に新たな拠点を設置し、本社機能の移転及び中核的業務の集約を図る企業の立地を促進することにより、雇用機会の増大と地域経済の活性化を図る。	補助対象者が県内で事業を実施する場合における次に掲げる経費 (1) 事業の用に供した通信費（保守点検に係る費用を除く。） (2) 事務所賃借費（共益費を除く。） (3) 新規雇用者等の雇用に要した経費 (4) 設備投資費 (5) 施設整備費	略						
8～12 略					10～14 略										
13	産地活力強化事業費補助金	地域産業を支える製品の販路拡大等の取組を支援する	新たな市場への販路開拓等に要する経費	10分の10以内	長崎県 中小企業団体 中央会	15	産地活力強化事業費補助金	地域産業を支える製品の販路拡大等の取組を支援する	新たな市場への販路開拓等に要する経費	10分の10以内	長崎県 商工会 連合会				
14～17 略					16～19 略										
					20	長崎県成長産業ネクストステージ投資促進補助金	新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの見直しや新たな需要の獲得に向けた取組を支援することによ	次に掲げる事業に要する経費 (1) 事業再構築の促進に関する事業 ア 研究開発費 イ 設備投資費 ウ 生産効率化経費	(1) 3分の2以内 (2) 3分の2以内又は2分の1以	知事が 適当と 認める 県内企 業等					

り、県内経済や雇用を下支えするとともに、今後の成長産業の礎の強化を図る。	エ 販路開拓費 (2) 県内調達の拡大に関する事業 ア 設備投資費 (3) 地域経済を牽引する基幹産業の創出・強化に関する事業 ア 設備投資費	内 (3) $\frac{3}{2}$ 以内又は $\frac{2}{1}$ 以内
--------------------------------------	---	--

18及び19 略

20	次世代基幹産業育成事業費補助金	県内企業等の設備投資や販路拡大、大学等と連携した取組を支援し、県内航空機関連産業、半導体関連産業の振興を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、細目については別に定める。 (1) 航空機産業中核企業育成支援事業 (2) 航空機産業海外直接取引支援事業 (3) 半導体関連企業と大学等との連携支援事業	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が適当と認める県内企業者等
----	-----------------	---	--	-----------------------	-----------------

21及び22 略

23	省エネルギー等設備導入緊急支援事業補助金	原油価格・物価高騰などの影響を受けている県内中小事業者の省エネルギー対策を推進するため、設備等の導入を図る。	省エネや高効率化により製造コストの削減に繋がる生産設備の導入に要する経費	$\frac{3}{2}$ 以内	県内中小製造事業者等
----	----------------------	--	--------------------------------------	------------------	------------

新産業創造課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

新産業創造課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1	長崎県「ながさき出島インキュベータ」入居者支援補助	産学連携を推進し、大学等の持つ研究成果を活用した創業又は新事業の展開を支援する。	ながさき出島インキュベータの賃料の補助	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	ながさき出島インキュベータの入居者

1～5 略					
6	デジタル力向上支援事業費補助金	県内中小企業におけるITの活用を通じた生産性向上や業務効率化に繋がる人材育成等の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 人材育成に要する経費 (2) 機器等の導入に要する経費	3分の2以内	知事が適当と認める県内中小企業者等

7～9 略

経営支援課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～7 略					
8	サービス産業事業再構築支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたサービス産業事業者の事業継続を図る取組を支援する。	補助対象者が新型コロナウイルス感染症の影響からの脱却を図るため、新分野展開による経営多角化や事業・業種転換等を目指す取組に要する経費	2分の1以内	略

金
2～6 略

7	デジタル化推進活動支援補助金	県内中小企業におけるデジタル活用やIT機器導入を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) デジタル活用のための活動に要する経費 (2) 上記活動実施のための運営費	予算の範囲内で知事が定める額	一般社団法人長崎県情報産業協会
---	----------------	-------------------------------	--	----------------	-----------------

8～10 略

11	ミライ企業Nagasaki成長促進補助金	優れたアイデアやビジネスプランに対し支援を行うことで、県内における起業の機運醸成を図る。	県が実施する投資家とスタートアップ等とのマッチングイベントで発表されたアイデアやビジネスプランの事業化に要する経費	定 額 (100万円を上限とする。)	マッチングイベントのチャレンジ部門参加者
----	----------------------	--	---	-----------------------	----------------------

経営支援課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～7 略					
8	サービス産業事業再構築支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたサービス産業事業者の事業継続を図る取組を支援する。	補助対象者が新型コロナウイルス感染症の影響からの脱却を図るため、新分野展開による経営多角化や事業・業種転換等を目指す取組に要する経費	3分の2以内	略
9	サービス産業経営体質強化補助金	県内のサービス産業事業者が、DXにより生産性向上・処遇改善を図り、組織・経営に	事業者が策定した組織・経営変革計画の実践に要する経費	3分の2以内	知事が適当と認める県内企業者等

係る変革を
目指す取組
を支援す
る。

9	長崎県 中小企 業連携 組織対 策事業 費補助 金	中小企業の 組織化並び に中小企業 団体の育成 及び指導を 促進し、中 小企業者の 経済的地位 の向上を図 る。	補助対象者の補 助目的達成に必 要な事業に要す る経費	10分の 10以内 。ただ し、中 小企業 連携組 織等支 援事業 につい ては3 分の2 以内と する。	長崎県 中小企 業団体 中央会
10	小規模 事業者 支援計 画推進 補助金	地域産業活 性化計画、 経営発達支 援計画及び 事業継続力 強化支援計 画を推進す ることで、 小規模事業 者の持続的 発展と、地 域産業の活 性化を図 る。	補助対象者が行 う次に掲げる事 業に要する経費 (1) 長崎県商工 会連合会が行 うデジタル化 推進員の配置 等に要する経 費 (2) 地域産業活 性化計画、経 営発達支援計 画、事業継続 力強化支援計 画推進に要す る経費	10分の 10以内	長崎県 商工会 連合会 商工会 議所
11	長崎県 小規模 事業経 営支援 事業費 補助金 (商工 会)	地域経済社 会の形成に 大きな役割 を果たして いる小規模 事業者(商 工会及び商 工会議所に よる小規模 事業者の支 援に関する 法律(平成 5年法律第 51号)第2 条の小規模 事業者をい う。)等の 振興と安定 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、細目に ついては別に定 める。 (1) 商工会及び 商工会連合会 が行う経営改 善普及事業 (2) 商工会及び 商工会連合会 が行う経営発 達支援事業 (3) 商工会及び 商工会連合会 が行う地域振 興に資する事 業	10分の 10以 内。た だし、 指導施 設建設 費等の 経費に ついて は2分 の1以 内、経 営・技 術強化 支援事 業費の うち別 に定め る期間 を超え る部分	商工会 長崎県 商工会 連合会

				に係る経費については3分の2以内とする。	
12	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金（商工会議所）	地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条の小規模事業者をいう。）等の振興と安定を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、細目については別に定める。 (1) 商工会議所が行う経営改善普及事業 (2) 商工会議所が行う経営発達支援事業 (3) 商工会議所が行う地域振興に資する事業	10分の10以内。ただし、指導施設建設費等の経費については2分の1以内、経営・技術強化支援事業費のうち別に定める期間を超える部分に係る経費については3分の2以内とする。	商工会議所

未来人材課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	県内大学等による地域人材育成・定着支援補助金	県内の大学、短期大学及び高等専門学校（県内大学等という）の学生の県内就職及び定着を図る。	県内大学等が県内の企業や行政等と連携して実施する学生の県内定着促進に資する事業に要する経費	2分の1以内。ただし50万円を限度とする。	略
2及び3	略				
4	成長分野人材確保・育成事業費補助金	半導体関連企業の人材の確保・育成を支援する。	半導体製造業等に労働者を派遣する派遣業者が新たに雇用した人材の育成に要	予算の範囲内で知事が別に定める	知事が適当と認める県内半導体関

若者定着課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	県内大学等による地域人材育成・定着支援補助金	県内の大学、短期大学及び高等専門学校（県内大学等という）の学生の県内就職及び定着を図る。	県内大学等が県内の企業や行政等と連携して実施する学生の県内定着促進に資する事業に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	略
2及び3	略				

助金		する経費	基準に よる。	連人材 派遣業 者	
雇用労働政策課関係					
補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～4 略					
5	長崎県 緊急雇 用維持 助成金	中小企業に おける失業 の予防と雇 用の安定を 図る。	雇用保険法施行 規則附則第15条 の4の5に規定 する産業雇用安 定助成金の交付 の対象となる経 費	略	
6	長崎県 外国人 材日本語 教育支 援事業 補助金	監理団体等 における日 本語教育 の実施を支 援し、魅力 的な受入環 境整備を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1)及び(2) 略	10分の 10以内。た だし20 万円を 限度と する。	略

雇用労働政策課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～4 略					
5	長崎県 緊急雇 用維持 助成金	中小企業に おける失業 の予防と雇 用の安定を 図る。	雇用保険法施行 規則(昭和50年 労働省令第3 号)第102条の 3に規定する雇 用調整助成金等 の交付の対象と なる休業手当等	略	
6	離職者 雇用促 進助成 金	新型コロナ ウイルス感 染症の影 響による離 職者を雇用 し事業の継 続・拡大を 図る企業等 を支援す る。	対象離職者を無 期又は有期労働 者として雇用し た際に要する経 費	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 基準に よる。 知事が 適当と 認める 県内中 小企業 者等	
7	長崎県 外国人 材日本語 教育支 援事業 補助金	監理団体等 における日 本語教育 の実施を支 援し、魅力 的な受入環 境整備を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1)及び(2) 略	10分の 10以内。た だし30 万円を 限度と する。	略
8	成長分 野人材 確保・ 育成事 業費補 助金	成長分野の 企業産業の 人材の確 保・育成を 支援する。	成長分野(半導 体、情報産業 等)の企業(協 力企業を含む) が新たに雇用し た人材の育成に 要する経費	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 基準に よる。 知事が 適当と 認める 県内成 長分野 企業 (半導 体関連 産業、 情報産 業等) 等	
9	地域就 職氷河 期世代 支援加 速化補 助金	就職氷河期 世代の支援 に係る取 組を促進す る。	就職氷河期世代 の支援に要する 経費	4分の 3以内 市町	
10	長崎県 外国人	技能実習生 等を受け入	補助対象者が補 助目的を達成す	10分の 10以内 長崎県 中小企	

	<p>材受入 緊急支 援事業 補助金</p>	<p>れる際に必 要となる新 型コロナウ イルス感染 症の水際対 策に要する 経費を支援 し、県内事 業所への円 滑な外国人 材受入を促 進する。</p>	<p>るために要する 経費</p>	<p>業団体 中央会</p>
--	------------------------------------	---	-----------------------	--------------------

長崎県告示第255号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
令和5年4月1日から令和6年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。
【くろまぐろ（小型魚）】 728.900トン
【くろまぐろ（大型魚）】 173.300トン
【するめいか】 現行水準
- 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項
令和5年4月1日から令和6年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。
【くろまぐろ（小型魚）】
長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 41.289トン
長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 673.139トン
【くろまぐろ（大型魚）】
長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 51.948トン
長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 118.525トン
【するめいか】
長崎県するめいか漁業 現行水準

長崎県告示第256号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、長崎県南部海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 長崎県南部海区漁場計画の内容

- 1 漁業権に関する事項
 - (1) 漁場計画番号 別表のとおり
 - (2) 漁場の位置 別表のとおり
 - (3) 漁場の区域 別表のとおり
 - (4) 漁業種類及び漁業の名称 別表のとおり
 - (5) 漁業時期 別表のとおり
 - (6) 存続期間 別表のとおり
 - (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表のとおり
 - (8) 関係地区 別表のとおり

- (9) 条件 別表のとおり
- 2 保全沿岸漁場に関する事項
設定なし
- 第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項
- 1 長崎県南部海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
長崎県南部海区漁場計画（案）について、計画して差し支えないとの意見であったため、長崎県南部海区漁場計画を定めることとした。
- 2 漁場の図面 別添のとおり
- 第3 免許予定日及び申請期間
- 1 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- 2 申請期間 令和5年3月31日から令和5年7月14日まで
- 第4 その他
- 1 第1種共同漁業に表示した名称に含まれる水産動植物については、別紙のとおり
- 2 この公示の別表、別添及び別紙は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。
[ホームページアドレス]
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第257号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、長崎県北部海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 第1 長崎県北部海区漁場計画の内容
- 1 漁業権に関する事項
- (1) 漁場計画番号 別表のとおり
- (2) 漁場の位置 別表のとおり
- (3) 漁場の区域 別表のとおり
- (4) 漁業種類及び漁業の名称 別表のとおり
- (5) 漁業時期 別表のとおり
- (6) 存続期間 別表のとおり
- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表のとおり
- (8) 関係地区 別表のとおり
- (9) 条件 別表のとおり
- 2 保全沿岸漁場に関する事項
設定なし
- 第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項
- 1 長崎県北部海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
長崎県北部海区漁場計画（案）について、計画して差し支えないとの意見であったため、長崎県北部海区漁場計画を定めることとした。
- 2 漁場の図面 別添のとおり
- 第3 免許予定日及び申請期間
- 1 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- 2 申請期間 令和5年3月31日から令和5年7月14日まで
- 第4 その他
- 1 第1種共同漁業に表示した名称に含まれる水産動植物については、別紙のとおり
- 2 この公示の別表、別添及び別紙は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。
[ホームページアドレス]
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第258号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、五島海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 五島海区漁場計画の内容**1 漁業権に関する事項**

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

**2 保全沿岸漁場に関する事項
設定なし****第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項****1 五島海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果**

五島海区漁場計画（案）について、計画して差し支えないとの意見であったため、五島海区漁場計画を定めることとした。

2 漁場の図面 別添のとおり**第3 免許予定日及び申請期間**

- | | |
|------------|------------------------|
| 1 漁業の免許予定日 | 令和5年9月1日 |
| 2 申請期間 | 令和5年3月31日から令和5年7月14日まで |

第4 その他

- 1 第1種共同漁業に表示した名称に含まれる水産動植物については、別紙のとおり
- 2 この公示の別表、別添及び別紙は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

[ホームページアドレス]

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第259号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、対馬海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 対馬海区漁場計画の内容**1 漁業権に関する事項**

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

- 2 保全沿岸漁場に関する事項
設定なし
- 第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項
 - 1 対馬海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
対馬海区漁場計画（案）について、計画して差し支えないとの意見であったため、対馬海区漁場計画を定めることとした。
 - 2 漁場の図面 別添のとおり
- 第3 免許予定日及び申請期間
 - 1 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
 - 2 申請期間 令和5年3月31日から令和5年7月14日まで
- 第4 その他
 - 1 第1種共同漁業に表示した名称に含まれる水産動植物については、別紙のとおり
 - 2 この公示の別表、別添及び別紙は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。
[ホームページアドレス]
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第260号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
平戸市第3加入区	小型合併漁業（主としてごち網を営む漁業）

長崎県告示第261号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認めた。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和5年3月31日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 対馬市
所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
代表者氏名 対馬市長 比田勝尚喜
代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
 - (1) 位 置 長崎県対馬市豊玉町貝口字ソロ228番第16から233番4に至る地先。
 - (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 2,720.14平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地、水路敷
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成5年7月27日付け長崎県指令5漁計許第4号
- 6 閲覧場所
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画新住宅市街地開発事業 諫早西部新住宅市街地開発事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県諫早市大さこ町、堀の内町の各全部及び下大渡野町、破籠井町、西栄田町、栄田町、大字真崎本村名、真崎町の各一部
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県央振興局及び諫早市役所

長崎県告示第263号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	207号	諫早市永昌東町147番地先から 諫早市宇都町188番3地先までの上下線

長崎県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路線名 平戸江迎線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市田平町上亀免字岩ノ本533番3地先から 佐世保市江迎町栗越229番1地先まで	前	8.2~48.9	3,401.0	
	後	8.2~65.9	3,401.0	

長崎県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 柚木三川内線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市柚木町2231番1地先から 佐世保市柚木町2243番1地先まで	前	11.1~11.1	0.0	
	後	11.1~11.1	0.0	

長崎県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
路 線 名 251号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市瑞穂町古部甲平野高野863番地先から 雲仙市吾妻町馬場名字原山1144番地先まで	前	12.6~209.6	5,195.2	
	後	13.8~209.6	5,195.2	

長崎県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
路 線 名 251号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（雲仙市吾妻町永中名字下払512番）から 雲仙市吾妻町阿母名字新切2433番3地先まで	前	100.0~151.8	1,018.0	
	後	13.8~44.4	1,018.0	

長崎県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市南串山町丙字葎之内南2152番地先から 雲仙市南串山町丙字葎之内南2121番1地先まで	前	9.6~19.9	113.2	
	後	10.4~32.8	113.2	

長崎県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 雲仙深江線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市深江町乙字西ノ脇481番1地先から 南島原市深江町乙字西ノ脇447番3地先まで	前	9.5~12.3	154.0	
	後	10.4~15.4	154.0	

長崎県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市南串山町丙字東片貝崎9303番1地先から 雲仙市南串山町丙字東片貝崎9361番1地先まで	前	11.4~32.5	180.0	
	後	14.6~53.7	180.0	

長崎県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市国見町多比良甲字栗谷川91番1地先から 雲仙市国見町多比良甲字栗谷川91番1地先まで	前	10.4~10.4	1.4	
	後	11.4~11.4	1.4	

長崎県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市国見町多比良甲字栗谷川96番1地先から 雲仙市国見町多比良甲字栗谷川99番4地先まで	前	11.0~11.1	6.5	
	後	11.0~14.2	6.5	

長崎県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 382号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市石田町印通寺浦字祝町373番4地先から 壱岐市石田町印通寺浦字祝町387番1地先まで	前	12.0~13.7	7.3	
	後	9.9~11.6	7.3	

長崎県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 382号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町平人触字東ノ辻341番1地先から 壱岐市郷ノ浦町平人触字東ノ辻363番1地先まで	前	10.4~23.4	297.6	
	後	13.1~23.6	295.8	

長崎県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路線名 有川新魚目線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町榎津郷字中尾462番1地先から 南松浦郡新上五島町榎津郷字中尾460番2地先まで	前	16.1~24.6	23.7	
	後	16.5~26.8	23.7	

長崎県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路線名 有川新魚目線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町榎津郷字中尾493番1地先から 南松浦郡新上五島町榎津郷字中尾496番4地先まで	前	20.4~24.3	46.1	
	後	20.4~28.6	45.5	

長崎県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の

縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 有川新魚目線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町榎津郷字中尾496番8地先から 南松浦郡新上五島町榎津郷字中尾501番地先まで	前	13.6~40.0	31.8	
	後	13.1~17.3	31.8	

長崎県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 有川新魚目線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町丸尾郷字平424番地先から 南松浦郡新上五島町丸尾郷字平417番地先まで	前	19.6~20.4	31.8	
	後	20.4~21.6	31.8	

長崎県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 499号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市平山町13番5地先から 長崎市布巻町字瓜生川987番1地先まで	前	25.6~40.8	117.9	
	後	25.6~41.6	117.9	

長崎県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 平戸江迎線	平戸市田平町上亀免字岩ノ本533番3地先から 佐世保市江迎町栗越229番1地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 柚木三川内線	佐世保市柚木町2210番1地先から 佐世保市柚木町2243番1地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	雲仙市国見町多比良甲字栗谷川91番1地先から 雲仙市国見町多比良甲字栗谷川113番1地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	官公有無番地先（壱岐市石田町印通寺浦字祝町387番1）から 壱岐市石田町印通寺浦字祝町411番1地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	壱岐市郷ノ浦町平人触字鋸314番7地先から 壱岐市郷ノ浦町平人触字東ノ辻363番1地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町榎津郷字中尾462番1地先から 南松浦郡新上五島町榎津郷字中尾496番10地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町丸尾郷字平424番地先から 南松浦郡新上五島町丸尾郷字平417番地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 平石千々石線	雲仙市千々石町庚千々石温泉岳国有林116林班は1小班から 雲仙市千々石町庚千々石温泉岳国有林116林班ほ1小班まで	令和5年3月31日

長崎県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 平石千々石線	雲仙市千々石町庚千々石温泉岳国有林116林班ほ1 小班から 雲仙市千々石町己字坂上2097番1 地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 野田島原線	島原市下宮町甲2426番地先から 島原市下宮町甲2421番地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 雲仙深江線	南島原市深江町乙字藏元937番1 地先から 南島原市深江町乙字藏元933番3 地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 雲仙深江線	南島原市深江町乙字西ノ脇494番1 地先から 南島原市深江町乙字西ノ脇491番1 地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江富江線	五島市野々切町字邑中3033番1地先から 五島市浜町258番1地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市平山町578番2地先から 長崎市布巻町字瓜生川987番1地先まで	令和5年3月31日

長崎県告示第294号

長崎県管理港湾島原港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び島原振興局建設部管理課に備え置く。

令和5年3月31日

島原港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

港湾名	種 類		位 置	数量及び能力	
	施設名	名 称			
島原港	浮棧橋	島原港浮棧橋	長崎県 島原市下川尻町	構造	浮体式
				延長(取付部除く)	30.0m
				延長(取付部含む)	60.9m
				幅員	12.0m
				対象船舶(種類・船型)	高速船
				対象船舶(隻数)	4隻
				連絡橋(延長)	36.3m
				連絡橋(幅員)	3.3m

長崎県告示第295号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名
1～60の4 略					1～60の4 略				
61	西海市長 杉澤 泰彦	西海市大瀬 戸町瀬戸樫	西海市大瀬 戸町瀬戸樫	西海市	61	削除			

		浦郷2222番地	浦郷2222番地					
		地	地	西海市役所				
62	略							
63	株式会社西海家用自動車 代表取締役 大串 康弘	西海市西海町川内郷 1106番地5	西海市西海町川内郷 1106番地5	略	63	西海地区自家用自動車協会 会長 川端 秀治	西海市西海町川内郷 1106番地5	西海市西海町川内郷 1106番地5 西海地区自家用自動車協会内
64~84	略							

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテ時津店
長崎県西彼杵郡時津町元村郷字打坂1191番地1 ほか
- 2 届出の概要
 - ①大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名に関する届出事項の変更
 - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
時津町長 吉田 義徳
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、時津町産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
OKホーム&ガーデン長与店
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1街区5号 外
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長与町長 吉田 慎一
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長与町産業振興課

令和5年度技能検定試験（基礎級）の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和5年度技能検定試験（基礎級）の実施について次のとおり公示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 実施職種
 - (1) 基礎級
機械加工（数値制御旋盤作業）
- 2 試験の方法
上記の職種について実技試験及び学科試験を実施
- 3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所
 - (1) 実技試験
 - ア 手数料 18,200円
 - イ 実施期日
令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日
 - ウ 実施場所
別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所
 - エ 問題の公表
実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。
 - (2) 学科試験
 - ア 手数料 3,100円
 - イ 実施期日
令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日
 - ウ 実施場所
別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 提出書類
技能検定受検申請書
 - (2) 提出先
長崎県職業能力開発協会
〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）
電話 095-894-9971
 - (3) 受付期間
随時
 - (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で交付する。
なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、

返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第669号	加工家きんふん肥料	醗酵鶏ふん	窒素全量 4.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 3.0%	長崎県諫早市飯森町後田73-13	株式会社小峰鶏園 代表取締役 小峰 裕作	平成29年3月13日	令和5年3月13日から 令和11年3月12日

特定農業用ため池の指定（公告）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地		指定年月日
	市区、郡町村名	字・番地等	
堤の平	南島原市	北有馬町	令和5年3月17日

特定農業用ため池の指定解除（公告）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項の規定に基づく下記の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地		指定解除年月日
	市区、郡町村名	字・番地等	

豊岳ため池	西海市	西海町	令和5年3月17日
-------	-----	-----	-----------

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（三次元点群測量UAVレーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県雲仙市 国見町神代丁～国見町土黒己	令和5年3月14日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎地方務局長から公共測量（登記所備付地図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市古川町、東古川町、銀屋町、万屋町、浜町、鍛冶屋町の一部、油屋町及び丸山町	令和5年2月28日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、壱岐市長から公共測量（デジタル航空写真撮影（写真地図作成））を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県壱岐市	令和5年3月13日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市森山町唐比東（一部）	令和5年3月17日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、愛津原土地改良区理事長から公共測量（愛津原地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市愛野町 愛津原地区	令和5年3月15日

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年6月28日 4 県北振建管第7216号	長崎県佐世保市大和町166番2の一部、169番の一部、250番3の一部、市道の一部、里道の一部	長崎県佐世保市白岳町148-5 学校法人古賀学園 理事長 古賀 久貴

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 物品等又は特定役務の名称
県立学校用顔認証システムライセンス
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県教育庁総務課（情報化推進班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3315
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和5年3月20日
- 落札者
長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹
- 落札価格
35,400,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 入札公告日
令和5年2月7日
- 落札方式
最低価格

教育委員会規則

長崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

長崎県教育委員会規則第6号

長崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

長崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 長崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を設置するように努める。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

- 一 学校経営計画に関すること
- 二 教育課程の編成に関すること
- 三 組織編成に関すること
- 四 予算執行に関すること
- 五 施設管理及び施設設備等の整備に関すること
- 六 その他当該対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(教育委員会等に対する意見)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるすることができる。
- 3 前項の意見について、法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であつて、職員個人を特定しない一般的なものとする。
- 4 協議会は、教育委員会に対して第1項及び第2項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、積極的に提供しよう努めなければならない。

(組織)

第6条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

- 一 保護者
- 二 地域住民
- 三 学識経験者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 対象学校の代表者
- 六 その他、教育委員会が適当と認める者

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期等)

第8条 委員の任期は、委嘱の日からその年度末までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第9条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長が会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、次のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- 一 第7条の規定に違反したとき
 - 二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき
 - 三 その他解任に相当する事由が認められるとき
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示**長崎県選挙管理委員会告示第8号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和5年3月31日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
サービス付き高齢者向け住宅 ゆうあいホームれんげ	佐世保市長坂町684-30	令和5年3月17日

監査委員公表**監査委員公表第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

長崎県監査委員 下田 芳之
同 砺山 和仁
同 前田 哲也
同 中村 泰輔

令和4年度 包括外部監査結果報告書
(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

長崎県の離島・半島振興に関する事務の
執行について

長崎県包括外部監査人
有馬 理

目 次

I	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	テーマについて	1
1	選定した特定の事件	1
2	特定の事件として選定した理由	1
第3	監査の視点	1
1	合规性・適法性の視点	1
2	経済性・効率性・有効性（3E）の視点	2
3	離島・半島振興という目的にどう寄与しているかという視点	2
第4	監査手続	2
1	地域づくり推進課からヒアリング	2
2	資料閲覧	2
3	監査対象の絞り込み	2
4	ヒアリング	3
第5	監査対象部局及び事業数	3
第6	監査実施者	4
1	包括外部監査人	4
2	補助者	4
第7	利害関係の有無	4
II	包括外部監査の結果報告・総論	5
第1	指摘事項・意見の概要	5
1	「指摘事項」・「意見」の定義	5
2	「見解」と「評価」について	5
3	指摘事項・意見の摘示	5

第2	長崎県の離島振興に関する概況について	11
1	はじめに	11
2	本県の離島数	13
3	本県の離島振興対策実施地域 51 島の面積・人口等	13
4	本県の特定有人国境離島地域	13
5	本県の離島の人口等の概要	14
6	本県離島の産業の概要について	16
7	離島振興に関する法律等	18
8	離島振興関係の国の交付金	24
第3	長崎県の半島振興について	27
1	はじめに	27
2	半島振興法に基づく国の補助金について	27

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1	地域振興部	29
1	監査の対象及び方法	29
2	各事業の内容について	30
第2	企画部	42
1	監査の対象及び方法	42
2	各事業の内容について	43
第3	文化観光国際部	48
1	監査の対象及び方法	48
2	事業の内容について	48
第4	産業労働部	49
1	監査の対象及び方法	49
2	各事業の内容について	51

第5	水産部	70
1	監査の対象及び方法	70
2	各事業の内容について	72
第6	農林部	95
1	監査の対象及び方法	95
2	各事業の内容について	98

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

長崎県の離島・半島振興に関する事務の執行について

2 選定した理由

本県は、令和5年の国土地理院の発表によれば1,479島もの多数の離島を抱えており、都道府県別ではもっとも島の多い県である。全国の離島振興法指定有人島の約5分の1である51島が長崎県に存在し、同法指定有人島において面積は本県の約37%、人口は約9%を占める。また、領海・排他的経済水域保全等を目的として平成29年に施行された有人国境離島法における、居住可能な環境整備が必要とされる特定有人国境離島地域が全国で15地域71島あり、本県はそのうち3地域40島をも占めている。

本県の離島振興計画は令和5年3月までの期限であり、計画の終盤となっていて、計画に沿った振興事業がなされているか検証することは重要である。また、長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画は、前期が平成29年度から令和3年度までとされており、計画の達成状況などを検証する必要性は高い。

一方、半島は本県の面積の約3分の1、人口は約4分の1を占めており、半島振興法の対策指定地域として、北松浦、東松浦、島原、西彼杵の各地域が指定されている。

このように半島・離島が面積・人口の相当な割合を占める本県において、離島・半島振興に関する事務が適切になされているかなどを外部の視点で検証することが、県民生活の向上に資するものと思料し、特定の事件として選定した。

第3 監査の視点

1 合规性・適法性の視点

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない、法律や条例、その下にある規則、要綱等に従って適正に行われることが必要である。離島・半島振興においても、離島振興法、半島振興法、離島振興計画、半島振興計画、関連する各種計画・規則・要綱等に従い、適切に行われることが求められる。

また、包括外部監査人及び補助者は全て弁護士であり、合规性・適法性監査に対し適性がある。

よって、本監査においては、主として合规性・適法性の視点からの監査を行う。

2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法 252 条の 37 第 1 項）。また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進、最少の費用で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化に努めているか、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか、という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法 252 条の 37 第 2 項，同法 2 条 14 項，同条 15 項）。

そこで、本監査においては、必要に応じ、これら経済性・効率性・有効性（3E）の視点を踏まえた監査も行う。

3 離島・半島振興という目的にどう寄与しているかという視点

本監査は離島・半島振興という行政目的を取り上げるテーマであるため、各事業と離島・半島振興の関係性、離島・半島振興にどのように資するかという視点を持って監査し、前述した合規性の視点、3Eの視点を踏まえた上でも離島・半島振興に資すると考えた事業については積極的に評価していくという視点をもって監査を行う。

第4 監査手続

実施した監査のおおよその流れは、以下のとおりである。

1 地域づくり推進課からのヒアリング（5月30日）

離島・半島振興を目的とする事業を多く所管している地域振興部地域づくり推進課から、離島・半島振興事業の概略についてヒアリングを行い、同課が議会説明用に作成した「離島及び半島地域振興関係主要事業」に即した説明を受けた。

2 資料閲覧

上記「離島及び半島地域振興関係主要事業」に挙げられており令和3年度に実施されているほぼ全事業を対象にして、令和4年8月から同年10月にかけて、各担当課に依頼し、令和3年度分及び令和2年度分の事業の一件記録を用意してもらい、順次閲覧した。

3 監査対象の絞り込み

上記「離島及び半島地域振興関係主要事業」には予算要求段階の事業名が挙げられており、資料の閲覧段階で、「離島及び半島地域振興関係主要事業」に記載された一つの事業が多数の補助金事業、委託事業等に分けられて実施されていることが判明した。また、離島・半島振興に特化した事業のみならず、全県下を対象とした事業が多数含まれていたこともあり、監査対象とする事業の絞り込みを行う必要があった。

基本的な方針として、離島・半島振興に特化したと判断される事業はできる限り全件監査対象とし、それ以外の事業については、予算の大小にとらわれることなく、離島・半島振興との関係性の強弱や、離島・半島振興に資する成果がどの程度見込まれるか、農林水産業であれば、他の都道府県ではあまり行われていないかどうか等の観点から絞り込みを行っ

た。

4 ヒアリング

令和4年10月から令和5年1月にかけて、絞り込みをした事業について、資料閲覧のみで足りると判断された事業を除き、各担当課へのヒアリングを行った。その後、監査人の検出事項を受けて再度のヒアリングを希望した担当課に対して、順次、ヒアリングを行った。

第5 監査対象部局及び事業数

事業数については、例えば同一名称の補助金であっても、補助対象事業や補助対象経費が異なるなど、別事業として扱うのが実態に即しているものは、別事業としてカウントしている。

所管部局	所管課	監査対象事業数
地域振興部	地域づくり推進課	8
	交通政策課	6
企画部	デジタル戦略課	4
文化観光国際部	観光振興課	2
産業労働部	企業振興課	2
	新産業創造課	3
	経営支援課	1
	若者定着課	1
	雇用労働政策課	7
水産部	漁政課	1
	漁業振興課	7
	水産経営課	6
	水産加工流通課	3
	漁港漁場課	1
農林部	農山村振興課	4
	農業経営課	3
	農産園芸課	1
	農産加工流通課	5
	畜産課	5
	農村整備課	2
	林政課・森林整備室	1
所管部局合計 6部	所管課合計 21課	監査対象事業数 合計 73

第6 監査実施者

1 包括外部監査人

有馬理 (弁護士)

2 補助者

青野悠 (弁護士)

鮎川愛 (弁護士)

平山愛 (弁護士)

藤森弘行 (弁護士)

第7 利害関係の有無

包括外部監査人，補助者いずれにおいても，包括外部監査の対象とした事件につき，地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

Ⅱ 包括外部監査の結果報告・総論

第1 指摘事項・意見の概要

1 「指摘事項」・「意見」の定義

指摘事項・意見の詳細については、各論において論述するが、総論においては、全ての指摘事項・意見の概要として結論部分を適示し報告する。本監査において報告する「指摘事項」、「意見」の定義は以下のとおりである。

指摘事項	適法性に問題があるか又は不当なため是正・改善を求めるもの
意見	適法性に問題があるか又は不当とまではいえないものの、今後の事務処理の円滑化や合理化の観点等からは是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの

2 「見解」と「評価」について

今回の監査においては、事業の評価等をより適切に行うため、「見解」と「評価」という項目を設けた。「見解」と「評価」の定義は下記のとおりである。

見解	現在の事務処理の方針・方法を否定するものではなく、是正・改善を求めるものでもないが、異なる解釈や見解があり得るなど、今後の助言として注意的に述べるもの。
評価	監査人の視点から、事務処理の方針・方法、成果について、評価すべき点がある場合に助言的に述べるもの。

3 指摘事項・意見の適示

報告書各論で検出されたものを順次適示する。

指摘事項及び意見はそれぞれ通し番号を付し、意見の通し番号は丸囲み数字とする。

(1) 地域振興部

【指摘事項】

	概 要	頁
1	事業の一件記録には、完成されたチェックリストを綴じておくべきである。	32

(2) 企画部

【意見】

	概 要	頁
①	事業報告書は、事業計画書の記載に対応してどのように補助対象事業が実施されたかを明確に記載されるべきであり、事業計画書との対照性に欠ける場	45

	合には、事業計画書の記載内容に対応する形で報告を求める等の指導をすることが望ましい。	
--	--	--

【指摘事項】

	概 要	頁
2	高度の専門性を有し、講演実施のために専門性の高いプログラムの構築や高度な基礎調査等を必要とする講演依頼の場合には、仕様書の業務内容や委託内容にその専門性や基礎調査等の必要性についても記載すべきである。	47

(3) 文化観光国際部

指摘・意見なし。

(4) 産業労働部

【意見】

	概 要	頁
②	補助金の支出確定通知書に記載されているとおり、補助事業者に対して補助金の交付を受けた日から5年を経過するまで定期的（おおむね四半期ごと）に雇用の状況等について報告を求めることが望ましい。	53

【指摘事項】

	概 要	頁
3	前払金については、県がその必要性を吟味し、必要があると判断した場合には、その旨を記録化しておくべきである。	60

【意見】

	概 要	頁
③	随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」欄には、同様の業務について、他県ではどのような契約方法がとられているか、他県での「同様の契約事例」がどの範囲を指しているのかなどが把握できるよう、具体的に記載することが望ましい。	60

【意見】

	概 要	頁
④	本委託事業については、実際に県内企業に転職した参加者の感想や意見を集約して情報提供を行う、都市部在住者に対して本委託事業を周知するための広報活動を強化するなどして、参加者に占める都市部の転職希望者の割合を高めていく方を検討していくことが望ましい。	63

【意見】

	概 要	頁
⑤	本委託業務においては、一般競争入札の資格要件、マッチングを支援する県内企業の要件、仕様書の内容の妥当性、受託者の業務のやり方など、目標を大きく下回った要因が何であったのか、紹介件数、マッチングによる成約件数を増やすにあたってのどのような改善点が考えられるのかなど、十分に分析、検証することが望ましい。	66

【意見】

	概 要	頁
⑥	本委託業務においては、例えば、契約期間を複数年とするなどして、1者応札を解消する方策を検討することが望ましい。	67

【意見】

	概 要	頁
⑦	本委託事業のように、継続的な事業実施が見込まれる上に、新入社員・若手社員、企業経営者それぞれに向けたセミナーを個別に開催し、さらには企業経営者に向けた個別相談まで実施するような場合には、セミナーや相談会で出された質問やその回答の内容については、県において集約して、参加者に資料として配布するなどの情報提供を行うことが望ましい。	68

【意見】

	概 要	頁
⑧	個別相談における事前の質問事項の聴取については、事前に質問事項を聴取しておけば相談会がスムーズに実施できる旨の周知にとどめ、参加を促すことに重点を置いてソフトランディングさせることが望ましい	69

(5) 水産部

【意見】

	概 要	頁
⑨	漁業就業実践研修に対する補助事業においても、実績報告として研修時間の報告を求めることが望ましい。	81

【意見】

	概 要	頁
⑩	補助金の概算払いは例外的な支払方法と位置付けられるものであるから、その理由は不足なく具体的に記載することが望ましい。	86

【指摘事項】

	概 要	頁
4	県は、補助事業者に対し、事業計画書や事業実績報告書等には、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。	90

【指摘事項】

	概 要	頁
5	補助金の交付請求書は十分にその記載内容を確認し、仮に異なる補助金名が記載されていたような場合には、正しい記載内容の補助金交付請求書の提出を求めるべきである。	91

【指摘事項】

	概 要	頁
6	県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、委託事業者に対して委託料の前払いの必要性について示すよう指導すべきである。	92

(6) 農林部

【意見】

	概 要	頁
⑪	補助事業の一件記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などに関する書類を編綴するのが望ましい。	99

【意見】

	概 要	頁
⑫	本事業においては、セミナー参加者（参加希望者を含む）あるいは直売所運営者の意見、要望、感想等を集約し、その情報を共有し、必要であればその情報を提供できるようにしておくことが望ましい。	101

【指摘事項】

	概 要	頁
7	事業計画書の提出を求めるに当たっては、年度全体を通した事業全体の計画を記載してもらうべきであり、県としては、補助金の交付申請をする事業者に対して、そのような指導をすべきである。	104

【意見】

	概 要	頁
⑬	県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討することが望ましい。	105

【意見】

	概 要	頁
⑭	県においては、概算払いの必要性を慎重に検討してもらう必要があり、概算払いによる交付を求める補助事業者に対しては、県において必要性の検討ができるよう、具体的な理由を示させることが望ましい。	107

【意見】

	概 要	頁
⑮	補助事業の一件記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などに関する書類を編綴するのが望ましい。	109

【意見】

	概 要	頁
⑯	補助事業の遂行状況について補助事業者の活動に支障が生じない限度で、できる限り具体的な内容の報告を受けることが望ましい。	112

【意見】

	概 要	頁
⑰	補助事業者が市町であって、市町が事業実施主体の行う入札を指導等する案件についても、県は市町と協議して、1者応札の解消策を検討することが望ましい。	116

【意見】

	概 要	頁
⑱	価格が高騰している肥育素牛の導入を支援するための補助金については、最大限に利用されるよう、子牛価格の変動に応じて補助額や補助率を柔軟かつ機動的に設定できる制度の導入が望ましい。	118

【意見】

	概 要	頁
⑲	補助事業者からは、少なくとも主要な補助対象経費についてその支出に関する証票の提出を受けてファイルしておくことが望ましい。	119

【指摘事項】

	概 要	頁
8	本事業の委託契約については、「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となり得る公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しを行うべきであり、それらの見直しを行っても1者応札が解消されない状態が継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。	120

【指摘事項】

	概 要	頁
9	随意契約により契約を締結しようとする場合、例年辞退している業者に対し見積依頼を続けることなく、他の業者への見積依頼を検討する等、適切に業者を選定すべきである。	124

【指摘事項】

	概 要	頁
10	随意契約により契約を締結するために、2者以上から見積書を徴する場合、契約締結に積極的な業者を適切に選定した上で、適切な値付けが可能となるように見積合わせをすべきである。令和3年度の見積合わせは、適切な値付けができたかについて、疑義があるため、速やかに是正すべきである。	125

【指摘事項】

	概 要	頁
11	監査人（補助者）が既に関覧し監査に必要と考えた資料を、監査終了前に、担当課の判断のみで一件記録から除外する行為は、地方自治法252条の33が定める協力義務の趣旨に反し、監査人との信頼関係を損なう行為であり、担当課はこのようなことがないよう再発防止に取り組むべきである。	126

第2 長崎県の離島振興に関する概況について

長崎県の離島振興に関する概況につき、以下、長崎県HP等にある資料を適宜引用して概観する。

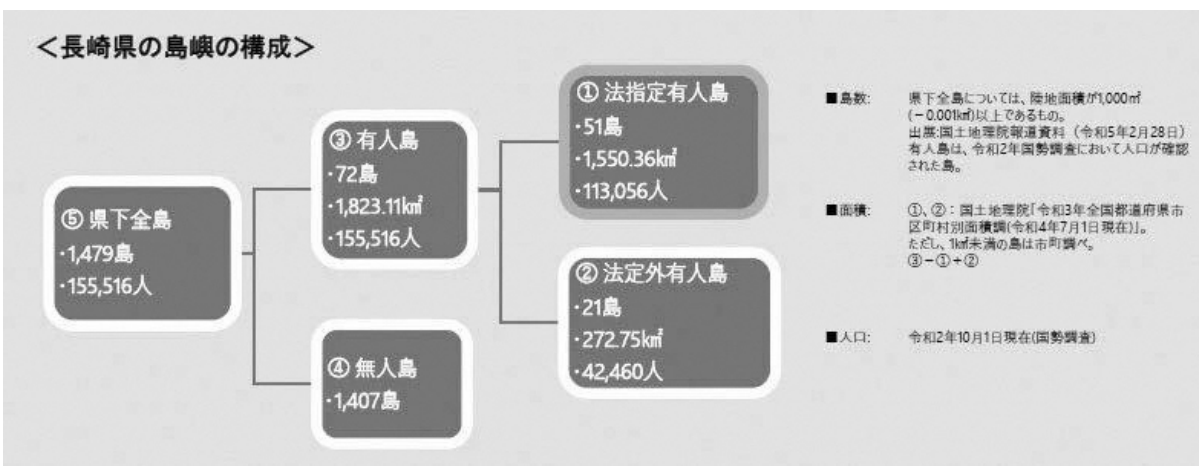
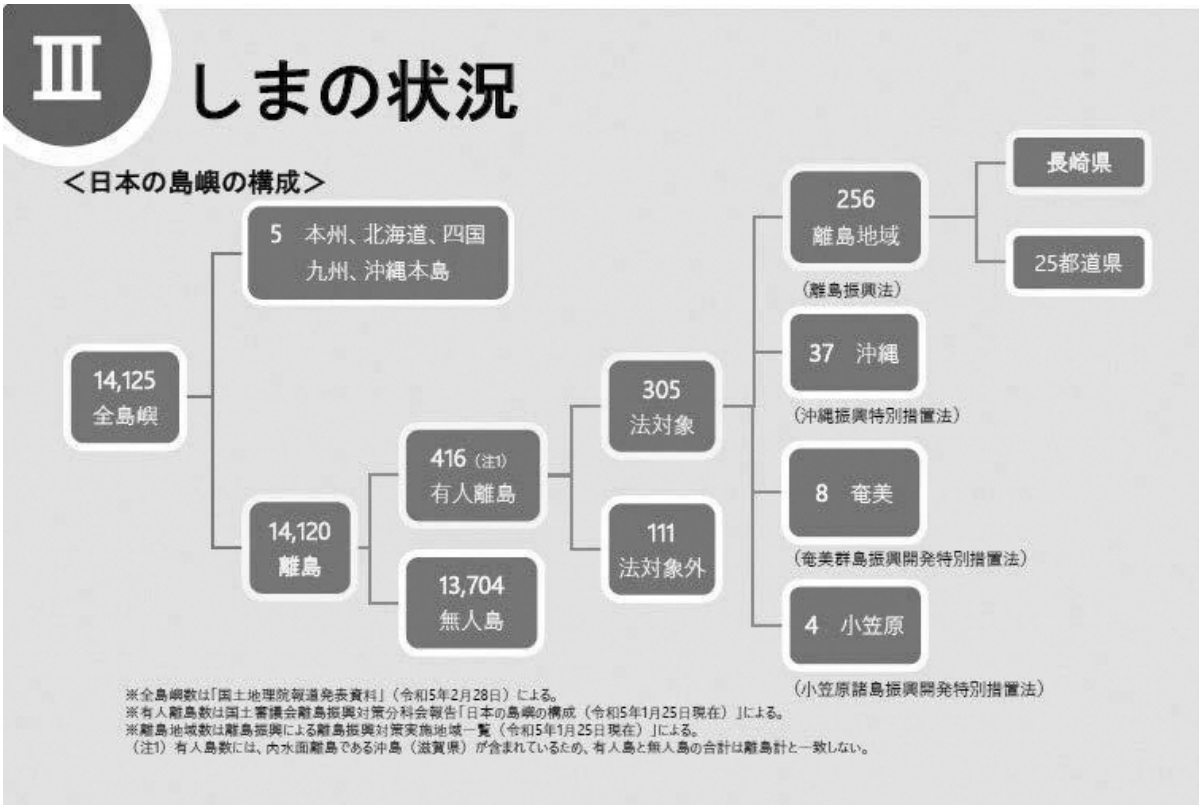
1 はじめに

島とは、一般的には、「水域に囲まれた陸地」と考えられている。海洋法に関する国際連合条約 121 条によれば、「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。」と定義されている。公益財団法人日本離島センターによれば、「世界的にみれば、オーストラリア大陸より小さな陸地を「島」と呼ぶのが一般的であり、その意味においては、日本を構成する陸地は全て「島」ということになる。《中略》一般的に、これら4つの大きな島（注：北海道・本州・四国・九州）に沖縄島を加えた5島をいわゆる「本土」とし、それら以外の小さな島々を「島」とすることが多い。」と解説されている。

令和5年2月28日の国土地理院の発表によると、我が国には、14,125島がある。これまでは、昭和62年に海上保安庁が作成した「海上保安の現況」において、日本の島は、北海道・本州・四国・九州を含めて6,852島と公表されていた。国土地理院の説明によると、測量技術の進歩による地図詳細化が影響し、島として数えられるものが増えたということである。国土地理院の計数方法は、概ね、国土地理院の電子国土基本図を用い、周囲長0.1km以上の海岸線で囲われた陸地を計数するというものである。それより小さなものも島として数えると、我が国には無数の島があることになる。

国土地理院が発表した上記14,125島のうち、本県の島は約10.4%の1,479島であり、海上保安庁の発表では971島とされていたものから大幅に増加した。なお、最も島数の多い都道府県であることは変わっていない。

次に「離島」という用語であるが、離島振興法等の法律による明確な定義はなく、一般的に本土・本島から離れている島と解されている。国土交通省のHPでは、北海道・本州・四国・九州を除くものを島と分類している例があり、他では都道府県庁のある本土を除く島を離島と解している例もある。本稿においては、「離島」は国土地理院が発表した14,125島から、北海道・本州・四国・九州・沖縄島を除いた14,120島を指すものと捉えることとする。



出典：長崎県HP

2 本県の離島数

前述のように、本県には1,479島が存するが、そのうち有人島が72島、うち離島振興法により指定された離島振興対策実施地域に含まれる有人島は51島である。

離島振興に関する監査対象事業のほとんどは、離島振興法により指定された離島振興対策実施地域に含まれる51島で行われる事業になる。

3 本県の離島振興対策実施地域51島の面積・人口等

下表のとおりであり、離島振興対策実施地域の離島は全国で256島あるが、本県は51島で約20%を占めている。面積は全体の約30%、人口は全体の約33%を占めており、このデータからも、本県が全国有数の離島を多数抱える県であることが分かる。

<長崎県の法指定有人島の面積、人口の対全国比>

地域	島数	面積 (Km ²)	人口 (人)	世帯数	市町村数	
地域名	対馬島	6	703.73	28,502	12,681	1市
	壱岐島	5	137.40	24,948	9,726	1市
	平戸諸島	17	77.97	6,543	3,229	3市 1町
	五島列島	18	614.57	51,894	24,923	1市 1町
	壺浦大島	2	8.05	243	169	1市
	松島	2	7.45	602	398	2市
	高島	1	1.19	324	205	1市
長崎県の法指定有人島計 (A)	51	1,550.36	113,056	51,331	8市 2町	
長崎県全体 (B)	-	4,130.99	1,312,317	558,230	13市 8町	
(A) / (B)	-	37.53%	8.61%	9.20%		
全国の法指定有人島計 (C)	256	5,316.77	339,280		69市 31町 11村	
(A) / (C)	19.92%	29.16%	33.32%			

■有人島数: 令和2年国勢調査で人口が確認された島。
 ■面積: 「令和4年全国都道府県市区町村別面積調」(令和4年7月1日現在、国土地理院)ただし、1km²未満の島は市町調べ。
 ■人口 世帯数: 令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)
 ※全国の法指定有人島計(C)については、令和2年国勢調査を基に作成された離島振興法による離島振興対策実施地域一覧(令和5年1月25日現在)による。

出典：長崎県HP

4 本県の特定有人国境離島地域

後述する、いわゆる有人国境離島法で指定された特定有人国境離島地域は次表のとおりである。特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもののうち、同法で指定を受けた地域をいう。

離島振興法の離島振興対策実施地域と異なり、対馬、壱岐島、五島列島に限定されている。

特定有人国境離島地域の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島	市町名
対馬	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	対馬市
壱岐島	壱岐島 若宮島 原島 長島 大島	壱岐市
五島列島	宇久島 寺島	佐世保市
	六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島 斑島	小値賀町
	中通島 頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有福島 漁生浦島	新上五島町
	奈留島 前島 久賀島 蔵小島 柁島 福江島 赤島 黄島 黒島 島山島 嵯峨ノ島	五島市
	江島 平島	西海市

出典：長崎県HP

5 本県の離島の人口等の概要

本県の離島の人口推移、有効求人倍率、高校新卒者の島外転出率等の概要の分析は、長崎県HP掲載の表が優れているので引用する。昭和35年と令和2年で比較した人口減少率が本土や県全体に比べ著しく高く、県全体では約25%の減少率であるが、離島地域は約65%もの減少率になっていること、65歳未満の年齢層の減少率も本土より著しく高く高齢化が進んでいること、新規高卒者の島外転出率が約85%と極めて高いことなど、離島の深刻な問題点が数字からもうかがえる。

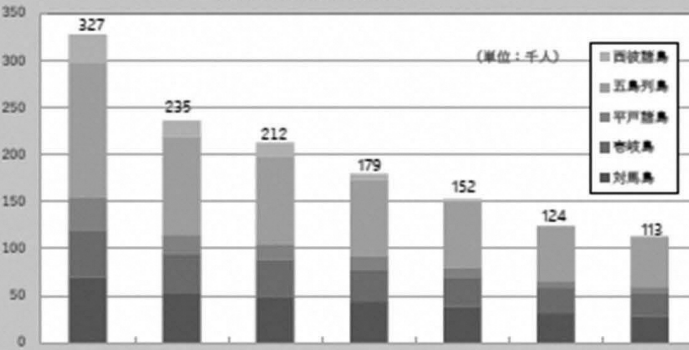
I

しまの人口等

<離島の人口推移>

地域名	S35	S50	S60	H7	H17	H27	R2	対S35比 減少率
対馬島	69,556	52,472	48,875	43,513	38,481	31,457	28,502	▲ 59.0%
壱岐島	50,497	41,871	39,528	35,089	31,414	27,103	24,948	▲ 50.6%
平戸諸島	33,937	19,852	16,024	13,526	10,275	7,486	6,543	▲ 80.7%
五島列島	144,016	104,277	93,741	81,140	69,804	57,045	51,894	▲ 64.0%
西彼諸島	29,590	17,210	14,501	6,171	2,346	1,371	1,169	▲ 96.0%
離島計	327,596	235,682	212,669	179,439	152,320	124,462	113,056	▲ 65.5%
本 土	1,432,825	1,336,230	1,381,299	1,365,495	1,326,312	1,252,725	1,199,261	▲ 16.3%
県 全 体	1,760,421	1,571,912	1,593,968	1,544,934	1,478,632	1,377,187	1,312,317	▲ 25.5%
離島構成比	18.6	15.0	13.3	11.6	10.3	9.0	8.6	

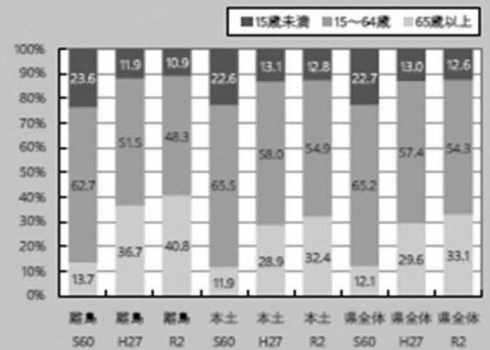
※各年とも国勢調査確定値 ※離島指図対策実施地域51島の人口



<離島の年齢構成の推移>

年齢構成	S60	H27	R2	増減 (S60-R2)	対S60比 増減率
15歳未満	50,090	14,753	12,281	▲ 37,809	▲ 75.5%
15~64歳	133,431	63,969	54,457	▲ 78,974	▲ 59.2%
65歳以上	29,147	45,562	46,046	▲ 16,899	58.0%
不明	1	178	272	271	-
合計	212,669	124,462	113,056	▲ 99,613	▲ 46.8%

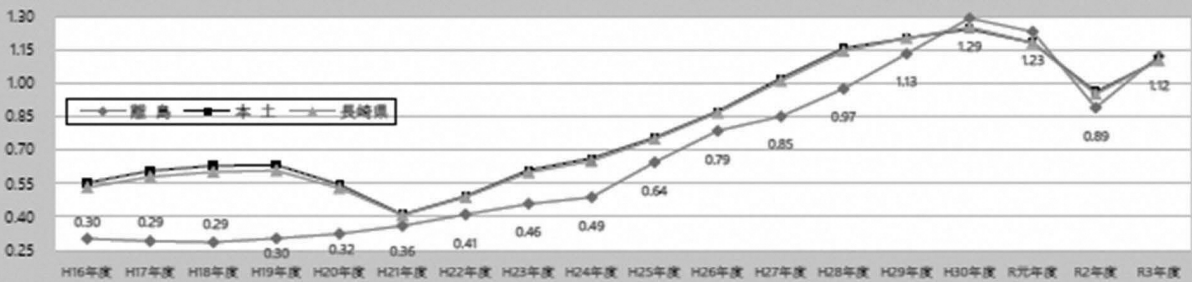
※各年とも国勢調査確定値



※長崎労働局「職業安定業務月報」を基に算出 ※離島は五島安定所、対馬安定所、壱岐安定所の数値により算出 ※本土は長崎県-離島の有効求職者数、有効求人数より算出 (単位: 倍)

<長崎県、本土、離島の有効求人倍率>

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
離 島	0.30	0.29	0.29	0.30	0.32	0.36	0.41	0.46	0.46	0.64	0.79	0.85	0.97	1.13	1.29	1.23	0.89	1.12
本 土	0.55	0.61	0.63	0.63	0.54	0.41	0.49	0.61	0.66	0.76	0.87	1.02	1.16	1.20	1.24	1.18	0.96	1.10
長崎県	0.53	0.58	0.61	0.61	0.53	0.41	0.49	0.64	0.65	0.73	0.87	1.01	1.14	1.20	1.25	1.18	0.95	1.10



<新規高卒者の進路状況>

地域名	H23年 3月卒			H28年 3月卒			R4年 3月卒	島内		島外		島外 転出者 合計	島外 転出率
	卒業生	島外 転出者	島外 転出率	卒業生	島外 転出者	島外 転出率		進学	就職	進学	就職		
対馬島	265	224	85%	221	195	88%	186	0	35	113	26	139	75%
壱岐島	309	259	84%	243	216	89%	216	3	23	161	26	187	87%
平戸諸島	81	78	96%	18	18	100%	14	0	0	12	2	14	100%
五島列島	619	571	92%	499	460	92%	369	0	32	290	39	329	89%
合計	1,274	1,132	89%	981	889	91%	785	3	90	576	93	669	85%

※島内の就職進学率は「進学」を含む ※高校教育課調
※R4.3月時点での未内定、予備校進学、海外進学等は除く

出典：長崎県HP

6 本県離島の産業の概要について

本県の離島の産業の概要についての分析も、長崎県HP掲載の表が優れているので次頁に引用する。令和2年の県全体の第1次産業従事者は約6.6%であるが、離島では約16.4%であり、第1次産業に従事している割合が高い。第3次産業の就業率は県全体と離島でさほど差がないが、第2次産業の就業率は、県全体が約18.8%であるのに対し、離島では約13.6%にとどまっている。農林業従事者の約12%、漁業従事者の約半数が離島の従事者である。

産業別でみると、離島の第1次産業は昭和60年から約半減しているが、県全体と比べると減少の幅は小さい。その反面、第2次産業が県全体と比べて減少の幅が大きい。第3次産業の増加傾向は、県全体とさほど変わりがない。

令和元年の産業分類別生産額において、県全体の生産額の割合は、第1次産業が約3%、第2次産業が約24%、第3次産業が約73%となっているが、離島では、第1次産業が約6%、第2次産業が約13%、第3次産業が約81%となっている。

IV

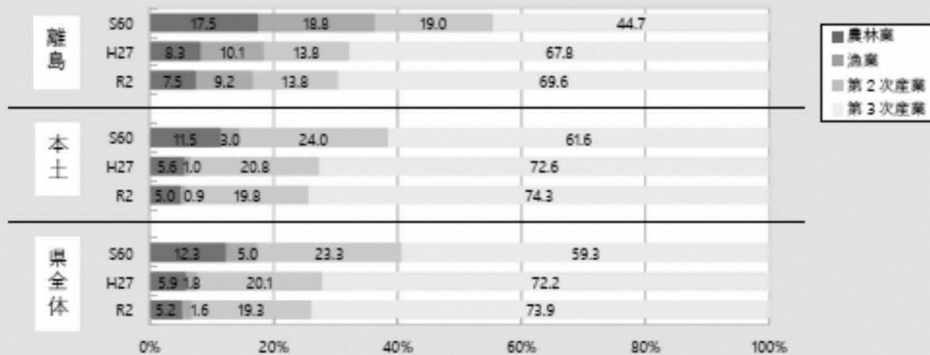
離島の産業

<産業分類別就業者数>

(単位：人・%)

区分		第1次産業			第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
		計	農林業	漁業				
離島	S60	33,549	16,177	17,372	17,609	41,368	44	92,570
	H27	10,287	4,620	5,667	7,710	37,875	341	56,213
	R2	8,541	3,827	4,714	7,059	35,719	740	52,059
本土	S60	87,694	69,715	17,979	145,892	374,312	689	608,587
	H27	37,525	32,025	5,500	117,964	412,613	19,839	587,941
	R2	32,261	27,531	4,730	109,304	410,338	13,745	565,648
県全体	S60	121,243	85,892	35,351	163,501	415,680	733	701,157
	H27	47,812	36,645	11,167	125,674	450,488	20,180	644,154
	R2	40,802	31,358	9,444	116,363	446,057	14,485	617,707
離島シェア	S60	27.7	18.8	49.1	10.8	10.0	6.0	13.2
	H27	21.5	12.6	50.7	6.1	8.4	1.7	8.7
	R2	20.9	12.2	49.9	6.1	8.0	5.1	8.4

※離島統計年報、国勢調査 ※離島経済対策実地地域51島の集計



<産業分類別生産額>

(単位：百万円)

区分		第1次産業		第2次産業	第3次産業	合計
		計	農林業			
H27	対馬市	7,959	977	6,982	15,082	107,528
	壱岐市	4,551	2,624	1,927	10,306	76,898
	五島市	6,835	3,702	3,133	9,396	108,319
	小幡賀町	566	258	308	1,338	7,156
	新上五島町	8,208	241	7,967	7,161	42,373
	離島計	28,119	7,802	20,317	43,283	285,009
	長崎県計	125,996	79,228	46,768	1,032,717	3,438,596
R1	対馬市	5,913	835	5,078	13,673	104,130
	壱岐市	4,205	2,877	1,328	11,025	78,999
	五島市	5,829	3,396	2,433	13,707	112,211
	小幡賀町	554	323	231	931	6,483
	新上五島町	6,145	244	5,901	5,672	41,481
	離島計	22,646	7,675	14,971	45,008	286,238
	長崎県計	116,502	75,689	40,813	1,124,024	3,490,708

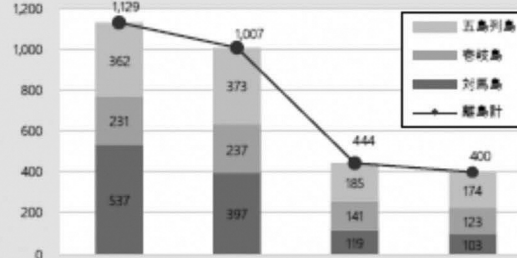
※合計値には「輸入品に課される税・関税」が含まれるため第1～3次の合計値と一致しない。

※市民経済計算 ※五島列島は五島市・新上五島町の合計

<主な離島の観光客数(実数)の推移>

(単位：千人)

	H30	R1	R2	R3
長崎県計	27,139,305	26,489,190	14,582,767	14,752,021
対馬島	537,122	396,962	118,671	103,474
壱岐島	230,548	236,786	140,754	122,797
五島列島	361,609	373,250	184,824	173,531
離島計	1,129,279	1,006,998	444,249	399,802
増減率(離島計)	7.2	▲10.8	▲55.9	▲10.0



※長崎県観光統計 ※五島列島は五島市・新上五島町の合計

出典：長崎県HP

7 離島振興に関する法律等

(1) 離島振興法

昭和28年に議員立法により制定された離島振興法は、当時の離島が本土との隔絶性により生活環境等の後進性が問題になっていたことを受けて制定された。

10年の時限立法であったが、10年ごとに議員立法として改正され、最終改正は令和4年11月28日であり全面施行は令和5年4月1日である。法の期限は令和15年3月31日まで延長されている。最終改正内容は期限延長以外に、①多様な再生可能エネルギーの導入・活用、②都道府県による離島振興対策実施地域の市町村の連携確保・情報提供に努めること、③国・地方公共団体は重大な感染症が発生した場合も離島住民が他の地域の住民と同様の生活・福祉サービスを受けられるように配慮すること、④国・地方公共団体は人口減少・高齢化が著しい小規模離島について日常生活に必要な環境維持等が図られるよう配慮すること、⑤国は規制見直し提案が離島地域の地方公共団体等からあったときは配慮することなどである。

第1条(目的)では、離島の重要な役割として、①我が国の領域、排他的経済水域等の保全、②海洋資源の利用、③多様な文化の継承、④自然環境の保全、⑤多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、⑥自然との触れ合いの場及び機会の提供、⑦食料の安定的な供給が挙げられている。その上で、輸送費が多額である状況を改善し、産業基盤・生活環境等に関する地域格差の是正を図り、地理的・自然的特性を生かした振興を図るため対策を樹立し、離島振興の特別の措置を講ずることによって、「離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。」

としている。

第2条には、主務大臣が離島振興対策実施地域を指定するとある。

第3条には、主務大臣が離島振興基本方針を定めるとし、第4条では、離島振興対策実施地域の都道府県は離島振興計画作成に努めるとされる。長崎県でも第4条を受けて、後述する長崎県離島振興計画が策定されている。

第6条では国が財政上の措置を講ずるとされており、本県に深く関係する。第7条では離島活性化交付金の内容が規定されている。第9条から第20条では、以下のような多岐にわたる施策について、国や地方公共団体が適切な配慮をすることが定められている。ここでは列挙するにとどめる。

離島振興計画の達成に資する事業者への資金の確保その他の援助(第9条)

医療の確保等(第10条)、介護サービス等の確保等(第10条の2)

高齢者等の福祉の増進(第11条)

保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減（第11条の2）
交通の確保等（第12条）
情報の流通の円滑化及び通信体系の充実等（第13条）
農林水産業その他の産業の振興（第14条）
就業の促進（第14条の2）
生活環境の整備（第14条の3）
教育の充実（第15条）
地域文化の振興（第16条）
観光の振興及び地域間交流の促進（第17条）
自然環境の保全及び再生（第17条の2）
エネルギー対策の推進（第17条の3）
防災対策の推進（第17条の4）
農地法等における配慮（第18条）
離島特別区域制度の整備（第18条の3）
税制上の措置等（第19条）
地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（第20条）

第21条から21条の3では、離島振興に関する調査審議をする国土審議会の設置が規定され、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣）は、離島振興に関する施策について、毎年国土審議会に報告するものとされている。

（2）長崎県離島振興計画

離島振興法第4条に基づき、平成25年に10年計画として本県が策定した計画を概観する。なお、令和5年3月現在、令和5年度から令和14年度までの期間の新たな離島振興計画を策定中である。

離島振興計画策定のおおよその流れは、離島市町が作成する計画案を基に、県が離島振興計画（素案）を策定し、議会委員会の議論、パブリックコメント募集、国の事前確認等の手続を経て離島振興計画（案）を策定し、最終的に国が認定するというものである。

計画の構成は、以下のとおりである。県が基本理念、重点施策、分野別の施策を挙げた後、地域別の振興計画が続くというものである。

基本理念として、「しまは日本の宝 ^{あした} 明日につなぐしまづくり」を掲げる。基本理念は法指定7地域それぞれが掲げており、例えば、対馬島地域は基本理念として、「アジアに発信する歴史海道都市 対馬 ～創造と交流のニューフロンティア・アイランドを目指して～」を掲げている。

第1章 離島振興の基本方針

第1節 計画の意義

第2節 離島の役割

- 第3節 基本理念
- 第4節 基本的方向性と重点施策
- 第2章 講じようとする分野別の施策
 - 第1節 総合的な交通体系の整備
 - 第2節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化
 - 第3節 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
 - 第4節 産業の振興
 - 第5節 就業の促進
 - 第6節 生活環境の整備
 - 第7節 医療の確保等
 - 第8節 介護サービスの確保等
 - 第9節 高齢者の福祉その他の福祉の充実
 - 第10節 教育及び文化の振興
 - 第11節 観光の振興
 - 第12節 国内及び国外の地域との交流の促進
 - 第13節 自然環境の保全及び再生
 - 第14節 エネルギー対策の推進
 - 第15節 防災対策の推進
 - 第16節 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成
 - 第17節 その他の離島の振興に関し必要な事項
- 第3章 地域別の振興計画
 - 対馬島，壱岐島，五島列島，平戸諸島，壱浦大島，松島，高島の法指定7地域
- 第4章 離島の現況（資料編）

内容は多岐にわたり，相当な分量になるので，計画の基本的方向性と主な施策及び新しく取り入れた項目を紹介するにとどめる。

【基本的方向性と主な施策】

- (1) 自立的発展の基盤確保と不利条件の解消
 - 国の交付金を活用した船舶建造等に対する支援による航路運賃の低廉化
 - 補助航路における「離島住民運賃割引制度」の導入
 - 流通の効率化や輸送コスト支援など物資の流通に要する経費の低廉化
 - 観光地等と港湾・空港、観光地間、集落と第2次救急医療施設を結ぶ道路などの交通円滑化
- (2) 医療の確保等による生活の安定
 - 長崎県病院企業団病院の集約化・機能分担などによる医療の質の向上

- 居住地に産科医療機関等のない離島地域の妊婦支援
- 介護サービスの確保及び他の地域との格差是正
- 高等学校未設置離島の高校生の島外通学や島外居住に対する支援による修学の機会の確保及び離島と本土部の交流機会の確保
- 公立高等学校等の適正配置及び教職員定数についての配慮
- (3) 離島の特性に応じた産業の活性化
 - 地産地消の推進と食品製造業等の育成など農産物の「6次産業化」への支援
 - 「椿による五島列島活性化特区」による椿を最大限に活用した施策の展開
 - 本県独自の技術等による水産加工品の開発導入や特色ある魚介類のブランド化
 - 農林水産業の将来を担う人材の確保及び育成
- (4) しまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組
 - 国や大学等の研究機関等と連携した海洋研究の推進
 - 「島旅」の持つ魅力発信とニーズを踏まえた地域資源の磨き上げに対する支援
 - 複数の離島間や本土・離島間の周遊促進や長期滞在型交流の推進など、国内外の地域との交流促進
 - エネルギー産業など離島特有の資源を有効に活かした産業の育成
 - 住民が自発的に取り組む「地域発の地域づくり」への支援
- (5) 離島の重要性の発信
 - 国境離島新法（仮称）制定に向けた取組

【新たに取り入れた項目】

- ①人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化
- ②雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進
- ③介護サービスの確保等
- ④自然環境の保全及び再生
- ⑤再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策
- ⑥離島の振興に寄与する人材の確保及び育成

(3) 有人国境離島法

正式名称は、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する特別措置法」である。

第1条には目的が次のように規定されている。

(目的) 第一条 この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の

領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

離島振興法においては、居住する者のない離島の増加・離島における人口の著しい減少の防止、離島における定住の促進等が主目的としてあげられており、領海・排他的経済水域等の保全は離島の重要な役割という位置づけであった。有人国境離島法では、領海・排他的経済水域の保全及び地域社会の維持が目的とされている。

第2条では、有人国境離島地域、特定有人国境離島地域の定義を定める。本県にとって重要な特定有人国境離島地域の定義は以下のように規定されている。

第2条第2項 この法律において「特定有人国境離島地域」とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものとして別表に掲げるものをいう。

この規定により同法から指定されているのが、前述した対馬、壱岐島、五島列島の各地域である。

第3条では国が施策を策定・実施する責務が定められ、第4条では総理大臣が基本方針を定めるものとされる。第5条では国が有人国境離島地域に国の行政機関の施設設置に努めるものとされる。第6条では国が適切な管理を行う必要があると認める有人国境離島地域の土地の買取り等の措置を講ずるよう努めるとされる。

第7条、第8条では、国及び地方公共団体が、港湾等の整備、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に努めるとされ、第9条では広域連携に配慮すると定める。

第10条では、特定有人国境離島地域を含む都道府県は、その地域社会の維持に関する計画を定めるように努めるとされる。後述のように長崎県でも計画が定められている。

第11条は国の財政上の措置を定め、本県にとって重要な、後述する特定有人国境離島地域社会維持推進交付金が同条に基づき創設されることになった。

第12条は国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に「特別の配慮をする」とされ、第13条では国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化にも「特別の配慮をする」とされる。

第14条では生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減について、第15条は雇用機会の拡充等について、第16条は安定的な漁業経営の確保等について、国及び地方公共団体が「適切な配慮をする」と定められている。

第17条では国及び地方公共団体は有人国境離島地域の保全等の必要性について啓発活動を行うと定める。

(4) 長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画

本県では、有人国境離島法第10条の規定により、国の基本方針に基づき、平成29年

度の有人国境離島法施行から法期限である令和8年度までの10箇年を前期と後期に区分した、前期に係る「長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」を策定し、計画に基づく各種取組を進めていたが、前期計画については、令和3年度で期間が終了するため、令和4年度から令和8年度に係る後期計画を策定している。

同計画においては、特定有人国境離島地域の概況として、次表を示し、人口の推移を分析している。分析では、「平成28年に1,051人であった社会減が、令和2年には543人まで改善されており、特に令和元年は五島市、令和2年は五島市、小値賀町で人口の社会増を達成するなど、有人国境離島法施行後の、法に基づく雇用機会の拡充や、移住促進等に係る施策の効果も現れ始めている。」と分析している。

【人口の推移】 (単位：人)

	S30	S60	H27	R2	S30年 → R2年		H27年 → R2年	
					増減数	増減率	増減数	増減率
国境離島地域	293,891	193,319	120,677	109,763	△ 184,128	△ 62.7%	△ 10,914	△ 9.0%
他地域	1,453,705	1,400,649	1,256,510	1,202,554	△ 251,151	△ 17.3%	△ 53,956	△ 4.3%
県全体	1,747,596	1,593,968	1,377,187	1,312,317	△ 435,279	△ 24.9%	△ 64,870	△ 4.7%

※令和2年国勢調査

【人口の社会増減の推移】 (単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
	増減	増減	増減	増減	増減	増減
対馬市	▲ 259	▲ 416	▲ 210	▲ 154	▲ 360	▲ 383
杵岐市	▲ 225	▲ 233	▲ 111	▲ 124	▲ 80	▲ 173
五島市	▲ 212	▲ 221	▲ 135	▲ 166	33	69
小値賀町	▲ 9	3	▲ 18	▲ 16	▲ 24	13
新上五島町	▲ 280	▲ 184	▲ 166	▲ 155	▲ 211	▲ 69
5市町計	▲ 985	▲ 1,051	▲ 640	▲ 615	▲ 642	▲ 543

※長崎県異動人口調査

県は、令和4年度から令和8年度までの特定有人国境離島地域への取り組みとして、その概略を次のように説明している。

R4年度～R8年度の期間においては、国の基本方針に掲げられた施策の方向性に沿って、有人国境離島法に基づく交付金を有効に活用し、有人国境離島法施行10年での特定有人国境離島地域の社会増の実現に向け、総力を挙げて以下の取組等を推進していきます。

(1) 国内一般旅客定期航路事業・国内定期航空路運送事業に係る運賃等の低廉化
 →住民等を対象にした航路・航空路の運賃を引き下げ、住民の負担を軽減し、住民生活の安定や経済活動の活性化を図ります。

(2) 生活又は事業活動に必要な物資の負担の軽減
 →基幹産業である農林水産業の振興を図り雇用を拡充する観点から、農水産品の移出等

に係る輸送コストの低廉化への支援等を行います。

(3) 雇用機会の拡充、滞在型観光の促進

→雇用機会拡充事業の更なる活用や農林水産業の振興等により、雇用機会の拡充を図るとともに、UIターンや滞在型観光の促進等により交流人口の拡大や人材の確保を図ります。

(4) 安定的な漁業経営確保等

→漁業に係る各種施策の効果的な活用により漁業の安定経営の確保を図ります。

(5) その他地域社会の維持に関し必要な事項

→スマートアイランドの実現に向けた取組や離島留学に係る取組等を推進します。

8 離島振興関係の国の交付金

離島振興に関連する国の交付金のうち、重要なものを概説する。

(1) 離島活性化交付金

平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援することを目的としている。

事業実施主体は、都道府県、市町村、民間団体とされる。

補助率は、都道府県・市町村・一部事務組合は各事業で2分の1以内、民間団体は各事業で3分の1以内である。

補助対象事業は下記の事業である。

【定住促進事業】

(産業活性化事業)

雇用機会の創出のための戦略産品開発

戦略産品の移出に係る輸送費支援

原材料等の移入に係る輸送費支援

(定住誘引事業)

U・J・Iターン希望者のための情報提供

空家改修等の人材受入れのための施設整備

既存施設シェアオフィス等への改修

定住希望者の生活上必要な知識の習得機会の提供

(流通効率化関連施設整備等事業)

倉庫、荷さばき施設、荷役機材、冷凍・冷蔵庫の整備

品質・衛生管理高度化機材の整備（特定有人国境離島地域のみ）

【交流促進事業】

(離島における地域情報の発信)

PR映像, パンフレットの制作

イベントにおけるPR活動

(交流拡大のための仕掛けづくり)

観光地域推進主体立上げ

滞在交流型観光プログラム作成

交流人口の拡大に必要なトイレ改修

(島外住民との交流の実施の推進)

離島留学(寄宿舎運営費等・寄宿舎整備費)

交流イベント開催

【安心安全向上事業】

(防災機能強化事業)

避難施設整備

既存防災拠点の改修等

避難階段, 案内板等簡易な施設の整備

緊急時物資等輸送施設の整備

災害応急対応施設の整備

感染症対策の隔離施設及び物品等の整備

(計画策定等事業)

地域防災計画修正事業

災害時エネルギー確保のための調査・計画策定

令和3年度における, 国から長崎県への交付額は, 12,459,435円であった。

(2) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

国は, 有人国境離島法に基づく施策を推進するため, 平成29年度より特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するための交付金制度を運用している。

本交付金は, 国から特定有人国境離島関係地方公共団体を通じて, 民間事業者等の事業実施者に交付される。

交付率は事業によって異なるが, 最大10分の6以内である。国と地方公共団体の負担率を定めている事業もある。

国が公表している事業イメージ・具体例は次のとおりである。

【事業イメージ・具体例】

①運賃低廉化

・離島住民向けの航路・航空路の運賃について、航路についてはJR運賃並、航空路については新幹線 運賃並への引き下げ 〈交付率 10 分の 5.5〉

②雇用機会の拡充

・民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、運転資金を支援（最長5年間） 〈交付率 10 分の 5〉

・離島の民間事業者と本土の人材とのマッチング等を目的としたツアーの企画・開発、募集に係る経費を支援 〈交付率 10 分の 5.5〉

③物資の費用負担の軽減

・農水産物（生鮮品）全般の移出に係る輸送コストを低廉化 〈交付率 10 分の 6〉

・原材料等（飼料、氷、箱 など）の移入に係る輸送コストを低廉化

④滞在型観光の促進

・「もう一泊」してもらうための旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減 〈交付率 10 分の 5.5〉

令和3年度の長崎県への交付額（市町村へ直接交付のものを含む）であるが、最終交付決定額は約28.8億円であったが、実績は約22.6億円（うち県を通じて市町へ交付14.2億円、市町へ直接交付8.4億円）である。

本交付金の令和3年度予算額は50億円であるので、約半分の金額が長崎県及び長崎県の市町に交付されていることになる。

第3 長崎県の半島振興について

1 はじめに

国土地理院が平成2年に刊行した「新版日本国勢地図」では、半島とは「三方を海で囲まれ、一方が陸続きの土地をいう」と定義している。半島振興法においても第1条で、半島を「三方を海に囲まれ」と表現しているため、同様の定義であると思われる。

冒頭で述べたように半島は本県の面積の約3分の1、半島の人口は全体の約4分の1を占めており、半島振興法の対策実施地域として、北松浦、東松浦、島原、西彼杵の各地域が指定されていて、それぞれの地域に関する半島振興計画が策定されている。

半島振興法・本県の半島振興計画を含む概略の説明については、長崎県HPの図が優秀であるので、次頁に添付する。

2 半島振興法に基づく国の補助金について

半島振興法第6条において、国は半島振興の施策を実施するために財政上の措置を講ずるよう配慮するとされており、当該財政上の措置として、本県に対しては、半島振興広域連携促進事業費補助金が交付されている。交付額は、令和3年度の実績では1,954,000円であり、離島と異なり半島振興に特化した事業は少ない。

ながさきの半島とは

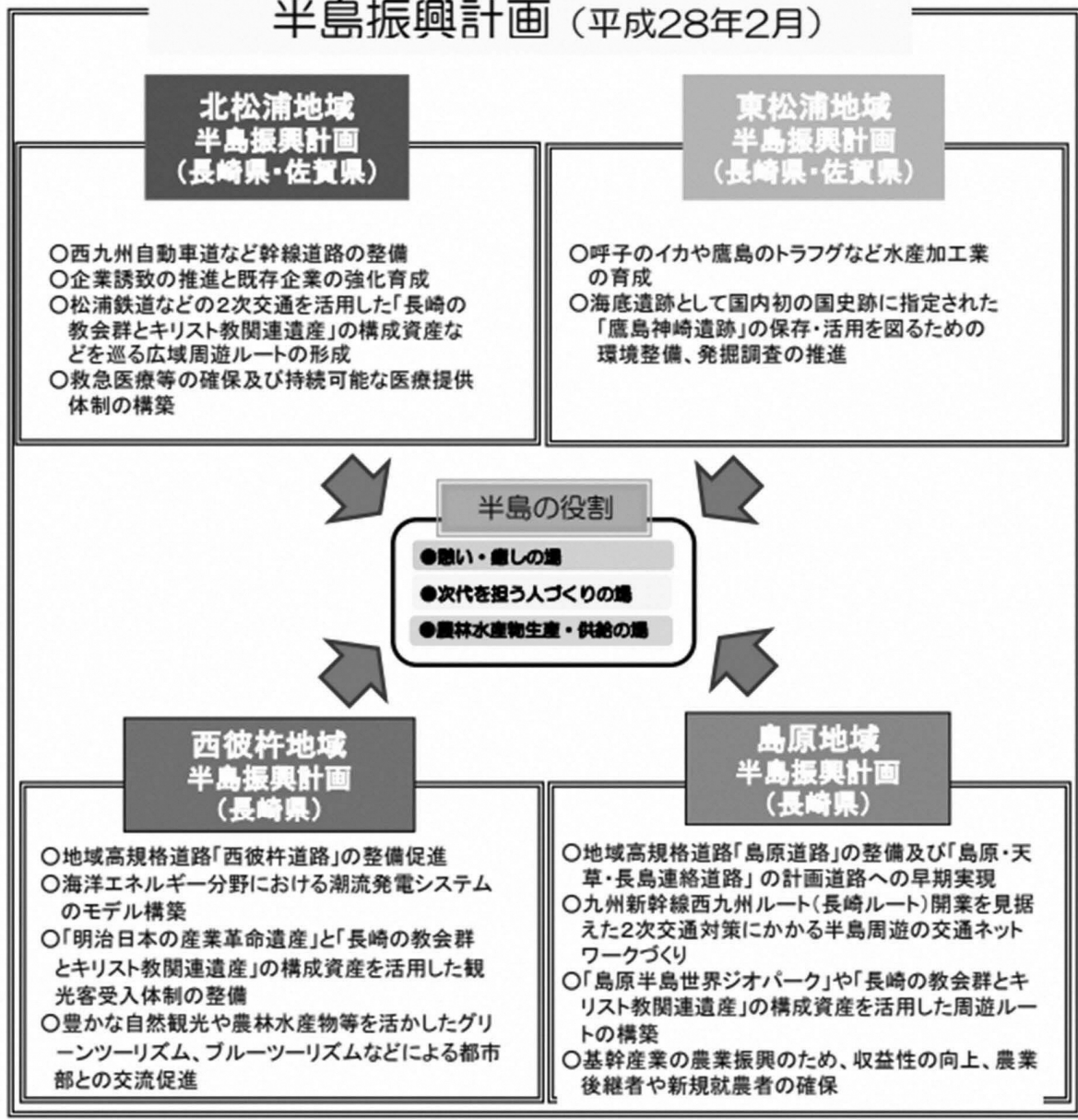
半島振興法 昭和60年制定。以後10年間ごとに延長。平成27年4月に第3次の改正延長。

第1条

この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域の定住の促進を図り、合せて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。



半島振興計画 (平成28年2月)



出典：長崎県HP

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1 地域振興部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした事業

ア 地域づくり推進課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県地域産業雇用創出 チャレンジ支援事業補助 金 創業支援事業	50,845,000 円	7月27日 ～29日	11月21日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県地域産業雇用創出 チャレンジ支援事業補助 金 移住支援事業	24,750,000 円	7月27日 ～29日	11月21日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県地域産業雇用創出 チャレンジ支援事業補助 金 事業拡充事業	36,717,000 円	7月27日～ 29日	11月21日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県半島振興広域連携 促進事業費補助金	1,954,000 円	7月27日～ 29日	11月21日

事業名	交付金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県国境離島地域雇用 機会拡充事業等交付金	808,851,734 円	7月27日～ 29日	11月21日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
しまの事業者人材確保支 援業務委託	3,839,000 円	7月27日～ 29日	11月21日

事業名	交付金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県国境離島地域輸送 コスト支援事業交付金	140,566,000 円	7月27日～ 29日	11月21日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県しまの産品振興による地域活性化推進業務委託	70,400,000 円	7月27日～ 29日	11月21日

イ 交通政策課

事業名	負担金額	資料調査	ヒアリング調査
国境離島航路運賃軽減事業負担金	479,296,521 円	7月27日～ 29日	11月22日

事業名	負担金額	資料調査	ヒアリング調査
国境離島航空路運賃軽減事業負担金	321,759,956 円	7月27日～ 29日	11月22日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県離島航空路線確保対策補助金	19,820,000 円	7月27日～ 29日	11月22日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県航空機購入費補助金（運航費関係）	124,539,798 円	7月27日～ 29日	11月22日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県航空機購入費補助金（機体取得関係）	126,315,000 円	7月27日～ 29日	11月22日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県離島航路事業対策補助金	1,552,768,192 円	7月27日～ 29日	11月22日

2 各事業の内容について

(1) から (8) までの事業は地域づくり推進課の所管で、(9) から (14) までの事業は交通政策課の所管である。

(1) 長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金 創業支援事業

ア 補助金の概要

【補助対象者】

長崎県商工会連合会（執行団体）

【趣旨】

人口減少等の地域課題解決に向け、地場産業振興に資する雇用拡充や、U I ターン者などによる起業や就業を支援することにより、それらの人材の活動を通じ、地域振興を図るとともに、県への移住・定住を促進することを目的として、長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金を交付する。

【事業の内容】

本補助金により、「創業支援事業」、「移住支援事業」、「事業拡充支援事業」の3つの事業が行われている。本補助金は国の地方創生推進交付金を利用して、創業支援事業において国と県が4分の1ずつを負担し、合計4分の2が商工会連合会を通じ事業者に交付され、事業者が残り4分の2を負担している。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	補助対象者が実施する創業支援事業の支援金原資及び支援金支給事務等に要する経費
補助率	2分の1以内 事業費上限 400万円×1/2

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、全県下を対象とするものであるが、令和3年度の交付確定事業者31名のうち3名が離島であることから、一定程度離島・半島振興に資する事業と位置付けられる。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(2) 長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金 移住支援事業

ア 補助金の概要

【補助対象者】

市町

【趣旨】

上記（1）と同じ。

【事業の内容】

東京23区に居住もしくは通勤する者で長崎県へ移住し、かつ、次のいずれかの要件を満たす者の転居に伴う経費等を、市町を通じ補助する事業。

- （1）県が指定する県内の企業へ就職した者
- （2）プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内の企業へ就職した者

- (3) テレワークにより移住元での業務を引き続き行う者
- (4) 関係人口として市町が個別に認めた者
- (5) 創業支援事業を活用し、創業した者

補助対象経費	移住支援事業の実施に要する経費
補助率等	対象経費の4分の3 1世帯あたり75万円 単身者45万円

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、ほぼ全県を対象としたものであるが、令和3年度の全43件のうち五島市が6件であり、長崎市、佐世保市の次に件数が多い。一定程度、離島・半島振興に資するものといえる。

イ 問題点【チェックリストの記載が不十分なものがある】

一件記録中、記載が途中で終わっている未完成のチェックリストが綴じられているものがあつた。県の通知にもあるように、チェックリストは補助金交付事務の適正化という重要な目的のために作成されているのであるから、一件記録には完成したチェックリストがなければ適正な事務が行われたか検証することに支障が生じる可能性がある。

【指摘事項】

事業の一件記録には、完成されたチェックリストを綴じておくべきである。

(3) 長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金 事業拡充支援事業

ア 補助金の概要

【補助対象者】

市町

【趣旨】

上記(1)と同じ

【事業の内容】

新たに雇用を創出する下記事業を実施する者に対して事業費を支援し、市町に付帯事業費を交付する事業。

- (1) 地域産業の振興に資する事業、又は地域課題の解決に資する事業
- (2) 特に知事が認める事業

補助対象経費	事業実施者が事業拡充事業の実施に要する経費に対して市町が支援する経費 補助対象者が実施する事業拡充事業支給対象者の公募、審査、決定、検査等に要する、旅費・賃金等の付帯経費
--------	--

補助率等	①事業費 対象経費の2分の1以内 1件あたり上限200万円 ②付帯事業費 1市町あたり, 上限10万円
------	--

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、全県下を対象とするものであるが、令和3年度の補助対象者には離島の市町が複数含まれていることから、一定程度離島・半島振興に資する事業と位置付けられる。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(4) 長崎県半島振興広域連携促進事業費補助金

ア 補助金の概要

【補助対象者】

半島地域魅力発見委員会、南島原市、島原半島ジオパーク協議会

【趣旨】

半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るため、様々な主体が一体的・広域的に連携した取組に係る事業を行う者に対し長崎県半島振興広域連携促進事業費補助金を交付する。

【事業の内容】

各補助対象者は本補助金を利用し、主に地域の観光・イベントプロモーションの実施、バイク雑誌に地域のツーリングを推奨する広告を掲載する、観光案内板を設置するなどして、半島の観光資源のPRなどの事業を行なっている。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他特に必要な経費
補助率	取組主体が市町の場合、対象経費の2分の1以内 取組主体が民間団体の場合、対象経費の3分の2以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、半島振興に特化した事業である。

補助対象者は、県内の半島地域を有する9市1町で構成された半島地域魅力発見委員会と、島原半島3市等で構成する島原半島ジオパーク協議会、熊本県天草市と連携した南島原市の3者である。

どの団体においても、主として各半島地域の観光資源のPRなどの活動を行い、半

島地域の魅力発信に努めている。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(5) 長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業等交付金

ア 交付金の概要

【交付対象】

特定有人国境離島地域を有する市町

【趣旨】

特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために定める県計画に基づく事業の実施に要する経費の一部について、長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業等交付金を交付する。

【事業の内容】

本事業は、国の国境離島地域社会維持推進交付金を利用し、国の実施要項・要領に沿って行われているものである。雇用機会拡充事業と雇用充足促進事業の2つに分かれる。

雇用機会拡充事業は、雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して、市町を通じ、その事業資金の一部を補助するものである。

雇用充足促進事業は、特定有人国境離島地域で事業を営む民間事業者等と本土の人材とのマッチング等を目的としたマッチングツアーを実施するなどして、同地域への人材供給を図るものである。事業実施者としては、①旅行者、②人材サービス事業者等、③都道府県又は市町村、④観光協会、商工会・商工会議所、観光協会や民間事業者等により構成される協議会等を想定している。

(雇用拡充事業)

補助対象経費	国交付要綱第2条第4節に基づいて行う事業に要する以下の経費 (1) 事業費 事業実施者が雇用機会拡充事業の実施に要する経費 (2) 附帯事業費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に関する経費 (3) 調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費
補助率	対象経費の100分の62.5以内

(雇用充足促進事業)

補助対象経費	国交付要綱第2条第4節に基づいて行う事業に要する以下の経費 (1) 事業費 事業実施者が雇用充足促進事業の実施に要する経費 (2) 附帯事業費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に関する経費 (3) 調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費
補助率	対象経費の100分の77.5以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を利用した、離島に特化した事業である。雇用拡大を主たる目的としており、離島振興にとって極めて重要といえる。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(6) しまの事業者人材確保支援業務委託

ア 委託の概要

【委託業務概要】

島外からの人材確保のため、求人サイト運営等を業としている受託者が、離島において事業を行う事業者向けセミナーを開催し、セミナー参加者が求人情報を出稿するなどの場合においてサポートを行うもの。

契約方法	随意契約 公募型プロポーザル方式
契約金額	3,839,000 円
契約期間	令和3年7月9日～令和4年2月28日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、国の離島活性化交付金を活用して行う事業であり、離島の事業者を対象にするものであるから、離島振興に特化した事業である。

イ 【評価】

本事業において、令和3年度は離島の事業者20社による21件の求人情報掲載を実現した結果、7社で7名の新規採用が実現したとのことである。

雇用創出は離島の人口増に直結するのであることに鑑みると、委託金額と成果を比較するなど3Eの視点からみても、十分な成果を上げたものと評価することができる。

また、本事業は、公募型プロポーザル方式による業者選定が成功した一例ともいえる。

県の担当者によれば、離島の事業者においては求人ノウハウが乏しいことが通常であるということであるから、人口増・雇用増に向け、同様の事業をこれからも継続していただきたい。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(7) 長崎県国境離島地域輸送コスト支援事業交付金

ア 交付金の概要

【交付対象】

特定有人国境離島を有する市町

【趣旨】

特定有人国境離島地域で生産され、本土に出荷される農水産物（生鮮品に限る）の移出及び当該農水産物の原材料等の移入に係る輸送コストを軽減し、もって生産者の適正な所得の確保を図るなどして、特定有人国境離島地域の農水産業の発展を図ろうとするもの。

【事業の内容】

事業実施者は、農協・漁協など、特定有人国境離島地域で生産された農水産物を本土に荷主として出荷する団体・事業者、農水産物を購入等し、自らが荷主として当該農水産物を移出し本土で荷受けする団体・事業者、農水産物の生産を行う団体又は事業者である。長崎の特定有人国境離島地域の全てでこの交付金が利用されている。県の交付率は100分の10以内であるが、国、県、市町で合計最大8割の輸送コストを補助している。

補助対象経費	国交付要綱第2章第3節に基づいて行う事業に要する事業実施者が輸送コスト支援事業の実施に要する経費
補助率	対象経費の100分の10以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金要綱等に基づき事業化されているように離島に特化した事業であり、離島の農水産業振興において重要なものである。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(8) 長崎県しまの産品振興による地域活性化推進業務委託

ア 委託の概要

【委託業務概要】

本事業は、本県の離島で生産される産品の販路拡大をはじめ、消費者の視点を重視した商品開発や生産拡大・販売体制の整備など、しまの食品製造業者の生産から販売までの取り組みを支援する業務を、離島振興を目的とする受託者に委託するもの。生産者への指導や販路拡大のためのマッチング、商談等を行う。

契約方法	随意契約（1者見積もり）
契約金額	70,400,000円
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島の産品の生産から販売までの取り組みを支援する離島に特化した事業である。

イ【評価】

県は、令和4年1月、事業者アンケート調査を実施したうえで、アンケート結果を整理し、受託者や各離島振興局、市町、関係部局と情報共有し、事業者や市町間の横展開等に活用するよう促している。今後も引き続き、成功事例の把握や支援事業者の声などの情報収集・共有に努め、事業の効果をより発揮するよう取り組んでいただきたい。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(9) 国境離島航路運賃軽減事業負担金

ア 負担金の概要

【交付対象】

特定有人国境離島地域を航路に含む運航事業者14者

【趣旨】

住民等を対象に、特定有人国境離島地域とその他の日本の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路について、JR在来線並みまで運賃等を低廉化等することにより、特定有人国境離島地域からの人口流出の抑制と交流人口の拡大を図ろうとするもの。

【事業の内容】

本事業は、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を利用した運賃軽減事業において、国の交付割合が対象経費の55%であるところ、残りの45%につき、県と市町等が協定を結び、県が22.5%、市町が22.5%を負担し、運航事業者による住民等の運賃軽減事業分を補助するもの。

以前は、運航事業者による自主的な住民割引であったが、上記国の交付金が平成29年から実施されたことで事業化されたものである。

負担対象経費	県と市町等が協定で定めた1利用者あたり負担対象金額×利用者数
負担率	県 77.5%（国の交付金 55%を含む） 市町 22.5%

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を利用して事業化されたものであり、離島振興に特化した事業である。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(10) 国境離島航空路運賃軽減事業負担金

【交付対象】

特定有人国境離島地域を航空路に含む航空路事業者2者

【趣旨】

住民等を対象に、特定有人国境離島地域とその他の日本の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航空路について、新幹線鉄道運賃並みまで運賃等を低廉化等することにより、特定有人国境離島地域からの人口流出の抑制と交流人口の拡大を図ろうとするもの。

【事業の内容】

本事業は、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を利用した運賃軽減事業において、国の交付割合が対象経費の55%であるところ、残りの45%につき、県が22.5%、市町が22.5%を負担し、航空路事業者による住民等の運賃軽減事業分を補助するもの。

負担対象経費	普通旅客運賃から航空路事業者による離島住民に適用される割引運賃を除き、大臣の確認を受けた基準航空路運賃から運賃低廉化事業により住民等に適用される運賃の額を差し引いた差額に利用人員を乗じて得た額
負担率	県 77.5%（国の交付金 55%を含む） 市町 22.5%

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を利用して事業化されたものであり、離島振興に特化した事業である。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(11) 長崎県離島航空路線確保対策補助金（安全整備関係）

ア 補助金の概要

【補助対象者】

離島航空運送事業者1者

【趣旨】

県内離島と本土を結ぶ離島航空路線の安全な運航を確保するため、予算の範囲内で事業者に対し、安全整備に係る長崎県離島航空路線確保対策補助金を交付する。

【事業の内容】

離島航空運送事業者に対し、整備の外注費や部品等の減価償却費を補助するもの。令和3年度は予算を超過したため、58.3%の補助率に留まっている。

補助対象経費	以下の経費。 (1)5,000 飛行時間毎に実施する機体のオーバーホール (2)40,000 飛行回数毎に実施する機体構造部の分解詳細点検 (3)30,000 飛行回数毎に実施する主脚の整備等 (4)25,000 飛行回数毎に実施する前脚の整備等 (5)安全性・経済性の改善を目的として、機体メーカーが推奨する重整備・改修作業 (6)法的要件、または航空機の設計要件の変更に伴い実施する重整備・改修作業 (7)機体全面の塗装剥離，外板点検・表面処理，再塗装 (8)その他知事が必要かつ適当と認める整備
補助率	補助対象経費以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島航空運送事業者1者を対象としたものであり、離島航空路線を維持することに資するもので、離島振興に特化した事業である。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(12) 長崎県航空機購入費補助金（運航費関係）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

離島航空運送事業者1者

【趣旨】

県内の離島における住民の生活に必要な旅客輸送の確保並びに離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、県内の離島に係る航空路線に就航する航空機に係る運航費のうち補助金実施要綱に規定する経費について、航空運送事業者に運航費補助金を交付する。

【事業の内容】

国は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金により、欠損額を補填する目的で補助事業者に対し補助金を交付しており、国の算定に基づき、国2分の1、県2分の1を補助するもの。

補助対象経費	国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第62条に定められた額
補助率等	国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第63条及び第67条第1項により認定された内定額以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島航空運送事業者1者を対象としたものであり、離島航空路線を維持することに資するもので、離島振興に特化した事業である。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(13) 長崎県航空機購入費補助金（機体取得関係）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

離島航空運送事業者1者

【趣旨】

県内の離島における住民の福祉の向上及び離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、県内の離島に係る航空路線に就航する航空機を購入するために要する経費で、国土交通大臣が航空機購入費補助金の交付を決定した航空運送事業者に長崎県航空機購入費補助金を交付する。

【事業の内容】

国により、対象経費の45%以内の補助金が支給されるが、県が35%以内の補助をして、航空運送事業者の負担分を20%まで減少させるもの。

補助対象経費	対象航空機等の減価償却費に要する経費
補助率等	対象航空機等の購入に要する経費の35%以内の金額を、対象航空機等の減価償却期間で案分したもので、本補助金における運航費補助金の対象ではないもの

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島航空運航事業者1者を対象としたものであり、離島航空路線を維持拡大することに資するもので、離島振興に特化した事業である。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(14) 長崎県離島航路事業対策補助金

ア 補助金の概要

【補助対象】

補助対象となる25航路を営む離島航路事業者

【趣旨】

離島航路事業の維持改善を図り、離島地域等の振興及び地域住民の民生の安定と向上に資するため、予算の範囲内において離島航路事業者に対し、長崎県離島航路事業対策補助金を交付する。

【事業の内容】

離島航路であり、他に交通機関がないか他の交通機関では著しく不便であることや住民・主要物資等を輸送していることなどの要件を満たす離島航路を離島補助対象航路とする。離島補助対象航路の純損失額等を補助する事業である。

離島補助対象航路のうち二以上の市町の地点間を結ぶものを基幹的補助航路と呼び、一市町内の地点間を結ぶものを市町内補助航路と呼ぶ。基幹的補助航路と市町内補助航路では補助率が異なる。

一部の航路は国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金の航路補助の対象となる。

国の補助の対象となる航路について、市町負担がある航路とない航路があり、国の補助の対象とならず県単独事業として補助している航路もある。

補助対象となる額	航路損益計算書による純損失額について、国から交付される航路補助を差し引いた額の範囲内の額等
補助率等	基幹的補助航路 補助対象額の100分の100以内 市町内補助航路 補助対象額の100分の50以内で市町の負

	担する額を上限とする額
--	-------------

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島航路事業を対象に損失額等を補填する事業であり、離島地域から半島地域への航路もあることから、離島・半島振興に資する事業といえる。

イ【見解】

長崎県離島航路対策協議会や担当課でも議論されていると思われるが、補助合計金額は多額であるのみならず、離島地域の人口減少等により、離島航路事業者の経営環境はますます悪化し、サービスの低下を招き、離島航路事業者において老朽化した船舶更新等にも困難が生じる事態が予想される。

今後も、航路の利用状況等に合わせた航路統合等の取り組みや船舶規模の適正化の検討、船舶自動運転技術の導入検討など、多角的観点から問題の解決に向けた幅広い検討を行っていただきたい。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

第2 企画部

1 監査の対象及び方法

監査対象とした事業

デジタル戦略課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
Society5.0 加速化補助金	635,000 円	8月16日 ～23日	12月22日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
データ連係基盤構築業務委託	11,550,000 円	8月16日 ～23日	12月22日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
「ながさき ICT フェア 2021」開催運営等業務委託	4,917,000 円	8月16日 ～23日	12月22日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
管理職向け DX 施策立案講座実施業務委託	495,000 円	8月16日 ～23日	12月22日

2 各事業の内容について

(1) Society5.0 加速化補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

株式会社西海クリエイティブカンパニー，新上五島町交通ネットワーク促進協議会

【趣旨】

県民の豊かで質の高い生活及び産業振興、地域活性化が図られる Society5.0 の実現を目指すため、ICT 等を活用して県内の各地域に顕在化する課題の解決に向けた取り組みを実施する費用の一部について Society5.0 加速化補助金を交付する。

【事業内容】

補助金の交付対象となる事業は、ICT 等を活用して、県内の各地域に顕在化する課題を解決するシステム、サービス等の開発に向けた実証実験とする。ただし、補助事業実施後に県内での実装が見込まれるものに限る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	設備備品費、消耗品費、旅費、外注費、印刷製本費、謝金、その他経費
補助率	対象経費の2分の1以内かつ500万円以内

【離島・半島振興との関係性】

Society5.0 は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）であり、内閣府の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたものである。Society5.0 で実現する社会は、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの様々な社会課題が克服されると言われており、本補助事業は同様の課題を抱える離島・半島の発展にも寄与するものと考えられる。

イ 問題点【事業計画書と事業報告書の内容の確認が不十分であること】

株式会社西海クリエイティブカンパニーに対する本事業による補助金交付について、事業計画書には、「事業のスケジュール」という項目に、システムの構築のスケジュールが記載されていた。そこには、①必要手続き精査（自治体業務の把握、連携）：令和3年10月～12月、②システムの開発：令和4年1月～2月、③システム運用習熟（自治体との連携）：令和4年1月～2月、④システムの稼働・実証：令和4年1月～3月と記載されていた。

これに対して、事業報告書には、「開発期間」として令和4年1月10日～同年2月28日、「実証期間」として令和4年3月1日～同年3月30日と記載されていた。

これらの記載によれば、システムの稼働・実証期間が当初の事業計画書で予定されて

いた期間と事業報告書で報告された期間が異なっているかのように読み取れる。

これについて、当課のヒアリングによれば、上記②のシステムの開発の期間と、④のシステムの稼働・実証の期間が重なっており、これはシステムの最適化を図る期間として開発と稼働を同時進行で行われたことを意味しており、システムの稼働・実証は当初の事業計画書の記載のとおりを実施されているとのことだった。

事業計画書及び事業実績報告書等は、次のとおり、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に規定されている。

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条1項（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。したがって、かかる趣旨から、事業実績報告書は、事業計画書の内容に従ってどのように事業が実施されたかが明確に記載されている必要がある。しかし、本事業における事業報告書は、事業計画書の記載に対応してどのように補助対象事業が実施されたかを明確に記載されるべきところ、記載項目が異なっているため事業計画書と対照して確認することが出来ず、明確性に欠けると言える。

本事業は ICT 等を活用したシステム等の実証実験をその補助の対象とするものであり、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを確認するためにも、実証実験の期間は重要な事項である。そのため、本件については、実証実験の期間など事業計画書の記載に対応する形で事業報告を求める等の指導をすることが望ましい。

【意見】

事業報告書は、事業計画書の記載に対応してどのように補助対象事業が実施されたかを明確に記載されるべきであり、事業計画書との対照性に欠ける場合には、事業計画書の記載内容に対応する形で報告を求める等の指導をすることが望ましい。

(2) データ連携基盤構築業務委託

ア 委託業務概要

長崎県では、Society5.0 の実現に向けて、産学官の連携による「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」（令和2年9月1日設立）を立ち上げ、ICT を活用することによる豊かで質の高い県民生活の実現、新産業創出・地場産業振興及び地域振興、行政におけるデジタル化の推進を図ることとしている。行政と民間の有する様々なデータの集積・共有・活用を可能とする県下統合したデータ連携基盤を構築することで、分野間・地域間のデータ流用を可能とし、地域課題の解決、新たなサービスの創出による生産性の向上、地域活性化を図ることを目的とするもの。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	11,550,000 円
契約期間	令和3年11月11日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関連性】

行政のデジタル化の推進は、離島・半島地域の抱える様々な課題の解決やサービスの創出による生産性の向上、地域活性化へとつながり、離島・半島振興に寄与するものと考えられる。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった

(3) 「ながさき ICT フェア 2021」開催運営等業務委託

ア 委託業務概要

長崎県では、Society5.0の実現に向けて、産学金官の連携による「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」（令和2年9月1日設立）を立ち上げ、ICTを活用することによる豊かで質の高い県民生活の実現、新産業創出・地場産業振興及び地域振興、行政におけるデジタル化の推進を図ることとしている。行政と民間の有する様々なデータの集積・共有・活用を可能とする県下統合したデータ連携基盤を構築することで、分野間・地域間のデータ流用を可能とし、地域課題の解決、新たなサービスの創出による生産性の向上、地域活性化を図ることを目的とするもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	4,917,000 円
契約期間	令和3年11月19日～令和4年1月12日

【離島・半島振興との関連性】

行政のデジタル化が進み、官民合わせた様々なデータの集積・共有・活用が可能となるデータ連携基盤の構築は、離島・半島地域の抱える様々な課題の解決やサービスの創出による生産性の向上、地域活性化へとつながり、離島・半島振興に寄与するものと考えられる。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(4) 管理職向け DX 施策立案講座実施業務委託

ア 委託業務概要

Society5.0 時代における行政のデジタルイゼーションの実現に向け、行政幹部職員に求められるデジタル的発想やスキルの習得を踏むための講座を企画し、実施することを委託するもの。講座内容としては、国内先行モデル事例の解説や、地方におけるデジタル実装の推進、長崎が描く未来の姿などを含むものとする。

契約方法	随意契約
契約金額	495,000 円
契約期間	令和4年1月7日～令和4年2月14日

【離島・半島振興との関連性】

行政のデジタル化の推進は、離島・半島地域の抱える様々な課題の解決やサービスの創出による生産性の向上、地域活性化へとつながり、離島・半島振興に寄与するものと考えられる。

イ 問題点【仕様書と見積り内容に齟齬があること】

令和3年長崎県管理職向け DX 施策立案講座実施業務委託仕様書によれば、本件は管理

職向けのDX施策立案講座を実施するために、講座内容の企画とその実施を専門業者に委託したものである。

県が業務発注に当たって作成した予定価格算出のための積算書によれば、講師に関係する費用として189,000円が計上されており、その内訳は「講演資料作成等」として141,750円、「講演対応（当日準備等を含む）」として47,250円が計上されている。講師の講演対応及びその資料作成については、上記の委託内容から当然想定しうる費用であり、特段問題はない。

しかし、これに加えて、調査員に対する人件費が別途221,300円計上されており、その内訳は「長崎県向け講演プログラム修正」として110,650円、「現地データ基礎調査・分析・現況把握」として110,650円が計上されている。講演実施のための資料作成費は、上記のとおりすでに講師に対する人件費に計上されているにもかかわらず、それに加えて調査員に対する人件費は、講演準備にかかる費用を二重に計上しているようにも読み取れる。

担当課へのヒアリング調査によれば、予算価格の積算に当たって、長崎県向けの講演資料を作成するにあたり、講師の指示のもと、中級調査員及び一般調査員の2名で現地データの分析等や、長崎県向けの講演プログラムの修正を行い、講師が最終的な講演資料の作成を行うものとして積算をしているため、費用の二重計上ではないとの説明があった。

しかし、一般的な講演依頼については講演準備のための資料作成費を別途計上することは稀であると思われることや、この管理職向けDX施策立案講座が1日で実施されたものであり、その講座資料等の内容に照らしても講演資料作成費に加えて基礎調査等に別途費用を支払うことが必要なのか、行政の財務執行における経済性・効率性・有効性の観点から適切であるか、疑問が残るものである。

仮に、本委託業務に関して、一般的な講演依頼ではなく、例えば専門性の高い特殊なプログラムの構築を伴ったり講演に先立ち通常想定しうる以上の高度の調査や準備が必要になったりする場合には、仕様書に基礎調査等の必要性についても記載すべきである。本委託業務は、仕様書からは一般的な講座・講演以上の高度の専門性や基礎調査等の必要性は読み取れず、積算内容と齟齬があると言わざるを得ない。一般的な講演依頼とは異なり、高度の専門性を有し、講演実施のために専門性の高いプログラムの構築や高度な基礎調査等を必要とする講演依頼の場合には、仕様書の業務内容や委託内容にその専門性や基礎調査等の必要性についても記載すべきである。

【指摘事項】

高度の専門性を有し、講演実施のために専門性の高いプログラムの構築や高度な基礎調査等を必要とする講演依頼の場合には、仕様書の業務内容や委託内容にその専門性や基礎調査等の必要性についても記載すべきである。

第3 文化観光国際部

1 監査の対象及び方法

監査対象とした事業（観光振興課のみ）

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
しま旅滞在促進事業	645,544,000円	8月8日 ～9日	12月22日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
しま旅グレードアップ事業	247,544,000円	8月8日 ～9日	12月22日

2 事業の内容について（長崎県国境離島地域しま旅促進・グレードアップ事業補助金）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

一般社団法人 長崎県観光連盟

【趣旨】

平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、国が交付する「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」（以下「交付金」という。）を活用し、長崎県の離島（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町）に宿泊等を行う旅行商品を造成・販売する旅行会社等に対し、予算の範囲内において、滞在型観光を促進するため、滞在プラン等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進等の事業に対して補助金を交付するもの。

【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費	企画・開発費（滞在プラン等を組成するために必要な調査、企画又は開発に要する経費） 宣伝費（滞在プラン等の広告宣伝、広報に要する経費） 実証費（滞在プラン等を構成する着地型観光サービスを実証的に提供する場合に係る経費（近傍類地における同種のサービスにおける提供価格等を参考として設定した費用）及び当該サービスの実証的な提供に必要な物品購入に要する費用） 販売促進費（宿泊を伴う滞在型プラン等の販売を促進するための経費）
補助率	10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額。

【離島・半島振興との関係性】

新型コロナウイルス感染症の影響により、長崎県内においても観光需要が大きく

減少し、観光客数が大幅に減少したが、本事業はこのような国境離島地域の観光産業を支援するものであり、離島振興に寄与するものである。

イ 【評価】

本事業は、国からの交付金を活用し、離島地域の旅行商品を販売する旅行会社等に対して補助金を交付するものである。新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前から本事業は行われていたが、新型コロナウイルス感染症の影響より観光需要が減少した中で、本事業は離島地域の観光産業を再び活性化させるための一助となっていると評価できる。長崎県は、令和2年度から国から特別支援として現地の宿泊や飲食等に使用可能なクーポンを発行できる制度を活用し、旅行者に対して5,000円のクーポンを発行する事業も開始するなど、積極的な観光産業支援を行っており、今後も有効な観光産業支援を継続していただきたい。

第4 産業労働部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした事業

ア 企業振興課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県地場企業工場等立地促進補助金	410,271,000円	8月9日	12月19日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
産地活力強化事業費補助金	3,986,000円	8月9日	12月19日

イ 新産業創造課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金	12,720,000円	8月15日	12月19日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
海洋エネルギー関連企業カタログ製作業務委託	5,433,637円	8月15日	12月19日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
海洋エネルギー関連産業情報掲載業務（業務委託）	2,000,000円	8月15日	12月19日

ウ 経営支援課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業補助金	9,496,000 円	8月15日	12月22日

エ 若者定着課

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
離島・半島高校生インターンシップ推進事業業務委託	2,488,310 円	8月9日 ～19日	12月14日

オ 雇用労働政策課

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
令和3年度採用力向上支援事業業務委託	14,081,156 円	8月9日 ～19日	12月26日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
令和3年度長崎県オンライン企業面談会及び企業情報発信業務委託	24,860,000 円	8月9日 ～19日	12月26日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
バーチャル人材活躍支援センター（WEBサイト）制作業務委託	8,360,000 円	8月9日 ～19日	12月26日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県人材活躍支援センター用サーバー保守管理業務委託	990,000 円	8月9日 ～19日	12月26日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
令和3年度長崎県IT人材確保支援業務委託	2,624,600 円	8月9日 ～19日	12月26日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
令和3年度長崎県プロフェッショナル人材戦略拠	39,193,000 円	8月9日 ～19日	12月26日

点事業運營業務委託			
事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
若手人材定着・育成促進に関するオンラインセミナー等開催業務委託	11,000,000 円	8月9日 ～19日	12月26日

2 各事業の内容について

(1) 長崎県地場企業工場等立地促進補助金（企業振興課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

1 以下に記載する「立地企業」

長崎県地場企業工場等設置特別奨励措置要綱第3条の要件を満たす立地企業（知事が立地を要請し、立地協定を締結した上で県内に工場等を新設又は増設する地場中小企業又は地場大企業）。

なお、地場中小企業とは、県内に本店を有する製造業、試験研究機関、ソフトウェア業を営む企業等で県内での事業実績を5年以上有する等の要件を満たす企業でみなし大企業以外のもの。ただし、県外からの誘致企業、その他知事が特に認めるものを含む。

また、地場大企業とは、製造業、試験研究機関、ソフトウェア業を営み、県内に事業拠点を有する大企業でみなし大企業を含む。

2 以下に記載する「立地支援企業」

立地支援企業（知事及び立地企業と協定を締結した上で、立地企業が営む工場等の用に供するために新規に取得した土地又は建物若しくは機械設備を立地企業に賃貸またはリースするもの）。

【趣旨】

地域産業への波及が大きく、産業振興を図るうえで重要と認められる地場企業の立地を促進するための助成措置を講ずることにより、その立地を容易にし、もって産業構造の高度化、新規産業の創出及び雇用機会の確保を図るため長崎県地場企業工場等立地促進補助金を交付する。

【事業の内容】

上記立地企業が県と立地協定を締結した上で県内に工場等を新設又は増設し、それに伴って新規に従業員等を雇用したり、地場企業に新たに発注したりすることを促進するために、投下費用や新規雇用者数、新たな発注金額に応じた補助金を交付するもの。

また、上記立地企業の県内への工場等新設又は増設のために、「立地支援企業」が

土地、建物、機械設備等を新規に取得して、立地企業に譲渡したり、賃貸・リースしたりすることを促進するために、その取得費用に応じた補助金を交付するもの。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>1 立地企業サポート補助金</p> <p>(1) 立地企業生産施設等整備補助 立地企業が工場等の新設又は増設のために投下した費用（固定資産額から消費税等額を除いた額）</p> <p>(2) 新規雇用促進補助 立地企業が新規に従業員等を雇用するための経費</p> <p>(3) 地場企業発注促進補助 立地企業が工場等を新設したことに伴い、本格的な操業開始から1年間地場企業へ新たに発注した金額（発注先1社あたりの新たな取引額（消費税分を除く）が500万円以上のものを対象とする）</p> <p>2 立地支援企業サポート補助金 立地支援企業が立地企業の工場等の用に供するため新規に土地、建物、機械設備等を取得する費用（固定資産額）</p>
補助率	<p>1 (1) について 対象経費の $(3\% + (2\% \div 30 \text{人}) \times (\alpha \text{人} - 20 \text{人}))$ に相当する金額。α人は新規雇用者数。新規雇用者数が20人未満の場合は一律3%とし、対象経費の20%を上限とする。立地企業が重点分野や研究開発に係る工場等を設置する場合は上記の「3%」を「5%」にする。なお、立地1件当たり15億円（立地企業の新規雇用者数が100人未満の場合は10億円）を上限とする。</p> <p>1 (2) について 新規雇用者数に50万円を乗じた金額で立地1件当たり5億円を上限とする。研究開発施設の立地で所定の要件を満たす場合、専ら研究開発に従事する新規雇用者については1人当たり100万円とする。</p> <p>1 (3) について 対象経費に、立地企業の新規雇用者数に応じて定められた補助率（10～50%）を乗じる。</p> <p>2 について 対象経費の $(3\% + (2\% \div 30 \text{人}) \times (\alpha \text{人} - 20 \text{人}))$ に相当する金額。α人は新規雇用者数。新規雇用者数が20人未満の場合は一律3%とし、対象経費の20%を上限とする。なお、立地1件当たり15億円（立地企業の新規雇用者数が100人未満の場合は10億円）を上限とする。</p>

	上記各補助金について、離島振興対策実施地域にあつては補助金額の100分の50を加算する。
--	--

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、地場企業等による工場や研究設備の新規立地（新設又は増設）の費用や、それに伴う新規雇用に係る費用を補助することで立地を促し、地域の産業振興や雇用機会の確保を図るものである。離島・半島振興に特化した事業ではないが、立地場所に半島地域も含まれているし、離島振興対策地域での立地には補助金額の100分の50が加算される規定となっており、離島・半島振興の性格も有している。

イ 問題点【補助金の支出確定通知書に記載されている報告事項が報告されていない】

補助事業者に対する支出確定通知書には「交付を受けた日から5年を経過するまで定期的（おおむね四半期ごと）に雇用の状況等について報告しなければならない」と記載されている。しかし、担当者に確認したところ、雇用状況等についておおむね四半期ごとの定期報告までは求めておらず、年に1回補助事業者から決算書の提出を受け、そこに記載されている従業員数などを見て雇用の状況を確認しているとのことである。

この「交付を受けた日から5年を経過するまで定期的（おおむね四半期ごと）に」の定期報告は、補助金の交付要件を直接確認するためのものではなく、長崎県地場企業工場等設置特別奨励措置要綱や長崎県地場企業工場等立地促進補助金事務取扱要領にも規定されていない。しかし、補助金を交付した後の補助事業者の雇用状況に関するデータは、雇用機会の確保という本事業の目的に関連し、本事業による雇用に関する効果を検証する上で有用なデータになり、そのため支出確定通知書におおむね四半期ごとの定期報告を行うよう求めていると考えられる。県はこうした定期報告が補助事業者からなされていない場合は、報告を求めることが望ましい。

【意見】

補助金の支出確定通知書に記載されているとおり、補助事業者に対して補助金の交付を受けた日から5年を経過するまで定期的（おおむね四半期ごと）に雇用の状況等について報告を求めることが望ましい。

(2) 産地活力強化事業費補助金（企業振興課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県商工会連合会

【趣旨】

地域産業を支える製品の販路開拓等を図ることを目的として、産地団体が市町と連携して行う販路開拓等への取組に対して、産地活力強化事業費補助金を交付する。

【事業の内容】

地域産業を支える製品の事業者が販路開拓のために展覧会や商談会に出展して商談を行うための費用、通販カタログを作成して配布するための費用、チラシ、リーフレット、レシピ集、販促品を作成して配布するための費用を補助するもの。

なお、令和3年度は3事業者から応募があつて採用となつたが、令和2年度よりも執行金額が減少した。本事業については長崎県商工会連合会のホームページ上で告知されたということであるが、県は同連合会と、事業者の応募が増えるための方策を協議しているとのことである。県は、より多くの事業者が本事業に応募して販路開拓を行えるよう、長崎県商工会連合会と連携して対応策を考えてもらいたい。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	管理運営費（人件費）、カタログ、チラシ、リーフレット等の印刷・製本代、販促品等の購入費用、その他需用費、商談会等への出展費用、旅費、通信費、役務費、委託料、謝金・謝礼、使用料・賃借料
補助率	対象経費の10分の10以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、地域産業を支える製品の販路開拓等による販売及び生産量の増大を図る事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、令和3年度は五島及び島原半島で生産される麺類が対象産品であり、これら製品の販売及び生産量の増大が五島地区、島原地区の振興につながることから、離島・半島振興の性格も有している。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(3) 海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金（新産業創造課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会（県内外の海洋エネルギー関連約100社の企業からなる法人）

【趣旨】

洋上風力発電等の海洋エネルギーの商用化を見据えた技術研究開発や専門人材の育成及び共同受注体構築への取組を支援することにより、海洋エネルギー関連産業の拠点形成を促進するため、海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金を交付する。

【事業の内容】

本事業は、1 洋上風力発電等の海洋エネルギーの商用化を見据え、県内企業による関連工事受注獲得に繋がる技術の開発（波浪が高い場合でも洋上における風車

の建設工事やメンテナンス工事が可能となるための作業台船向けユニット型振動低減装置の開発。既存の船舶に取り付けることができる装置)、2 商用化に際して必要となる専門知識を有する人材の育成(JWPA(一般社団法人日本風力発電協会)の試算では現状の約3,000人を2030年には9,000人以上にする必要があるといわれている)及び3 設備設置工事やメンテナンス工事などを県内企業が受注できるための共同受注体の構築を通じて海洋エネルギー関連産業の拠点が形成されることを促進する事業である。

専門人材育成について、研修の受講者の8割以上が県外企業に所属する者ということであり、県が補助金を支出する意義を確認したところ、長崎県で人材育成(研修)を実施することによって洋上発電等に関する情報が集まることや県内企業に所属する者が研修を通じて県外の者との人脈を作ることができるなどのメリットがあり、今後の海洋エネルギー関連産業の拠点形成に役立つということである。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>1 商用化を見据えた技術研究開発 作業台船向けユニット型振動低減装置の開発のための、有識者招聘の経費(謝金,旅費等),コーディネーター等の経費(謝金,旅費等),設備・機材の使用料・賃借料,設計・製造・試験・分析等の委託・外注費,産業財産権(特許権・実用新案権等)の導入経費,事務費</p> <p>2 専門人材育成 長崎大学に設置された長崎海洋開発人材育成フィールドセンター(長崎海洋アカデミー)において行われる5つのコースの研修のための、有識者招聘の経費(謝金,旅費等),コーディネーター等の経費(謝金,旅費等),設備・機材や会場の使用料・賃借料,設計・製造・試験・分析等の委託・外注費,事務費</p> <p>3 共同受注体の構築支援 有識者招聘のための経費(謝金,旅費等),コーディネーター等の経費(謝金,旅費等),設備・機材の使用料・賃借料,事務費</p>
補助率	<p>1について 対象経費の2分の1以内</p> <p>2について 対象経費の2分の1以内</p> <p>3について 対象経費の10分の10以内</p>

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島・半島振興に直接特化した事業ではないが、洋上風力発電等の海洋エネルギー設備は海上に設置されるものであり、県内の離島・半島地域の洋上に実証

試験のための設備が設置され、今後、本格的に設備が設置されることが期待される。海洋エネルギー設備設置のための調査、工事やメンテナンス等の関連産業の拠点も同設備が設置された海域の近くに形成され、新たな産業の拠点となることが考えられる。こうした点で本事業は離島・半島振興の側面も有している。

共同受注体の構築支援の効果として、同支援によって複数の企業が連携して受注につながる事例が出てきているとのことである。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(4) 海洋エネルギー関連企業カタログ製作業務委託（新産業創造課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

県内企業が海洋エネルギー特に洋上風力発電関係の業務（調査、設備設置関連工事、撤去工事、メンテナンス等）を受注できるよう、参入を希望する県内企業94社の情報（対応希望分野、対応可能分野、設備等の能力、実績、従業員の保有資格や人数等）を調査し、まとめた電子版カタログ（日本語版及び英語版）の作成を委託するもの。完成したカタログは海洋エネルギー事業者や設備の元請等事業者に配布される。

なお、本カタログは継続的に利用されることを目指すもので、今後も適宜掲載内容等のアップデートが必要になるが、今後のアップデート業務は長崎県産業振興財団が行う予定とのことである。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	5,433,637円
契約期間	令和3年7月20日～令和3年12月23日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、洋上風力発電等の海洋エネルギーの商用化を見据え、参入を希望する県内企業が洋上風力発電設備関連業務（特に重量物の製作及び工事、メンテナンス等）の受注ができるよう、県内企業の情報をまとめたカタログを作成し、海洋エネルギー事業者や設備元請事業者に配布するものである。離島・半島振興に特化した事業ではないが、県内の離島・半島地域の洋上に海洋エネルギー設備が設置され、当該設備関連業務を県内企業が受注できるようになれば、離島・半島地域に受注した企業の拠点が設置され、新たな産業の拠点となることが考えられる。本事業は、こうした点で離島・半島振興につながる側面を有している。

イ 【評価】

海洋エネルギー設備関連事業者4社から、県内企業への発注を検討してもらうためにはどのような情報が必要になるか等をヒアリングしてカタログの仕様を決めたということであり、94社という相当数の県内企業の情報が調査、整理、掲載された。これを県内

企業が受注活動を行う際のツールとして活用するということである。

今後、県内企業が海洋エネルギー関連の業務を受注する上でこのカタログがどの程度貢献するかについては現時点で未知の部分もあるが、このようなカタログはこれまで存在せず、海洋エネルギー設備関連事業者が県内企業の情報を把握し、県内企業に関心を向けてアクセスすることを促進する助けになると考えられる。海洋エネルギー設備関連の業務、特に重量物の製作や現地工事は一定以上の金額規模となり、また、メンテナンスは継続的な受注になることが期待されるから、県内企業が海洋エネルギー設備関連の業務を受注できた際の地域への波及は大きいと考えられ、本事業は意義あるものと評価できる。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(5) 海洋エネルギー関連産業情報掲載業務委託（新産業創造課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

長崎県が海洋エネルギー関連産業の導入に積極的に取り組んでいる状況と将来の展望を県民に広く周知することを目的に、それらの内容を記載した広告記事を長崎県内で半分以上のシェアを有する日刊新聞（長崎新聞）の紙上に掲載する。

なお、委託費用の2,000,000円は、県の広報課等が広告記事を新聞紙上に掲載する場合と同じ基準による価格ということであり、チェックがなされている。

契約方法	随意契約
契約金額	2,000,000円
契約期間	令和4年1月25日～令和4年3月11日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、県が海洋エネルギー関連産業の導入に積極的に取り組んでいる状況と将来の展望を県民に広く周知することを目的とするものであり、離島・半島振興を直接の目的とする事業ではない。しかし、広く県民が海洋エネルギー関連産業導入について知り、そのことで導入の実現が円滑に進めば、海洋エネルギー関連産業（調査や現地工事、メンテナンス等）の拠点が離島・半島地域にでき、同地域の振興につながることになるから、離島・半島振興に関連がある。

イ 【評価】

本事業によって、県が海洋エネルギー関連産業の導入に積極的に取り組んでいる状況と将来の展望を県民に広く周知するという目的がどの程度達成されたかを定量的に測ることは容易でないが、新聞紙上への掲載は、例えば県のホームページへの掲載に比べて、関心がなかった人の目にも触れる機会が大きく、また記事を見た人が内容全体を目にすることが容易という利点があると思われる。その点で、県民に広く周知するために、広告

記事を長崎県内で半分以上のシェアを有する日刊新聞の紙上に掲載するという方法には意味があるといえる。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(6) 長崎県商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業補助金（経営支援課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

市町（間接補助事業者に対して補助を行う市町）

間接補助事業者は補助事業を行う商店街（商店街振興組合等）等、商業者、社会福祉法人及び特定非営利活動法人

【趣旨】

人口減少社会に対応する力強い商店街の創出のため、担い手となる商店街組合等の体制を強化するとともに「商店街活性化プラン」に基づく取組を推進し、商店街振興を「地域のにぎわい創出」に繋げていくことを目的として長崎県商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業補助金を交付する。

【事業の内容】

1 商店街活性化プラン事業

ア) 商店街体制強化支援事業

経営支援セミナー等の開催，商店街イベントの試行など

イ) 商店街活性化プラン策定事業

まちづくりセミナー受講，先進商店街視察など

ウ) 商店街にぎわい創出事業

空き店舗対策，地域と協働したイベント開催など

エ) 商店街協同施設等整備事業

アーケード改修，Wi-Fi 機器や防犯カメラの設置など

2 地域のにぎわい創出事業

地域を巻き込んだイベントやフェアの開催，商業者が集まって取り組む地域の課題解決など

なお，事業評価書において目標とされていた商店街への来客数が未達成であったが，新型コロナの影響によるところが大きく，また，商店街活性化の取組は試行錯誤による継続的な取組が求められると考えられる。

従来の商店街活性化補助事業はアーケードの補修，デジタルサイネージの設置，防犯カメラや消防設備の補修などハードウェアの整備が中心であったようであるが，令和3年度の本事業による島原市商店街の取組は，商店街の魅力のアピール，楽しみ方の提案といった来客誘致のための情報発信などのソフト的なものである。県は，全

国の商店街活性化成功事例を紹介したり、人材育成のためのワークショップを補助事業の対象にしたりもしてきたとのことであるが、今後も、ハードウェアの整備のみならずソフト面での取組の補助にも注力いただきたい。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	講師・専門家への謝金・謝礼，視察旅行等の旅費，（短期雇用アルバイトの）賃金，需用費，役務費，委託料，使用料・賃借料，備品購入費，工事請負費
補助率	対象経費の10分の4以内かつ市町補助額の8分の4以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、人口減少社会に対応する商店街創出のため、担い手となる商店街組合等の体制を強化するとともに「商店街活性化プラン」に基づく取組を推進し、商店街振興を「地域のにぎわい創出」に繋げていくことを目的とする事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、令和3年度は島原市の商店街が対象商店街のひとつとなっており、半島振興の性格も有している。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(7) 離島・半島高校生インターンシップ推進事業業務委託（若者定着課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

地元での雇用の場が限られ、様々な職種での職業体験が難しい離島・半島地域の高校生を対象に、本土地区の県内企業でインターンシップを実施し、職業意識を醸成するとともに、県内企業の魅力を発信する。

契約方法	随意契約
契約金額	2,488,310円
契約期間	令和3年6月29日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島・半島地域の高校生を対象に、県内企業への就職を促すものであり、離島・半島振興に資するものといえる。

イ 問題点①【前払いの必要性の検討結果の記録化】

本委託業務については、令和3年7月21日に委託料4,545,970円のうち、4,132,700円が前払いで支払われているが（後に減額変更で2,057,660円が戻入）、受託者が提出した委託料の前払い請求書には、前払いの必要性が記載されていない。

委託契約上、委託料は業務完了後に支払われるのが原則とされているが、「必要と認められる金額」については、受託者の請求により、前払金により支払うことができるとされている。通常、前払金については、受託者にその必要性を疎明させる必要がある

が、本委託契約は、県が実費の金額を算出しているため、受託者に前払いの必要性を疎明させる必要まではないと考える。

県は、前払いの必要性については検討しているものの、前払いの必要性を検討した上で支払いを判断した旨を記録化していない。

【指摘事項】

前払金については、県がその必要性を吟味し、必要があると判断した場合には、その旨を記録化しておくべきである。

ウ 問題点②【随意契約検討シート「他県における同様な契約事例」の記載方法】

本委託業務において作成された随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」欄には、単に「なし」と記載にとどまっており、この「なし」が、インターンシップに関する事業を指しているのか、離島ないし半島地域の高校生に特化して実施されたインターンシップに関する事業を指しているかなどが不明確な記載になっている。

したがって、随意契約検討シートの「他県における契約事例」は、「なし」の意味内容まで把握できるよう、具体的に記載することが望ましい。

【意見】

随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」欄には、同様の業務について、他県ではどのような契約方法がとられているか、他県での「同様の契約事例」がどの範囲を指しているのかなどが把握できるよう、具体的に記載することが望ましい。

エ 問題点③

本委託業務において作成された随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」欄には、単に「なし」と記載にとどまっている。この「なし」の記載は、他県において、インターンシップに関する事業が実施されていないという意味ではなく、離島あるいは半島地域の高校生に特化して実施されたインターンシップに関する事業が「ない」という意味である。

離島あるいは半島地域が長崎県ほど多くを占める県は稀であるため、この欄では、「インターンシップに関する事業」についての契約事例を調査の上、記載するのが望ましいと考える。

【見解】

本委託業務の随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」欄には、「インターンシップに関する事業」についての契約事例を調査の上、記載するのが望ましいと考える。

オ 問題点④【委託という手法の選択】

本委託業務の内容としては、主に、宿泊先、交通機関の手配など、旅行代理店が扱う業務と同様の業務が想定されているといえるため、敢えて委託という手法をとらずとも、旅費、交通費等の補助によっても事業目的は十分に達成できると考えられる。

特に、本委託業務については、一般競争入札を実施したものの入札参加者がなかったため、随意契約を締結するに至ったという事情もあるため、県における、入札手続やその後の随意契約締結の負担も考慮する必要がある。

したがって、本件については、委託という契約手法ではなく、インターンシップに参加する高校ないし高校生に対して、旅費、交通費等の補助を行うことで、その目的を達することが望ましいと考える。

【見解】

本件については、委託という契約手法ではなく、インターンシップに参加する高校ないし高校生に対して、旅費、交通費等の補助を行うことで、その目的を達することが望ましいと考える。

(8) 令和3年度採用力向上支援事業業務委託（雇用労働政策課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

長崎県商工会連合会との委託において、県内中小企業に採用力向上の支援（①伴走型支援：情報提供のあった企業等を対象に、県の採用力向上支援員がヒアリング等を通じ、課題の分析等を支援 ②採用力向上推進事業：自社採用ウェブサイトの制作支援、採用動画制作支援、採用パンフレット制作支援など）を行うことで、県内中小企業における人材確保の推進を図る。

契約方法	随意契約
契約金額	14,081,156円
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

県内中小企業における人材確保の推進を図るための事業であり、離島・半島振興との関係性は強いとはいえない。

もっとも、採用力推進事業については、一事業者あたり150,000円を限度とした支援であるところ、離島の事業者に関しては、県との協議で200,000円までとすることができる。離島外の事業者へ発注する場合のコスト増などを考慮したものであり、その意味では、離島・半島振興にも一定程度寄与していると考えることができる。

イ 問題点【委託という手法の選択】

委託金額19,000,000円（後に減額変更で14,081,156円）のうち9,000,000円（減額変更で6,357,663円）は、長崎県商工会連合会の人材確保対策員に支払う報酬、1,000,000円（減額変更で105,893円）は人材確保対策員の活動費（旅費、交通費等）であるため、委託金額の2分の1以上が、人材確保対策員に関する支払いで占められている。

もっとも、他県では同様の契約事例はないことも考慮すれば、費用との関係で、人材

確保対策員による支援にどれほどの効果があるか疑問が残るところであるし、人材確保対策員に期待される業務については、過年度の事業においてノウハウを習得した採用力向上支援員（県職員が担う）が務め上げることも十分に可能ではないかと考える。

このような事情に照らせば、本事業については、委託という契約手法によることなく、県による直営事業として行ったとしても、事業の遂行及び事業目的の達成は十分に可能であり、費用との関係でも直営で行うことが望ましいと考える。

【見解】

本件については、委託という契約手法によることなく、県による直営事業として事業を遂行することで、県内中小企業における人材確保の推進という事業目的を達することが望ましいと考える。

(9) 令和3年度長崎県オンライン企業面談会及び企業情報発信業務委託（雇用労働政策課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により都市部から地方への移住に関心が高まる中で、対面式の企業面談会の開催が困難になるなど、県内企業への人材確保機会は制限されているため、都市部の転職希望者等を、U I J ターンにより本県に取り込むことを目的とした、オンラインでの企業面談会を実施するとともに、転職支援Webサイト及びSNSターゲティング広告を活用して、県内求人情報を効果的に発信することにより、県内企業の人材確保を支援する。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	24,860,000 円
契約期間	令和3年7月15日～令和4年2月18日

【離島・半島振興との関係性】

県内企業全般の人材確保を図る事業であり、離島・半島振興との関係性は強いとはいえない。

もっとも、令和2年度以降、参加する県内企業も増えており、オンラインでの面談となれば、離島に主たる事務所を有する企業にとって利便性は高まるといえるため、その意味では、離島・半島振興にも一定程度寄与していると考えられる。

イ 問題点【面談希望の参加者の約6割が県内在住者であること】

本委託事業は、面談希望の参加者について、都市部を中心とした県外に居住する求職者及び転職希望者を想定しているが、実際には、面談希望の参加者の約6割が県内在住者である。

県内在住者に対して、県外企業ではなく、県内企業に就職、転職することを促すという点では、本委託事業は重要な役割を担っているといえるものの、本委託事業の本来の目的は、都市部の転職希望者等を本県に取り込むことにあるため、県内在住者が過半数

を占めるという実態は、本委託事業の本来あるべき姿とは異なる。

本委託事業については、参加企業、参加者の双方に対してアンケートを実施しているが、それにとどまらず、実際に県内企業に転職した参加者の感想や意見を集約して情報提供を行う、都市部在住者に対して本委託事業を周知するための広報活動を強化するなどして、参加者に占める都市部の転職希望者の割合を高めていく方策を検討していくことが望ましい。

【意見】

本委託事業については、実際に県内企業に転職した参加者の感想や意見を集約して情報提供を行う、都市部在住者に対して本委託事業を周知するための広報活動を強化するなどして、参加者に占める都市部の転職希望者の割合を高めていく方策を検討していくことが望ましい。

(10) バーチャル人材活躍支援センター（WEBサイト）制作業務委託（雇用労働政策課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

長崎県が設置する就業支援施設「長崎県人材活躍支援センター」において取り組む①多様な求職者への就業支援業務及び②県内企業の採用力向上支援業務について、現在のホームページをリニューアルして求人情報を発信できるようにするなどして、求職者と求人企業との双方がオンライン上で一定のサービスが利用できる環境を整え利便性を高めるとともに、県が必要とする情報管理の一元化によりセンター業務を効率化し、人材の県内定着及び県内企業の人材確保を推進することを目的とするシステムを構築し、可能な限り早期に運用を開始する。

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
契約金額	8,360,000円
契約期間	令和3年12月6日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本委託業務でリニューアルするホームページのシステムは、人材の県内定着及び県内企業の人材確保を推進することを目的としているため、離島・半島振興との関係性は乏しい。

もともと、求職者ないし求人企業は離島・半島地域にも一定数存在するため、その意味では、離島・半島振興にも一定程度寄与していると考えられる。

イ 問題点【プロポーザル提案者を長崎県内に本店又は支店を有する者に限定したこと】

本委託業務では、プロポーザル（技術提案書）の提出を求めて、最も優れた提案をなした者と契約をするという公募型プロポーザル方式が採用されているが、技術提案できる者は「長崎県内に本店又は支店等を有する者」に限られる、といった資格要件が存

在する。

この資格要件は、学識経験者の意見を踏まえて追加されたものであり、県内事業者に取引機会を与えるという趣旨・目的は十分理解できるものの、公募型プロポーザル方式を採用し、最優秀の企画提案を選ぶにあたって適切な要件であるかは疑問である。

したがって、公募型プロポーザルを採用した本委託業務については、「長崎県内に本店又は支店等を有する者」に限定する受託者の資格要件を外す検討も行うことが望ましいと考える。

【見解】

公募型プロポーザルを採用した本委託業務については、「長崎県内に本店又は支店等を有する者」に限定する受託者の資格要件を外す検討も行うことが望ましいと考える。

ウ 評価すべき点

本委託業務においては、公募型プロポーザル方式による随意契約が採用されている。

県のマニュアルにおいては、総合評価方式によることができる契約の類型について特に規定はなく、発注者が価格以外の要素も含めて落札者を決定すべきと判断したものは、総合評価方式を採用することができるため、これまでプロポーザル方式で行ってきた事業は、基本的にすべて総合評価方式が可能になるとされており、また、プロポーザル方式は特別の理由がある場合を除き廃止し、可能な限り総合評価方式による一般競争入札で実施することとされている。

プロポーザル方式は、「技術的に高度又は個性の重視される業務を発注するにあたり、プロポーザル（技術提案書）の提出を求めて、最も優れた提案をなした者と契約する方式」であり、実質が競争的随意契約であることから、総合評価方式と比べて価格競争が行われにくいという側面があることは否定できない。そこで、県としては、プロポーザル方式は特別の理由がある場合を除き廃止することとし、可能な限り総合評価方式による一般競争入札を実施することとしている。

【評価】

本委託業務は、新たなシステムの導入という技術的に高度な業務であり、優れた設計者を選ぶことが最も重視されるべき事業といえる。そこで、本委託業務においては、プロポーザル方式を採用することの「特別の理由」があると判断されたものと思われるが、このような判断は妥当であったと考える。

今後も、総合評価方式によることを原則としながらも、プロポーザル方式を採用する「特別の理由」があるか否かについて、慎重に判断、検討していただき、何らの検討もなく漫然と総合評価方式を採用することは控えていただきたい。

(11) 長崎県人材活躍支援センター用サーバー保守管理業務委託（雇用労働政策課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

本委託業務は、受託者と保守管理業務委託契約を締結し、長崎県人材活躍支援センター用サーバの保守管理を委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	990,000 円
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

長崎県人材活躍支援センター用サーバの保守管理に係る事業であり、離島・半島振興との関係性は乏しいが、センターの支援を受ける者は離島・半島地域にも一定数存在するため、その意味では、離島・半島振興にも一定程度寄与していると考えられる。

イ 問題点【委託料が1,000,000円を超えない場合の随意契約検討シートの記載】

県においては、委託料が1,000,000円を超えない場合の契約については、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例とその契約方法」、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」の記載は不要としているところ、本委託業務も委託料が990,000円であることから、これらの記載はなされていない。

もともと、本委託業務はサーバの保守管理業務であり、業務の性質上、継続的に実施される事業であることは明らかであることに加え、システム設計者である受託者がサーバ内の構成や状態を熟知していることに照らせば、競争性のある契約への移行が容易ではないという点で、通常の事業とは、その性質に大きな違いがある。

したがって、本委託業務においては、委託料が990,000円であるとしても、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例とその契約方法」、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」の記載をすることが望ましいと考える。

【見解】

本委託業務においては、委託料が990,000円にとどまるとしても、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例とその契約方法」、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」の記載をすることが望ましいと考える。

(12) 令和3年度長崎県IT人材確保支援業務委託（雇用労働政策課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

県内で不足するIT人材の県内外での掘り起しを図るとともに、当該IT人材と県内IT系企業とのマッチングを推進し、県内企業の人材確保とIT人材の県内集積を図るために、受託者において、キャリアアドバイザーの配置、県内企業とIT人材とのマッチング支援、県内企業の求人情報を発信するなどの業務を行う。

契約方法	一般競争入札
------	--------

契約金額	2,624,600 円
契約期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、県内企業の人材確保とIT人材の県内集積を図るものであり、離島・半島振興との関係性は乏しいものの、県内企業には離島・半島地域に事務所を有する企業も含まれているため、その意味では、離島・半島振興にも一定程度寄与していると考えられることができる。

イ 問題点【事業効果等の検証】

本事業においては、企業への紹介件数50件、マッチングによる成約5件が目標として掲げられていたが、実績としては、紹介件数5件、マッチングによる成約は0件という結果に終わった。

目標はあくまでも目標であり、目標が実現できなかったこと自体を殊更過大に評価すべきではないし、結果については、ある程度長期的な視点で捉えることが重要な場合もある。

しかしながら、目標数を大きく下回ったこと、特にマッチングによる成約件数が0件に終わったことは、ある程度厳しく受け止める必要があることは否定できない。

いずれにしても、本委託業務においては、一般競争入札の資格要件、マッチングを支援する県内企業の要件、仕様書の内容の妥当性、受託者の業務のやり方など、目標を大きく下回った要因が何であったのか、紹介件数、マッチングによる成約件数を増やすにあたってのどのような改善点が考えられるのかなど、十分に分析、検証することが望ましい。

【意見】

本委託業務においては、一般競争入札の資格要件、マッチングを支援する県内企業の要件、仕様書の内容の妥当性、受託者の業務のやり方など、目標を大きく下回った要因が何であったのか、紹介件数、マッチングによる成約件数を増やすにあたってのどのような改善点が考えられるのかなど、十分に分析、検証することが望ましい。

(13) 令和3年度長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業運営業務委託（雇用労働政策課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

県内中小企業の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、掘り起こした人材ニーズと求職者のマッチングを実現する民間人材ビジネス事業者等と連携することで、プロフェッショナル人材の地方還流（UIJターン）と、その人材活用による企業の経営革新の実現を目的とする「長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置、マネージャーを含む拠点スタッフの配置、企業訪問等によるプロフェッショナル人材活用の注

意喚起，プロフェッショナル人材の活用を促すセミナーの開催などの業務を委託する。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	39,193,000円
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本委託事業は、攻めの経営に取り組もうとする県内中小企業の販路開拓、新商品の開拓などを支援する内閣府所管の事業であるため、離島・半島振興との関係性は乏しいといえる。

もともと、離島・半島地域の中小企業も支援対象になっており、離島におけるWebを利用した相談件数も伸びているため、離島・半島振興にも一定程度寄与していると考えられることができる。

イ 問題点【1者応札への対応】

本委託業務では、総合評価方式での一般競争入札を実施したものの、受託者のみの1者応札にとどまっている。

一般競争入札で1者応札にとどまった理由を1つに特定することは困難であるが、県においては、平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）のとおり、1者応札を解消する方策を検討してもらいたい。

本委託業務では、受託者に高度な技術、専門性が求められるだけでなく、業務量としてもかなりのボリュームが求められているため、受託した場合には相当の人的、物的資源を本委託業務に投じる必要があると考えられる。にもかかわらず、契約期間を1年とする単年度の契約では、翌年度も受託できる保障はないため、本委託業務に人的、物的資源を投じることを躊躇させ、これが参入障壁となっている可能性がある。このような事情に照らせば、本委託業務は単年度ではなく、複数年度の契約にした方が、事業者としても入札参加し易く、事業の経済性や効率性にも資するとも考えられる。

また、本委託業務は、高度な技術が求められる事業であるため、プロポーザル方式を採用することの「特別の理由」についても、十分に認められる可能性がある。

【意見】

本委託業務においては、例えば、契約期間を複数年とするなどして、1者応札を解消する方策を検討することが望ましい。

(14) 若手人材定着・育成促進に関するオンラインセミナー等開催業務委託（雇用労働政策課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

県内企業の新入社員、若手社員を対象に、意欲向上、仲間づくり等につながるセミナー（新入社員向け定着支援セミナー、若手社員向け意欲向上セミナー）を開催するとと

もに、企業経営者、人事担当者向けに人材育成・定着に関するセミナー（キャリアパス・コーチング・メンター制度セミナー、経営者向け人材定着セミナー）及び個別相談を実施することで、若者の早期離職防止を図る。セミナーについては、新型コロナウイルス感染症に考慮して、完全オンラインで実施することとする。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	11,000,000 円
契約期間	令和3年7月21日～令和4年3月18日

【離島・半島振興との関係性】

本委託業務における新入社員向け定着支援セミナー、若手社員向け意欲向上セミナーは、佐世保と五島で開催された。佐世保商工会議所の研修メニューが充実していること、五島が離島の中でも参加事業者が多いことが考慮されたものであるが、このような点で、離島・半島振興にも一定程度寄与しているといえる。

イ 問題点1【質問・回答の集約とその共有】

本委託事業は、令和3年度に続いて令和4年度も実施されており、今後も継続していくことが見込まれるところ、新入社員や若手社員、企業経営者の中には、同様の悩みを抱えている者も少なくないと思われるため、セミナーや個別相談で出された質問やその回答の内容は、他の参加者にとっても有益な情報になり得る。

したがって、本委託事業のように、継続的な事業実施が見込まれる上に、新入社員・若手社員、企業経営者それぞれに向けたセミナーを個別に開催し、さらには企業経営者に向けた個別相談まで実施するような場合には、セミナーや相談会で出された質問やその回答の内容については、県において集約して、参加者に資料として配布するなどの情報提供を行うことが望ましい。

【意見】

本委託事業のように、継続的な事業実施が見込まれる上に、新入社員・若手社員、企業経営者それぞれに向けたセミナーを個別に開催し、さらには企業経営者に向けた個別相談まで実施するような場合には、セミナーや相談会で出された質問やその回答の内容については、県において集約して、参加者に資料として配布するなどの情報提供を行うことが望ましい。

ウ 問題点2【個別相談参加への躊躇】

個別相談を受けることができる者は、キャリアパス・コーチング・メンター制度セミナーないし経営者向け人材定着セミナー参加者のうち、個別相談を希望する者に限定されており、セミナーを基本とした事業を構築している以上、このような限定を付することは、やむを得ないといえる。

もっとも、個別相談については、さらに、事前に質問事項を聴取することが求められており、この質問事項は具体的なものまで求める趣旨ではないものの、個別相談への参加を躊躇させる1つの要因になったと考えることもできる。

したがって、個別相談における事前の質問事項の聴取については、事前に質問事項を聴取しておけば相談会がスムーズに実施できる旨の周知にとどめ、参加を促すことに重点を置いてソフトランディングさせることが望ましい。

【意見】

個別相談における事前の質問事項の聴取については、事前に質問事項を聴取しておけば相談会がスムーズに実施できる旨の周知にとどめ、参加を促すことに重点を置いてソフトランディングさせることが望ましい。

エ 問題点3【公募型プロポーザル方式の検討】

本委託事業については、県において一定の仕組みを組むことができ、事前協議で仕様も固められたため、総合評価方式による一般競争入札を実施するとの判断に至っている。総合評価方式による一般競争入札は、公募型プロポーザル方式に比べて価格競争が活発となり、また、県のマニュアルでは、プロポーザル方式については、特別の理由がある場合を除き廃止することとされ、可能な限り総合評価方式による一般競争入札を実施することとされているため、総合評価方式の一般競争入札を採用したことは、妥当な判断であったといえる。

もっとも、本委託業務は、内容の異なるセミナーを複数回開催しなくてはならず、また個別相談も実施するなど業務が多岐に及んでおり、業務内容についても、技術的に相当程度高度なものが求められ、一定の個性も重視される。このような、本委託業務の内容、性質に照らせば、優れた技術提案書を提出した者と随意契約を締結するという公募型プロポーザル方式の採用も、選択肢の1つになり得ると考える。

【見解】

本委託業務においては、公募型プロポーザル方式の採用も、選択肢の1つとして検討するのが望ましいと考える。

オ 問題点4【新入社員向け定着支援セミナー、若手社員向け意欲向上セミナーを現地でリアル開催することの検討】

オンラインでのセミナーは、遠隔地に居住する者等にとって利便性が高く、参加率向上に資するといえる。

他方で、新入社員向け定着支援セミナー、若手社員向け意欲向上セミナーを、現地でリアル開催することができれば、新入社員、若手社員が相互に「横のつながり」を持つ機会を提供することができ、本事業の目的である意欲向上、仲間づくり等に資することになる。

セミナーを現地でリアル開催するためには、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等を考慮せざるを得ず、困難が伴うものであることは十分に理解できるが、新入社員、若手社員が、同じ悩みを持つ仲間、自分の悩みを打ち明けることができる仲間をつくることができれば、早期離職の防止にもつながるため、このような機会の提供は、事業目的を達する上でも重要である。したがって、新入社員向け定着支援セミナー、若手社員

向け意欲向上セミナーは、現地でリアル開催することを、今後も継続して検討していくことが望ましいと考える。

【見解】

新入社員向け定着支援セミナー、若手社員向け意欲向上セミナーは、現地でリアル開催することを、今後も継続して検討していくことが望ましいと考える。

第5 水産部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした事業

ア 漁政課

事業名	交付金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県離島漁業再生支援 交付金等	991,282,317 円	8月16日～ 29日	—

イ 漁業振興課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
高級魚クエ資源増大支援 事業費補助金	16,060,000 円	8月16日～ 29日	12月20日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
地域栽培漁業推進基金支 援事業費補助金	252,000 円	8月16日～ 29日	12月20日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
新たな資源管理推進事業 費補助金	4,595,250 円	8月16日～ 29日	12月20日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
いかつり漁船の県外水域 出漁促進対策事業費補助 金	91,072 円	8月16日～ 29日	12月20日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
資源管理計画高度化推進 事業にかかる漁獲管理情 報システム保守,整備事業 委託事業	924,000 円	8月16日～ 29日	12月20日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
さし網・小型機船底びき網 標本船調査業務（委託）	1,931,929 円	8月16日～ 29日	12月20日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
県まき TAC（漁獲可能量） 管理事業（委託）	6,428,000 円	8月16日～ 29日	12月20日

ウ 水産経営課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
ひとが創る持続可能な漁 村推進事業費補助金	43,234,000 円	8月16日～ 29日	12月16日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
漁村地域人口の現状分析 並びに将来推計に関する 業務委託	1,397,000 円	8月16日～ 29日	12月16日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
漁業就業促進パンフレッ トデザイン等業務委託	712,800 円	8月16日～ 29日	12月16日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
スマート水産業推進事業 水産業経営指導サポート センター業務委託	3,512,521 円	8月16日～ 29日	12月16日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
持続可能な新水産業創造 事業費補助金	79,030,000 円	8月16日～ 29日	12月16日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
定置網漁業育成強化事業 費補助金	31,299,000 円	8月16日～ 29日	12月16日

ウ 水産加工流通課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
県産水産物国内販売強化 事業費補助金	30,755,000 円	8月16日 ～22日	12月16日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
「長崎俵物」品質基準管理 業務委託	900,000 円	8月16日 ～22日	12月16日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎海の恵み消費拡大事 業費補助金	19,326,000 円	8月16日 ～22日	12月16日

エ 漁港漁場課

事業名	委託・工事金額	資料調査	ヒアリング調査
水産基盤整備事業費	148,998,300 円	8月16日 ～22日	12月22日

2 各事業の内容について

(1) 長崎県離島漁業再生支援交付金等（漁政課）

ア 交付金の概要

【趣旨】

離島地域の漁業活動並びに特定有人国境離島地域における水産物等地域資源を活用した漁業集落の雇用創出活動を支援し、離島地域の漁業の再生、特定有人国境離島地域の雇用機会の拡充による漁業集落の維持・発展を図るため、市町に対し、離島漁業再生事業交付金、離島漁業新規就業者特別対策事業交付金及び特定有人国境離島漁村支援交付金を交付する。

【事業の内容】

集落協定に基づいて行われる漁業再生活動を支援するために交付金を交付するもの。基本交付金による支援の対象となる漁業再生活動としては

1 漁業の再生に関する話し合い等

2 漁場の生産力向上に関する取組

種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備、漁場監視（禁漁区での密漁防止）等

3 漁業の再生に関する実践的な取組

新たな漁具・漁法の導入、新規養殖業への着業、高付加価値化、流通体制の改善、販路拡大等がある。

【交付額】

<p>交付対象の取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業の再生に関する話合い等 2 漁場の生産力向上に関する取組 種苗放流, 漁場の管理・改善, 産卵場・育成場の整備, 漁場監視（禁漁区での密漁防止）等 3 漁業の再生に関する実践的な取組 新たな漁具・漁法の導入, 新規養殖業への着業, 高付加価値化, 流通体制の改善, 販路拡大等 4 新規漁業就業者に対する漁船や漁具等のリースにかかる取組 5 特定有人国境離島地域における, 漁業・海業の起業又は事業拡大による雇用機会の拡充を図るための取組
<p>交付額（率）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 離島漁業再生事業支援交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・基本交付金 交付額は対象漁業集落の海岸線延長（km）及び漁業世帯密度係数に応じて所定の計算式によって算定される。 一般離島 国の交付額の2分の1以内 （国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4） 特認離島 国の交付額と同額以内 （国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3） ・離島漁業再生支援推進交付金 国定額（10/10） 2 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金 国の交付額の2分の1以内 （国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4） 3 特定有人国境離島漁村支援交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用を創出するための取組 国の交付額の4分の1以内 （国 1/2, 県 1/8, 市町 1/8） ・雇用の創出を円滑に行うための環境整備 国定額（10/10） 対象経費が国の交付上限額を超える場合, 超える部分について2分の1以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島における漁業振興に特化した事業である。

令和3年度の離島漁業再生支援事業交付金の実施状況は、実施市町数が10、協定

対象漁業集落数が80、交付金額（国の交付金額を含む）が約573百万円であった。

離島漁業新規就業者特別対策事業交付金の実施状況は、支援件数が12件、交付金額が約49百万円であった。

また、特定有人国境離島漁村支援交付金の実施状況は、支援件数が71件、交付金額が370百万円であった。

【見解】

本事業は、国が創設した制度であり、漁業集落活動促進計画の策定、集落協定の認定、集落活動の指導、活動内容の確認、集落への交付金の交付等は市町が行っている。県の活動に対する監査の対象にはなじまないところがあるため事業紹介にとどめる。

(2) 高級魚クエ資源増大支援事業費補助金（漁業振興課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

各地域栽培漁業推進協議会

【趣旨】

重要魚種であるクエの資源増大と持続的な活用を図るため、種苗放流と資源管理を組み合わせた取組を推進することとして、高級魚クエ資源増大支援事業費補助金を交付する。

なお、クエ以外の魚種の種苗購入補助事業では県の補助率が2分の1以内という事業が多いが、クエの種苗放流についてはまだその効果が十分に判明しておらず、漁業者が種苗放流による漁獲量増大のメリットを享受できているといえないため、県の補助率が10分の10以内とされている。

【事業の内容】

補助事業者がクエの種苗を購入して、標識をつけた上で放流する経費を補助するもの。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	クエ種苗を購入するための経費，放流するクエ種苗につける標識に関する経費
補助率	対象経費の10分の10以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、クエの種苗放流による資源増大と放流効果の調査による資源管理方法の確立を目的とするものである。直接的に離島・半島振興に特化した事業ではないが、クエ漁は離島（壱岐，対馬，五島）で行われており、重要魚種であるクエの資源増大と持続的な活用はそれらの地域における漁業の振興につながる点で離島振興の性格を有している。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(3) 長崎県地域栽培漁業推進基金支援事業費補助金（漁業振興課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社

【趣旨】

沿岸性魚種（アワビ）の放流種苗の安定的確保を図るため、公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に対し、長崎県地域栽培漁業推進基金支援事業費補助金を交付するもの。平成11年から長崎県と壱岐市及び壱岐の漁業協同組合が共同で基金を積み立て、その基金の運用益で種苗の購入を行うようにしてきたが、平成14年度に実施された県出資団体見直し方針の検討内で、超低金利の下、種苗購入費を賄うだけの運用益が得られないため、基金造成（積立）中の地域は、造成を中断し、それに代わる支援として本基金支援事業が行われることになった。

【事業の内容】

放流用のアワビ種苗の購入、運搬に係る経費を補助するもの。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	壱岐栽培漁業振興公社が実施する沿岸性種苗放流事業に要する経費のうち、種苗購入及びそれに伴う運搬・人件費等の経費
補助率	対象経費の2分の1

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、基金造成（積立）中断地域である壱岐における漁業振興に特化した事業である。アワビの種苗購入関係費用に充てられているが、アワビは壱岐の漁業者のニーズに基づいて選択された。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(4) 新たな資源管理推進事業費補助金（漁業振興課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

各地域栽培漁業推進協議会

【趣旨】

漁業資源管理目標を達成するために、各地域栽培漁業推進協議会等が行う資源管理対象魚種の資源の増大を目的とした種苗の放流等に要する経費に対して新たな資

源管理推進事業費補助金を交付する。

【事業の内容】

各地域の資源管理対象魚種（マダイ、ヒラメ、クマエビ、カサゴ）の放流用種苗の購入や放流に係る経費を補助するもの。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	資源管理目標達成のため、資源管理対象魚種の資源増大を目的として放流する種苗の購入費用、標識装着及び種苗の運搬に要する経費
補助率	対象経費の2分の1以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、県内各地の資源管理対象魚種の資源増大を目的として、種苗を放流する経費を補助する事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、本事業の補助対象である種苗放流は離島や半島地区においても行われており、資源管理対象魚種の資源増大はそれら地域の漁業の振興につながる点で離島・半島振興の性格を有している。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(5) いかつり漁船の県外水域出漁促進対策事業費補助金（漁業振興課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県いか釣り漁業協議会

【趣旨】

県外水域に出漁するいかつり漁船の操業の安全を確保するため及び日本海関係県への入漁折衝を行うためのいかつり漁船出漁促進対策事業に要する経費に対し、いかつり漁業者が会員となって組織されている長崎県いか釣り漁業協議会にいかつり漁船の県外水域出漁促進対策事業費補助金を交付する。

【事業の内容】

いかつり漁船はいかの回遊を追って県外の水域においても操業する必要があるところ、補助事業者が県外水域での操業の安全確保と関係県への入漁折衝のために全国協議会等に出席したり、県外関係先に連絡したりするための経費を補助するもの。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	長崎県いか釣り漁業協議会がいかつり漁船出漁促進対策事業に要する旅費、通信費
補助率	対象経費の2分の1以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、県内のいかつり漁業者がいかの回遊を追って県外の水域で操業するために県外各県との折衝や関係者を対象に実施される資源管理のための会議等に出席するための経費を補助する事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、いかつり漁は離島や半島地区においても行われており、離島や半島のいかつり漁業者が県外水域で操業するための折衝等の費用を補助することは、離島や半島の漁業振興に資する点で離島・半島振興の性格を有している。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(6) 資源管理計画高度化推進事業にかかる漁獲管理情報システム保守、整備事業委託事業 (漁業振興課)

ア 委託の概要

【委託業務概要】

県は平成9年に漁業資源を管理するための「漁獲管理情報システム」を導入し、運営してきている。県内の各漁協がそれぞれの漁獲データをシステムに入力し、そのデータが集計、分析され、県が資源管理のための漁獲高を把握、評価できるというシステムであるが、登録されていない魚種の漁獲データを入力したり、新規漁業者が漁獲データを入力したりしようとする場合、システム（プログラム）に変更を加える保守・整備作業を行わないと、データ変換エラーとなって正確な漁獲高が把握、評価できない。そこで、このシステムを開発したメーカーである大興電子通信株式会社に毎年度、上記の保守・整備作業を委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	924,000 円
契約期間	令和4年1月1日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、県が漁業資源の把握、評価、管理を行い、持続可能な漁業の実現を図る事業であり、離島・半島の漁業振興のみを対象にするものではないが、離島・半島地域の主たる産業のひとつである漁業の持続化を図るものでもあるから、離島・半島振興の性格を有する。

イ 【評価】

国内において、漁業資源の減少がみられ、対策が必要となっている事例が複数報告されている。本事業において、各漁協の漁獲データが短時間で集計、分析され、県がタイムリーに資源管理のための漁獲高を把握し、資源管理に活かすことは、離島・半島地域を含めた県の漁業の持続化や振興に有用な事業と評価できる。

委託費用に関しては、可能な場合は委託先がリモートで作業を実施するなどのコスト低減を行い、平成30年度から令和1年度が1,301,702円であったところ、令和3年

度は約30%低減した924,000円となっている。リモート作業導入などの工夫で委託費の低減が実現されたことは評価できる。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(7) さし網・小型機船底びき網標本船調査業務委託（漁業振興課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

さし網漁や小型機船による底びき網漁における単位努力量あたりの漁獲高（CPUE。操

業1日1隻あたりの漁獲量等）を標本船調査によって算出する業務を島原漁業協同組合に委託するもの。このCPUEのデータは漁業資源の評価や管理に必要なものである。

本事業は、島原漁業協同組合に随意契約で委託されていた。随意契約とした理由を確認したところ、県は同組合と資源管理協定を策定して資源管理を取り進めて行くことにしており、今後、同組合と協力して定期的に効果の検証や改良が必要となる。このように、同組合との協力が必要な取組の一環ということで随意契約を行っており、相当な理由があることが確認された。

契約方法	随意契約
契約金額	1,931,929円
契約期間	令和3年10月11日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、島原半島地区のデータ（CPUE）を算出するための事業で令和3年度のみ実施された。島原半島地区の漁業資源の評価、管理に必要なデータを算出するためのものであり、半島振興に特化した事業といえる。

イ【評価】

わが国においては、漁業資源の減少がみられ、その対策が必要とされる事例が複数報告されている。本事業によって島原半島地域のデータ（CPUE）が算出され、漁業資源の評価、管理につながることは、島原半島地域を含めた県の漁業の持続化や振興に有用と評価できる。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(8) 県まきTAC（漁獲可能量）管理事業委託（漁業振興課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

まいわし、まあじ、まさば、ごまさばについて漁獲量の数量割当がなされた中型まき

網漁において、TAC管理（魚種別漁獲可能量管理）に必要な対象魚種の漁獲情報を的確かつ迅速に収集することを長崎県旋網漁業協同組合に委託するもの。同組合は、販売管理システムが設置されていない漁協や漁協支部で水揚げされたTAC管理対象魚種の漁獲情報を収集、整理してシステムに入力する。こうして収集された漁獲データは、販売管理システムを通じて一般社団法人漁業情報サービスセンター（JAFIC）のシステムにも提供され、TAC管理に使用される。また、TACの消化度等を評価、チェックする業務も委託される。

本事業は、長崎県旋網漁業協同組合に随意契約で委託されていた。同組合員の漁獲量データを収集、整理してデータ入力し、またTACの消化度等を評価、チェックする業務であることから、同組合との随意契約とされたもので、同組合以外の機関が実施することは実際上困難と思われ、随意契約に相当な理由があると考えられた。また、委託料の人件費等の単価については、県の臨時職員や非常勤職員報酬額に準じた基準で決められており、相当と確認された。

契約方法	随意契約
契約金額	6,428,000円
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、TAC（魚種別漁獲可能量）による資源管理を実施することで国内漁業の持続化を図るための事業である。TACによる資源管理は離島・半島の漁業振興（持続化）のみを対象にするものではないが、離島・半島地域の主たる産業のひとつである漁業の持続化を図るものでもあるから、そのための本事業も離島・半島振興の性格を有する。

イ 【評価】

平成8年の国連海洋法条約の批准に際して海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）が制定され、平成9年1月から同法に基づくTAC制度の運用が開始された。本事業は、このTAC制度運用に必要な漁獲データを収集、提供し、TAC管理のためにその消化度等を評価、チェックするものであり、その実施は必須である。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

（9）ひとが創る持続可能な漁村推進事業費補助金（水産経営課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

市町、長崎県漁業協同組合連合会、長崎県旋網漁業協同組合、一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会

【趣旨】

漁業就業者の減少と高齢化が進むなか、持続可能な漁村づくりの推進や各地域の実

情に沿った漁業への新規就業者の確保及び定着の促進並びに離職の防止を図るための、漁村の暮らしや漁業就業に関する情報の収集・発信，受入体制の整備，漁業体験研修の実施，研修期間中の経費を支援するため，市町等に対し，ひとが創る持続可能な漁村推進事業費補助金を交付する。

【事業内容】

1 担い手体験取組事業

市町が漁業経験のない小学生から18歳に達するまでの者の漁業体験研修等の実施に要する経費を補助するもの

2 受け皿づくり推進事業

(1) 市町が新規漁業就業者の受入体制整備及び漁業伝習所（支所）の設置・運営のために要する経費を補助するもの

(2) 長崎県漁業協同組合連合会，長崎県旋網漁業協同組合，一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会が新規漁業就業者の受入体制整備のために要する経費を補助するもの

3 漁業就業実践研修事業

これまで1年間を超えて主として漁業に継続して従事した経験がなく，新たに漁業を始める者であって，市町が就業定着の意欲と能力があると認めた者の技術習得研修期間中に市町が支払う経費（研修費，保険加入料，漁業資材購入費，指導者への謝金等，その他研修に必要な経費）を補助するもの

4 漁業定着支援研修事業費

漁業経営を開始した者の技術向上や漁業種類の転換・多角化による経営安定のための研修等を市町が実施するのに要する経費を補助するもの

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>1 担い手体験取組事業 市町が漁業経験のない小学生から18歳に達するまでの者の漁業体験研修等の実施に要する経費</p> <p>2 受け皿づくり推進事業 (1) 市町が新規漁業就業者の受入体制整備及び漁業伝習所（支所）の設置・運営のために要する経費 (2) 長崎県漁業協同組合連合会，長崎県旋網漁業協同組合，一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会が新規漁業就業者の受入体制整備のために要する経費</p> <p>3 漁業就業実践研修事業 市町が就業定着の意欲と能力があると認めた者の技術習得研修期間中に市町が支払う経費（研修費，保険加入料，漁業資材購入費，指導者への謝金等，その他研修に</p>
--------	---

	必要な経費) 4 漁業定着支援研修事業費 漁業経営を開始した者の技術向上や漁業種類の転換・多角化による経営安定のための研修等を市町が実施するのに要する経費
補助率	1について 対象経費の支給限度額の2分の1以内 2について 対象経費の支給限度額の2分の1以内 3について 対象経費の2分の1以内 4について 対象経費の2分の1以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、漁業就業者の減少と高齢化が進むなか、持続可能な漁村づくりのために各地域の実情に沿った新規漁業就業者の確保及び定着の促進並びに離職の防止を図るための体制整備や研修等の経費を補助する事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、離島・半島においては漁業が主要な産業となっている地域が複数存在し、持続可能な漁村づくりのための取組を支援する本事業は離島・半島振興の性格を有している。

イ【評価】

漁業への就業支援事業は平成17年度から開始されたものである（本事業は令和3年度に開始された）。年度ごとの研修生の数は、平成17～19年度が4～7名であったが、平成20年度は10名となり、平成21～令和3年度は概ね20～25名（ただし平成21年度は28名、令和2年度は32名）が研修を受けてきた。こうした事業は、新規就業者数や定着率（着業率）の増加につながると期待される。

ウ 問題点【実績報告に研修時間の報告のないものがある】

漁業就業実践研修事業における実績報告として各地域から研修実績表や研修日誌の写しが提出されている。その多くには実施された研修の時間も記載されているが、なかには研修時間が記載されていないものもあった。漁業就業実践研修事業実施要領には実績報告として研修時間の報告までは求めていないが、補助対象とされている研修の内容や実施状況を確認する上で研修時間は基本的な要素のひとつと思われる。また、本事業の補助対象である漁業定着支援研修においてはその事務取扱要領「第3 2」で日付、曜日、天候、場所、研修内容、研修時間等を研修実施日ごとに記載した研修日誌（様式第8号）の提出を求めている。漁業就業実践研修事業においても、実績報告として研修時間の報告を求めることが望ましい。

【意見】

漁業就業実践研修に対する補助事業においても、実績報告として研修時間の報告を求めることが望ましい。

(10) 漁村地域人口の現状分析並びに将来推計に関する業務委託（水産経営課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

島根県にある一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所に対し、同研究所が開発した人口予測プログラムを利用した漁村地域の人口予測を委託するもの。人口予測は複数の条件に応じて複数のケースで行われる。

本事業は、できるだけ正確な人口予測を行い、その結果を漁村地域の住民が知り、危機感や地域活性化のための具体的な目標を共有することで、地域活性化のための活動を開始する意識の醸成をはかるものである。「どういう地域にすれば外から人が来るか」などの意識を醸成してもらう。

本事業は令和3年度から開始され、1年度に7地区、3年度の間に合計21地区を対象として実施された計画である。

本事業の委託先が独自に開発したプログラムを使用することで詳細なパターンごとのシミュレーションを行うことが可能となり、各地区別、各小学校区域別などで、外部からどのくらいの人数が来れば当該地区がどうなるかという予測がなされるとのことである。令和2年度に県農林部がその手法を取り入れて人口予測を実施した。その人口予測の内容が評価されて今回の事業における委託先に選定したということであり、随意契約に相当な理由があると確認された。

契約方法	随意契約
契約金額	1,397,000円
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島・半島地域の漁村だけを対象にしたものではないが、人口動向が懸念される漁村地域は離島・半島地域に多く、漁村地域の活性化を支援するための本事業は、離島・半島振興の性格を有している。

イ【評価】

人口減少が懸念される漁村地域の活性化については、特効薬、妙案といえる策はないものと思われるが、地域の主体である住民ができるだけ正確な人口予測を知り、危機感をもって活性化（外から人が来るようにすることなど）のための策を考えたり、そうした策の実現に協力したりすることは、活性化を進めるうえで重要と考えられる。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(11) 漁業就業促進パンフレットデザイン等業務委託（水産経営課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

長崎県での漁業に就業しようとする人を対象としたパンフレット（漁業就業フェアなどでの説明に使用する）の内容を改訂するにあたり、その内容（デザイン）を委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	712,800円
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、漁業への就業に関心をもった人に、長崎県での漁業就業をPRするためのパンフレットを作成する事業であり、離島・半島地域での就業だけをPRするものではない。しかし、漁業は離島・半島地域における重要な産業のひとつであり、長崎県での漁業就業をPRするための本事業は、離島・半島地域の漁業振興、ひいては離島・半島振興につながるものである。

イ【評価】

改訂前のパンフレットは平成29年に作成されたものであるが、本事業による改訂では長崎県での漁業就業をより多くの人にアピールするため、長崎大学水産学部を舞台に海に関わる人々を描いた漫画「第九の波濤」のイラストを使用したり、実際に長崎県に移住して漁業に就いている人の話（「漁師の暮らし」「一日」「本音」「初期費用と所得事例」など）を掲載したりして、多くの人に興味を持ってもらいやすく、わかりやすい内容になっている。

本事業で改訂したパンフレットへの反応はよく、長崎県内での漁業就労を支援する「長崎漁業伝習所」への問い合わせが増えたとのことであり、本事業による効果があがっていると評価できる。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(12) スマート水産業推進事業水産業経営指導サポートセンター業務委託（水産経営課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

長崎県の沿岸漁業者の漁業所得が他県に比べて低いことから、その向上の助けになることを目指して平成27年度に開始された事業。

一般社団法人長崎県中小企業診断士協会に、決算書や税務申告書に基づく財務分析と現地を訪問してのヒアリングを行ってもらい、3年間の経営計画書の作成にあたることを委託するもの（個々の経営指導は協会に所属する中小企業診断士が担当する）。全国的に例のない取組ということである。

契約方法	随意契約
契約金額	3,512,521円

契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
------	--------------------

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島・半島地域の水産事業者のみを対象とするものでなく、離島・半島振興に特化した事業ではないが、水産業は離島・半島地域における主要な産業のひとつであり、その経営を支援することは離島・半島振興の性格を有するものと言える。

イ【評価】

平成27年度の事業開始以降、令和3年度までに、県内に約4,800ある水産事業経営体（事業者）のうち682の経営体が診断を受け、令和4年度以降も継続して実施されている。事業開始当初は長崎県中小企業診断士協会に水産業に詳しい診断士がいなかったそうだが、本事業の委託業務を重ねることで現在では水産業に詳しい診断士が増え、担当している。

本事業の経営指導による経営改善の例としては、潮流計やソナーの設置による操業の効率化、対象魚種の見直し、加工設備の改善による売り上げ増や経費削減、活魚運搬船の導入による漁獲物運搬の効率化や未利用魚の有効活用、新漁法の導入などがあり、効果をあげていると評価できる。

令和2年度からは経営計画書の作成のみならず、実施状況のフォローアップを中心に行うようになったとのことで、今後も経営指導の効果があがるよう適宜指導内容の見直しを行っていただきたい。

また、水産事業者が国の補助事業等を申請する際には通常、収支計画を提出する必要があるところ、本事業によって収支計画が作成されるので、それを利用して申請できるというメリットもあるとのことである。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(13) 持続可能な新水産業創造事業費補助金（水産経営課）**ア 補助金の概要****【補助事業者】**

市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、地域を牽引する意欲ある漁業者

【趣旨】

持続可能な水産業の実現のために漁協等が行う計画的な施設整備を支援するとともに、最先端機器の導入や資源管理型漁業の推進等による収益性の高いスマートな漁業経営体を育成するため、国庫補助事業等と連携し、市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、地域を牽引する意欲ある漁業者等に対し、持続可能な新水産業創造事業費補助金を交付する。

【事業の内容】**1 経営計画支援対策事業**

経営計画に基づき所得向上を目指す漁業者等が行う取組に要する経費を補助するもの

(1) スマート経営体育成事業

最先端機器の導入や資源管理型漁業の推進等による持続可能なスマート漁業の実現に向けた取組（経営計画の実施）に要する経費を補助するもの

(2) 所得向上支援対策

経営計画に定めた所得目標達成のために必要な取組や新たに生じた課題に対応するための取組（経営計画の実施）に要する経費を補助するもの

2 地域施策展開支援対策事業

持続可能な水産業の実現を目指す地域一体となった取組に要する経費を補助するもの

(1) 浜の生産・流通・経営基盤強化対策

漁業者の所得向上に資する共同利用施設の持続化、新たな生活様式に対応した水産物の供給体制整備等による持続可能な水産業の実現に必要な取組に要する経費を補助するもの

(2) 漁協合併支援対策

漁協が合併を見据えて行う施設や事業統合の取組や、合併した漁協が行う販売事業・指導事業の強化を目的とした取組に要する経費を補助するもの

3 漁場生産力維持回復緊急対策事業

赤潮や大型台風等の大規模災害による生産活動停止からの早期の経営再開・継続を目指す取組に要する経費を補助するもの

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>1 経営計画支援対策事業</p> <p>(1) スマート経営体育成事業 最先端機器の導入や資源管理型漁業の推進等による持続可能なスマート漁業の実現に向けた取組（経営計画の実施）に要する経費</p> <p>(2) 所得向上支援対策 経営計画に定めた所得目標達成のために必要な取組や新たに生じた課題に対応するための取組（経営計画の実施）に要する経費</p> <p>2 地域施策展開支援対策事業</p> <p>(1) 浜の生産・流通・経営基盤強化対策 漁業者の所得向上に資する共同利用施設の持続化、新たな生活様式に対応した水産物の供給体制整備等による持続可能な水産業の実現に必要な取組に要する</p>
--------	--

	<p>経費</p> <p>(2) 漁協合併支援対策 漁協が合併を見据えて行う施設や事業統合の取組や、合併した漁協が行う販売事業・指導事業の強化を目的とした取組に要する経費</p> <p>3 漁場生産力維持回復緊急対策事業 赤潮や大型台風等の大規模災害による生産活動停止からの早期の経営再開・継続を目指す取組に要する経費</p>
補助率	<p>1の(1)について 対象経費の3分の1以内 協業する3者以上のグループに対しては対象経費の2分の1以内</p> <p>1の(2)について 対象経費の6分の1以内</p> <p>2の(1)について 対象経費の2分の1以内</p> <p>2の(2)について 対象経費の2分の1以内</p> <p>3について 対象経費の2分の1以内</p>

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、水産業の就業者の減少と高齢化が進むなか、持続可能な水産業実現のための施設整備や最先端機器の導入、資源管理型漁業の推進等によるスマート漁業実現を支援するための経費を補助する事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、離島・半島においては水産業が主要な産業となっている地域が複数存在し、持続可能な水産業実現のための取組を支援する本事業は離島・半島振興の性格を有している。

イ 問題点【概算払いの必要性に関する記載が十分でない】

本補助事業のうちの箱崎漁協の冷凍機更新事業において概算払いがなされているが、その理由として「設置にあたって契約の相手方に代金を支払う必要がある」と記載されている。これには、具体的な契約条件や支払時期に関する記載がなく、概算払いの必要性を判断するには不十分と言わざるを得ない。また、本事業は国の地方創生交付金の交付対象であり、その関係で年度内に支払を完了させる必要があっても概算払いの理由のひとつということであるが、その旨の記載はなかった。概算払いは例外的な支払方法と位置付けられるものであるから、その理由は不足なく具体的に記載することが望ましい。

【意見】

補助金の概算払いは例外的な支払方法と位置付けられるものであるから、その理由は不足なく具体的に記載することが望ましい。

(14) 定置網漁業育成強化事業費補助金（水産経営課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

定置網漁業経営体（水揚金額又は水揚量の10%以上の向上を目指した事業計画書を作成した定置網漁業経営体）

【趣旨】

定置網漁業経営体が行う大型台風や急潮等の気象変化に対応した漁具の改良、漁撈機器の機能向上等に対する支援を通じ、関係機関と連携しながらモデル実証・経営モデルの確立を図ることで経営改善を図る取組に対して、定置網漁業育成強化事業費補助金を交付する。

【事業の内容】

1 気象対応型漁具改良等支援事業

気象変化に耐えうる改良漁具導入及び台風襲来前後などの迅速な網揚げや再設置等に必要となる機器の導入に要する経費を補助するもの

2 気象対応型漁撈機器機能向上支援事業

台風襲来前後などの迅速な網揚げや再設置等に必要となる機器の導入に要する経費を補助するもの

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>1 気象対応型漁具改良等支援事業 気象変化に耐えうる改良漁具導入及び台風襲来前後などの迅速な網揚げや再設置等に必要となる機器の導入に要する経費</p> <p>2 気象対応型漁撈機器機能向上支援事業 台風襲来前後などの迅速な網揚げや再設置等に必要となる機器の導入に要する経費</p>
補助率	<p>1について 対象経費の2分の1以内 1経営体あたりの補助対象事業費上限3千万円。同下限100万円</p> <p>2について 対象経費の3分の1以内 1経営体あたりの補助対象事業費上限1千万円。同下限100万円</p>

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、定置網漁業経営体が取組む大型台風や急潮等の気象変化に対応した漁具の改良や漁撈機器の機能向上等の経費を補助することで定置網漁業経営体の経営改善を支援する事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、補助対象の定置網漁業経営体は離島・半島に複数存在し、重要な産業のひとつである。それらの定置網漁業経営体の経営改善を支援する本事業は、離島・半島における漁業の振興に

資するものとして離島・半島振興の性格を有している。

【見解】

本事業の対象に認定されるか否かは漁業関係者や有識者の委員で構成される「推進会議」の評価を経て行われる。認定の際に、他の漁業者への波及・普及が期待される点が挙げられているものが複数あり、波及・普及のための具体的な取組や状況について県の担当者に確認した。

担当者によると、本事業の補助事業者に認定される経営体は地域での指導的役割を果たしている漁業者が多く、県が特段の取組をしなくても地域での普及が期待されるが、今後、県内の定置網漁業協会などで実施例を紹介するなど普及のための取組について検討することである。本事業による補助対象認定の際の評価において、他の漁業者への波及・普及が期待されたものについては、県も関係者と連携して積極的に情報提供等波及・普及のための取組を行っていただきたい。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(15) 県産水産物国内販売強化事業費補助金（水産加工流通課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

漁業協同組合，長崎県漁業協同組合連合会，水産加工団体等

【趣旨】

水産加工品の商品力向上や新たな需要を取り込むことで県産水産物の販路拡大を図るため、補助事業者に対して補助金を交付するもの。

【事業内容】

補助金の交付対象となる事業は、水産バイヤー連携新商品等開発支援事業，大消費地商談会等出展支援事業，消費者ニーズ対応商品開発・改良支援機器等整備事業，大量漁獲物等流通促進事業，大口取引に対応した商品等開発支援事業の5つとなる。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	①水産バイヤー連携新商品等開発支援事業 水産バイヤーと連携して行う新たな商品等売れる商品づくりの企画等の検討，商品の開発及び改良並びに販売促進，PR活動，機器整備等に要する経費 ②大消費地商談会等出展支援事業：大消費地で開催される商談会や県産水産物フェアへの新商品等の出展，参加等に要する経費 ③消費者ニーズ対応商品開発・改良支援機器等整備事業 消費者ニーズを捉えた商品の開発及び改良並びに流通に必
--------	---

	要となる機器等の整備に要する経費 ④大量漁獲物等流通促進事業 大量に漁獲される水産物や養殖魚の加工利用推進のための保管・加工・販売に要する経費 ⑤大口取引に対応した商品等開発支援事業：商社や食品卸等と連携して新たに行う大ロットの商品づくりの企画等の検討、商品の開発及び改良並びに販売促進、PR活動等に要する経費
補助率	対象事業に要する経費の2分の1以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、県産水産物の販路拡大を目的とする事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、長崎県の離島・半島地域は漁業が主要産業の一つである地域も含まれており、その水産物の販路拡大は離島・半島の振興に寄与するものである。

イ 問題点1【事業計画書と事業報告書の内容の差が大きく、具体的記載に欠けるものがあること】

長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。

第4条（補助金等の交付の申請） 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めたときは、省略することができる。 (1) 補助事業等の事業計画書 (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類 (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書 (4) その他知事が必要と認める書類

第5条1項（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。したがって、事業実績報告書の記載内容は、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的な記載内容でなければならない。

本事業のうち、大消費地商談会等出展支援事業において、事業計画書と事業実績報告書の記載内容の差が著しいものが散見された。具体的には、事業計画書に記載されている販売促進等の数値目標が、事業実績報告書では大きく達していないものが多数見られた。無論、近年は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、事業計画どおりに事業を実施できず、その結果として当初の事業計画とは大きく異なる実績値になったということも一定理解できるものである。しかし、大消費地商談会等出展支援事業においては、監査対象となった補助事業のほぼ全てが、事業実績報告書における実績値が事業計画書における数値目標を大幅に下回っているにも関わらず、次年度の数値目標には事業計画書に記載されている当初の数値目標とほぼ変わらない数値が記載されているものが多かった。さらに、事業計画書における数値目標と比べて実績値が大きく下回っている原因等については、例えば「新型コロナウイルス感染症の影響により」という程度しか記載がなく、それ以上に具体的な原因等について記載されていない。このような事業実績報告書の記載内容では、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的な内容とは評価できない。

県は、事業計画書や事業実績報告書等の上記のような趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、事業計画書や事業実績報告書等には、交付決定の審査や交

付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

ウ 問題点2【記載に誤りがある補助金交付請求書を受け付け、補助金を交付していること】

補助事業者である一般社団法人長崎県水産加工振興協会から、実施する商談会に対する本事業費補助金の概算払い請求があったが、その請求書には「令和3年度長崎海の恵み消費拡大事業費補助金交付請求書」と記載されていた。

本事業は、県産水産物国内販売強化事業費補助金であり、長崎海の恵み消費拡大事業費補助金とはその趣旨目的を異にした別の補助金である。しかし、県は「令和3年度長崎海の恵み消費拡大事業費補助金交付請求書」と記載された概算払い請求書をそのまま受け付け、本事業費補助金の概算払いを行っている。

補助金には、それぞれ補助金毎に実施要綱等が定められている。本件が仮に単なる誤記載であったとしても、補助金の交付請求書が補助金交付において重要な書類であることに鑑みれば、提出書類の十分な確認を怠っていると云わざるを得ない。補助金の交付請求書は十分にその記載内容を確認し、仮に異なる補助金名が記載されていたような場合には、正しい記載内容の補助金交付請求書の提出を求めるべきである。

【指摘事項】

補助金の交付請求書は十分にその記載内容を確認し、仮に異なる補助金名が記載されていたような場合には、正しい記載内容の補助金交付請求書の提出を求めるべきである。

(16) 令和3年度「長崎俵物」品質基準管理業務委託（水産加工流通課）

ア【委託業務概要】

「長崎俵物」として品目ごとに定めた認定基準を、製造者に遵守させ、製品の品質管理を徹底させるために必要な規格管理点検調査や俵物維持管理者を育成させることにより、「長崎俵物」ブランドイメージを維持し、育成を推進することを目的とするもの。

契約方法	随意契約
契約金額	900,000円
契約期間	令和3年6月18日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島・半島振興に特化したものではないが、長崎県の水産加工品のリーディング商品である「長崎俵物」には、離島・半島地域で漁獲・加工された水産加工品も多数含まれており、これらの水産加工品の品質管理を徹底し「長崎俵物」のブランディングを推進する点において離島・半島振興の性格も有している。

イ 問題点【前金払請求の必要性が十分に示されていない】

本委託業務においては、委託契約書6条2項に「委託料のうち必要と認められる額については、乙（委託事業者）の請求に基づき、前金払により支払うものとする」と定められている。そして、かかる契約条項に基づき、本委託業務においては委託事業者から前金払請求書が提出され、県は前金払いを行っている。

しかし、委託事業者から提出された前金払請求書には、単に経費明細書が添付されているのみであり、前金払の必要性については何らの記載もなく、必要性について疎明されている書類等の添付もなかった。ヒアリングの結果、担当課は受託業者に確認し、前金払いの妥当性、必要性について確認して、支出命令書の摘要欄に記載しているとのことだった。

委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いである。そのため、令和元年度の包括外部監査においても、委託契約において契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきであるとする意見が出されている。本委託業務は、契約条項については「必要と認められる金額について」という条件が付けられており、その点は評価できるものである。しかし、委託事業者からの前金払請求書には、前払いの必要性についての記載や疎明する何らかの資料などは添付されておらず、前払いの必要性について十分に示されているとは言いがたい。

県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、委託事業者に対して委託料の前払いの必要性について示すよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、委託事業者に対して委託料の前払いの必要性について示すよう指導すべきである。

(17) 長崎海の恵み消費拡大事業費補助金（水産加工流通課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

一般社団法人長崎県水産加工振興協会

【趣旨】

長崎県産水産物の消費拡大を図るため、長崎海の恵み消費拡大事業を実施する一般社団法人等に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するもの。

【事業内容】

補助金の交付対象となる事業は、おいしい魚食普及支援事業、おいしい魚 PR・食育推進事業、長崎俵物インターネット販売促進事業、長崎俵物取扱ショップ（長崎空港）販売促進事業、長崎俵物認定委員会開催等支援事業の5つである。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>①おいしい魚食普及支援事業 魚食講習会の開催，魚調理実習の実施等の魚食普及を図る取組に要する経費</p> <p>②おいしい魚 PR・食育推進事業 県産魚の PR と魚食による食育を推進する水産イベントの開催に要する経費</p> <p>③長崎俵物インターネット販売促進事業 長崎俵物の販売促進（インターネットを利用した販売におけるキャンペーン等の実施）に要する経費</p> <p>④長崎俵物取扱ショップ（長崎空港）販売促進事業 ア 推奨販売等に要する経費 イ 販売促進等に要する経費</p> <p>⑤長崎俵物認定委員会開催等支援事業 長崎俵物認定委員会の開催，長崎俵物認定業者育成のための普及啓発等に要する経費</p>
補助率	<p>①おいしい魚食普及支援事業 当該事業に要する経費の3分の1以内</p> <p>②おいしい魚 PR・食育推進事業 当該事業に要する経費の2分の1以内。ただし，補助金交付対象者が市町の場合は，市町が県費以外に補助する額と同額以内とする。</p> <p>③長崎俵物インターネット販売促進事業 当該事業に要する経費の2分の1以内</p> <p>④長崎俵物取扱ショップ（長崎空港）販売促進事業 ア 推奨販売等に要する経費：当該事業に要する経費の2分の1以内 イ 販売促進等に要する経費：予算の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>⑤長崎俵物認定委員会開催等支援事業 当該事業に要する経費の2分の1以内</p>

【離島・半島振興との関係性】

本事業は，長崎県産水産物の消費拡大を目的とするものであり，離島・半島振興に特化した事業ではないが，長崎県の離島・半島地域は漁業が主要産業の一つである地域も含まれており，その水産物の消費拡大は離島・半島の振興に寄与するものである。

【評価】

本事業は、補助事業者である一般社団法人長崎県水産加工振興協会が、上記事業内容記載の5つの事業を複数実施している。そのため、それぞれの補助事業に関する補助対象経費に対して、補助金が交付されている。補助事業者においては、所属する事務職員が、それぞれの補助事業の事務を担っていることから、それぞれの補助事業毎に事務職員の人件費に対する補助金が交付されている。

同一の事務職員の事務作業に対して複数の補助金が交付されていることから、二重計上や二重払いの危険があるのではないかと懸念し、担当課へのヒアリングで確認したところ、複数の補助事業に基づいて複数の補助金から人件費が二重に支払われることのないように、事務職員がどの補助事業に関してどの程度の事務作業を行っているか、時間管理等に関する一覧表を作成し整理をすることによって人件費の二重計上や二重払いを防いでいるとのことだった。

このような工夫は適切な補助金の交付という観点から望ましい対応であり、今後も引き続き適切な補助金の交付を行っていただきたい。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(18) 水産基盤整備事業（漁港漁場課）

ア【業務概要】

国が水産物供給基盤整備事業等実施要領に基づいて交付する補助金に基づき、水産環境整備工事（大型魚礁整備工事，増殖場整備工事）などの水産基盤整備工事を実施するもの。なお、今回の包括外部監査においては、水産基盤整備事業費による水産基盤整備工事のうち①対馬地区大型魚礁整備工事（測量業務委託），②長崎南地区大型魚礁整備工事（測量業務委託その1），③平戸南部小値賀地区増殖場整備工事（志々伎1工区その2）について資料精査を行った。

契約方法	①対馬地区大型魚礁整備工事（測量業務委託） 指名競争入札 ②長崎南地区大型魚礁整備工事（測量業務委託その1） 指名競争入札 ③平戸南部小値賀地区増殖場整備工事（志々伎1工区その2） 一般競争入札（総合評価）
契約金額	①対馬地区大型魚礁整備工事（測量業務委託） 3,864,300円 ②長崎南地区大型魚礁整備工事（測量業務委託その1）

	2,959,000 円 ③平戸南部小値賀地区増殖場整備工事（志々伎 1工区その2） 142,175,000 円
契約期間	①対馬地区大型魚礁整備工事（測量業務委託） 令和3年3月31日～令和3年6月8日 ②長崎南地区大型魚礁整備工事（測量業務委託 その1） 令和3年3月25日～令和3年5月13日 ③平戸南部小値賀地区増殖場整備工事（志々伎 1工区その2） 令和3年10月3日～令和4年3月25日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島・半島振興に特化したものではないが、四方を海に囲まれ豊富な漁場としても知られる長崎県の離島地区において水産物の安定的な供給は欠かせないものであり、そのための魚礁や増殖場整備等は離島・半島における産業振興に寄与するものである。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

第6 農林部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした事業

ア 農山村振興課

事業名	交付金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県中山間地域等直接 支払交付金	1,057,837,105 円	8月23日 ～10月19日	12月16日

事業名	交付金額	資料調査	ヒアリング調査
多面的機能支払交付金	696,471,374 円	8月23日 ～10月19日	12月16日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
直売所セミナー事業業務 委託	2,695,000 円	8月23日 ～10月19日	1月6日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
農山村の魅力発信動画作成等業務委託	2,541,000 円	8月23日 ～10月19日	1月6日

イ 農業経営課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県青年農業者等育成センター事業費補助金	10,635,000 円	8月23日 ～10月19日	12月16日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県技術習得支援事業費補助金	4,348,743 円	8月23日 ～10月19日	12月16日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
産地と地域を支える集落営農育成推進事業費補助金	スペシャリスト派遣事業 1,425,691 円 エスコートランナー支援事業 1,101,965 円	8月23日 ～10月19日	1月6日

ウ 農産園芸課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	512,584,000 円	8月23日 ～10月19日	1月5日

エ 農産加工流通課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎農産物商品力強化事業（流通強化支援）費補助金	11,600,000 円	9月13日	12月12日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎農産物商品力強化事業（産地販売力強化）費補助金	5,299,000 円	9月13日	12月12日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
-----	------	------	---------

九州地域における長崎県 産農産物キャンペーン業 務委託	536,030 円	9 月 13 日	12 月 12 日
-----------------------------------	-----------	----------	-----------

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
関西地域における長崎県 産農産物キャンペーン業 務委託	297,000 円	9 月 13 日	12 月 12 日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
高品質農産物県内実証試 験業務委託	8,030,000 円	9 月 13 日	12 月 12 日

オ 畜産課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
畜産クラスター構築事業 費補助金	419,772,000 円	9 月 27 日～ 28 日	1 月 6 日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
家畜導入事業費補助金	27,122,000 円	9 月 27 日～ 28 日	1 月 6 日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎和牛肥育素牛導入事 業費補助金	21,414,233 円	9 月 27 日～ 28 日	1 月 6 日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
一貫生産体系又は長崎型 新肥育技術取組農家経営 分析業務委託	902,000 円	9 月 27 日～ 28 日	1 月 6 日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
次世代高能力雌牛群整備 促進事業に係るゲノミッ ク評価活用支援業務委託	4,365,532 円	9 月 27 日～ 28 日	1 月 6 日

ウ 農村整備課

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査

県営かんがい排水事業【長崎県農業水利施設ストックマネジメント事業補助金】	175,590,000 円	8月9日 ～20日	1月25日
--------------------------------------	------------------	--------------	-------

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
ため池等整備事業【長崎県農村地域防災減災事業補助金】	16,261,800 円	8月9日 ～20日	1月25日

エ 林政課・森林整備室

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
ながさき森林環境保全事業	990,000 円	11月8日 1月23日	12月22日 1月25日
森林・林業関係広報誌デザイン等業務委託			2月16日

2 各事業の内容について

(1) 長崎県中山間地域等直接支払交付金（農山村振興課）

ア 交付金の概要

【交付対象事業者】

市町

【趣旨】

中山間地域等の傾斜地（条件不利地域）と平地との生産費等のコスト差をなくすための支援を行い、農業生産活動の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の発揮を図るとする国の事業である。

【事業の内容】

1 中山間地域等直接支払交付金

- ① 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等であり、集落協定等に基づく活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等の農業生産活動を継続するための活動、集落戦略の作成などの農業生産活動の体制整備のための取組み）を支援する。

- ② 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地を対象に、「超急傾斜地棚田加算」を新設する。

2 中山間地域等直接支払推進交付金

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化する。

【交付の対象及び補助率】

交付対象経費	農業者等が、農用地を維持・管理していくための取り決めに締結し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付
負担率	支払：国 50%、県 25%、市 25%、推進：国 100%

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、中山間地域等の傾斜地が平地と比べて生産費等のコストがかかるため、このようなコスト差を埋めることで、耕作放棄の発生を防止するための事業であるため、離島・半島振興との直接の関係性は乏しい。

もともと、離島・半島地域にも中山間地域等の傾斜地は多く存在するため、その意味では離島・半島振興にも資するものといえる。

イ 問題点【現地調査の報告書が一件記録に綴られていない】

本事業の交付金チェックリストの「現地調査」の欄には、抽出検査時に確認予定である旨が記載されている。

県は、その後、抽出検査を実施して調査、確認を行っているが、検査の報告に関する書面が一件記録に綴られていないため、いつ、誰が、どのような調査を行ったのか、一件記録からは確認することができない。

【意見】

補助事業の一件記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などに関する書類を編綴するのが望ましい。

(2) 多面的機能支払交付金（農山村振興課）

ア 交付金の概要

【交付対象事業者】

市町、推進組織

【趣旨】

農業、農村が有する多面的機能が維持・発揮されることを目的に地域共同による地域資源の適切な保全管理を図る取組みを支援する。

【事業の内容】

1 多面的機能支払交付金

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援する。

具体的には、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等及び農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定

等を行う。

② 資源向上支払

地域活動の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援する。

具体的には、水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等及び老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等である。

2 多面的機能支払推進交付金

都道府県、市町等の事業の推進を支援し、また、本交付金の効果や取組状況等の調査を実施する。

【交付の対象及び補助率】

交付対象経費	農業者等が、農用地や農業用水等を維持・管理していくための取り決めに締結し、共同活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付
負担率	支払：国 50%、県 25%、市 25%、推進：国 100%

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、農業、農村が有する多面的機能が維持・発揮されることを目的に地域共同による地域資源の適切な保全管理を図る取組みを支援するための事業であるため、離島・半島振興との直接の関係性は乏しい。

もともと、対象地域の指定はなく、離島・半島地域も含まれるため、その意味では離島・半島振興にも資するものといえる。

イ 問題点【事業実績報告書の書式と記載方法において、具体的活動内容が読みとりにくい】

事業実績報告書の中には、説明会の開催時期、推進・指導の実施時期について、幅のある記載がなされるにとどまり、具体的な日付が記載されていないものが見受けられ、また、活動組織による活動内容については、活動組織の一覧があるものの、いずれの組織が、いつ、どのような活動をしたのかなどは明らかにされていないものが見受けられた。

事業実績報告書は、事業を実施した結果の報告であるため、具体的な事業実施の時期、各組織の活動内容が記載されて然るべきものである。

もともと、本事業は、各組織の活動内容の報告について、県において提出を求めている書式自体が、そのような具体的な報告を求めるような体裁になっていないため、これが、上述のような記載がなされない要因にもなっているといえる。

そこで、事業実績報告書では、具体的な事業実施の日付、各組織の活動内容について、ある程度具体的な報告を求めるのが望ましいため、それに併せて、事業実績報告書の書式も改めるのが望ましいと考える。

【見解】

本事業における事業実績報告書には、具体的な事業実施の日付、各組織の活動内容について、ある程度具体的な報告を求めるのが望ましいため、それに併せて、事業実績報告書の書式を改めるのが望ましいと考える。

(3) 直売所セミナー事業業務委託（農山村振興課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

高齢者への生活支援や交流人口拡大等に取り組む、地域活性化の拠点となる農産物等直売所を育成するためのセミナー開催業務を委託するとともに、セミナーを受講した直売所に対する指導及び助言の業務を委託することで、地域活性化に向けた取組の促進を図る。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	2,695,000円
契約期間	令和3年7月27日から令和4年3月24日まで

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、地域活性化の拠点となる農産物等直売所の育成、指導により、地域活性化を図ろうとするものであるため、離島・半島振興との直接の関係性は乏しい。

もともと、農産物等直売所は、離島・半島地域にも存在するため、その意味では離島・半島振興にも資するものといえる。

イ 問題点1【意見、要望、感想等の集約・共有が不十分である】

本事業は平成30年度からの継続事業であるところ、セミナー参加者（参加希望者を含む）あるいは直売所運営者の意見、要望、感想等を集約することなどは行われていない。本事業は全国的にもあまり例をみない事業であり、このような事業を扱える受託者は全国的にみても多くないことに照らせば、上述のような意見、要望、感想等を集約するなどして、その情報を共有し、必要であればその情報を提供できるようにしておくことは重要といえる。

【意見】

本事業においては、セミナー参加者（参加希望者を含む）あるいは直売所運営者の意見、要望、感想等を集約し、その情報を共有し、必要であればその情報を提供できるようにしておくことが望ましい。

ウ 問題点2【セミナーに参加できなかった者には録画DVDを貸与することを検討してもらいたい】

本事業において実施されるセミナーは、録画したDVDでの聴講が可能であるといった周知は想定されておらず、その理由は、県において、セミナーに参加して直接聴講してもらうことに意義があると考えているからである。

県として、セミナーには直接参加した上で聴講してもらいたいと考えることは理解できるところである。

もっとも、新型コロナウイルス感染等、やむを得ない理由によりセミナーに参加できなかった者に対して、録画したDVDを貸与するなどして、セミナーを聴講してもらうことも、事業目的を達成する上では非常に重要といえる。

そこで、やむを得ずセミナーに参加できなかった者に対しては、録画DVDを貸与するなどして、セミナーを聴講してもらうことも検討してもらいたい。

【見解】

本事業においては、やむを得ずセミナーに参加できなかった者に対しては、録画DVDを貸与するなどして、セミナーを聴講してもらうことを検討してもらいたい。

エ 問題点3 【離島でのセミナー開催・離島の直売所への直接指導】

本事業のセミナーは離島では全てオンラインでの参加に限られ、また、直売所への指導も離島では実施されていない。

離島でのセミナー開催、離島の直売所への直接指導には、移動等のコストを要するため、実施が困難であることも十分に理解できるが、離島にも相当数の直売所が存在するため、継続事業であることにも鑑みれば、離島でのセミナー開催あるいは離島の直売所への直接指導について、今後も検討していくことが望ましいと考える。

【見解】

離島でのセミナー開催、離島の直売所への直接指導についても、検討していくことが望ましいと考える。

(4) 農山村の魅力発信動画作成等業務委託（農山村振興課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

都市在住の概ね20歳代～40歳代の移住検討者や田舎暮らしに興味を持つ者に対して、本県の農山村の魅力を伝えるとともに、農山村のモデル集落で実施している移住希望者の受入（お試し移住体験）へ誘導するなど、本県農山村への移住に向けた行動の喚起を図れるような動画を作成する業務である。

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル）
契約金額	2,541,000円
契約期間	令和3年12月3日から令和4年3月11日まで

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、本県の農山村の魅力を伝えるような動画の作成を委託するものであり、離島・半島振興との直接の関係性は乏しい。

もっとも、魅力を伝える農山村には離島・半島地域も含まれており、また、動画撮影地として離島（対馬）も選定されているため、その意味では離島・半島振興にも資する

ものといえる。

イ 評価すべき点

本委託業務においては、公募型プロポーザル方式による随意契約が採用されている。

県のマニュアルにおいては、総合評価方式によることができる契約の類型について特に規定はなく、発注者が価格以外の要素も含めて落札者を決定すべきと判断したものは、総合評価方式を採用することができるため、これまでプロポーザル方式で行ってきた事業は、基本的にすべて総合評価方式が可能になるとされており、また、プロポーザル方式は特別の理由がある場合を除き廃止し、可能な限り総合評価方式による一般競争入札で実施することとされている。

プロポーザル方式は、「技術的に高度又は個性の重視される業務を発注するにあたり、プロポーザル（技術提案書）の提出を求めて、最も優れた提案をなした者と契約する方式」であり、実質が競争的随意契約であることから、総合評価方式と比べて価格競争が行われにくいという側面があることは否定できない。そこで、県としては、プロポーザル方式は特別の理由がある場合を除き廃止することとし、可能な限り総合評価方式による一般競争入札を実施することとしている。

【評価】

本委託業務において、県は、総合評価方式の実施にあたっては、事業費を積算するため、動画の構成や脚本、広告媒体の選定などの要件を明確にした仕様書を作成する必要があるが、動画のアイデアや配信媒体・方法など事業者の創意工夫により効果を発現させる仕様を設定することは現実的に困難であるため、総合評価方式にはなじまないという明確な根拠をもって、プロポーザル方式を採用することの「特別の理由」があるとの判断に至っているが、このような判断は妥当といえる。

今後も、総合評価方式によることを原則としながらも、プロポーザル方式を採用する「特別の理由」があるか否かについて、慎重に判断、検討していただき、何らの検討もなく漫然と総合評価方式を採用することは控えていただきたい。

(5) 長崎県青年農業者等育成センター事業費補助金（農業経営課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金（長崎県青年農業者等育成センター）

【趣旨】

就農相談、就農支援資金に係る業務、青年農業者への支援等、新規就農支援のための活動を行う長崎県青年農業者等育成センターに対して、補助金を支払う。

【事業の内容】

本県農林業では、農業従事者の高齢化・担い手不足が深刻化しており、さらに、離島や中山間部が多く、平坦地が少ない本県においては、耕作条件の悪い地域で耕作放棄地

が増加している。このような状況の中、近年の新規就農の動向は、親元就農者に加えて、UIターン就農や他産業からの新規参入者など、その態様は多様化しているため、このような多様な就農希望者の円滑な就農を支援するため、就農関連情報の収集・提供と就農啓発活動を行う。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	就農支援活動の企画に係る会議の開催，就農相談活動，就農支援資金に係る業務，青年農業者活動支援等に要する経費等
補助率	当該事業に要する経費の10分の10以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、多様な就農希望者の円滑な就農を支援するため、就農関連情報の収集・提供と就農啓発活動を行う事業であるため、離島・半島振興との直接の関係性は乏しい。

もっとも、離島・半島地域での就農を希望する者も少なくないため、その意味では離島・半島振興にも資するものといえる。

イ 問題点1【年度全体の事業計画が示されていない】

本補助事業において提出された当初の事業計画書には、年度前半分の事業計画しか記載されておらず、その後、事業計画変更申請書が提出され、年度後半分の計画が追記されるに至っている。

県としては、年度全体を通した事業計画を踏まえて、補助金交付決定を出すため、年度前半分の事業計画のみでは、補助金交付決定を出すか否かの判断はできないのが通常である。

そこで、事業計画書の提出を求めるに当たっては、年度全体を通した事業全体の計画を記載してもらうべきであり、県としては、補助金の交付申請をする事業者に対して、そのような指導をすべきである。

【指摘事項】

事業計画書の提出を求めるに当たっては、年度全体を通した事業全体の計画を記載してもらうべきであり、県としては、補助金の交付申請をする事業者に対して、そのような指導をすべきである。

ウ 問題点2【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助事業においては、令和3年7月1日に補助額10,635,000円全額が概算払いで支払われている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第16条（補助金等の交付）

第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金が事業実施ため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助額10,635,000円のうち8,108,000円が職員の給与、賃借料等であるため、補助額全額の概算払いが「特に必要」とは考え難い。また、当初の事業計画書は年度前半分のみの提出にとどまり、年度後半分の事業計画は明らかにされていなかったのであるから、その点においても、補助額全額の概算払いが「特に必要」とは認め難い。

そこで、今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討することが望ましい。

(6) 長崎県技術習得支援事業費補助金（農業経営課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県農林水産業担い手育成基金

【趣旨】

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要があるところ、新規就農者や農業経営者の育成にあたっては、経営力、技術力を向上させることが重要である。そこで、農業教育の高度化、幅広い就農希望者等に対するリカレント教育の実施を推進するため、事業実施主体に補助金を交付する。

【事業の内容】

就農に向けて、県が実施する研修のうち、受入農家派遣研修時の現地指導等や高度農業経営者教育機関と連携して、地域中核教育機関への支援（新たな教育の実施，教育体制の強化），リカレント教育実施に対する支援を行う。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	社会人等へのリカレント農業教育の実施に要す経費
補助率	定額

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、新規就農者や農業経営者の育成にあたり、経営力、技術力を向上させるための教育への支援である。したがって、離島・半島振興との直接の関係性は乏しいが、育成すべき新規就農者、農業経営者は離島・半島地域も含まれている上に、受入先の農家には離島・半島地域の農家もいるため、その意味では離島・半島振興にも資するものといえる。

イ 問題点【研修修了者を増やすための方策の検討が必要ではないか】

県が実施する研修については、研修修了前に辞めてしまう者が2割～3割を占めているところ、この中には、研修により農業の現実を知るなどして研修終了前に辞退した者もいると考えるため、この割合を殊更過大に評価して、本事業の効果を論じることは妥当ではない。

もっとも、この研修については、研修参加者、研修修了者、研修辞退者など様々な立場の者から、意見、感想、要望等を求め、これを集約・共有し、必要であればその情報を提供できるようにしておくなどして、研修修了者の割合を少しでも増やしていけるような方策を検討していくことが望ましいと考える。

【見解】

本事業において県が実施する研修については、研修参加者、研修修了者、研修辞退者など様々な立場の者から、意見、感想、要望等を求め、これを集約・共有し、必要であればその情報を提供できるようにしておくなどして、研修修了者の割合を増やす方策を検討していくことが望ましいと考える。

(7) 産地と地域を支える集落営農育成推進事業費補助金（農業経営課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県担い手育成総合支援協議会，一般社団法人長崎県農業会議

【趣旨】

長崎県担い手育成総合支援協議会が実施する「エスコートランナーの集落における支援活動」，一般社団法人長崎県農業会議が実施する「長崎県稼ぐ法人発展支援スペシャリストの登録・派遣による任意の集落営農組織等の法人化・集落営農法人の経営安定化や経営発展への支援」に対して補助金を交付する。

【事業の内容】

1 スペシャリスト派遣事業

特定農業団体, 集落営農組織, 集落営農法人の設立に取り組む認定農業者等に対して集落営農の法人化支援(税務, 事務所処理, 設立における留意点など)を行うとともに, ステップアップ計画を作成した集落営農法人に対し, 法人の経営改善支援(税務, 労務管理, 経営指導等)を実施する。

2 エスコートランナー支援事業

県下全域に各振興局等1名計7名の選任者が, 集落営農組織化に向けたリーダー育成確保や集落での話し合い等を支援するコーディネート活動を実施する。

【補助の対象及び補助率】

	スペシャリスト派遣事業	エスコートランナー支援事業
補助対象経費	地域の実態に応じた集落営農法人設立並びに集落営農法人の経営発展への支援活動等に対する経費	集落における話し合いを促進し, 組織化に向けた合意形成を支援するエスコートランナーの活動等に対する経費
補助率	定額	定額

【離島・半島振興との関係性】

本事業は, 集落営農の法人化支援, 集落営農法人への経営改善支援等を行う事業であるため, 離島・半島振興との直接の関係性は乏しいが, 支援すべき特定農業団体, 集落営農組織及び集落営農法人は離島・半島地域にも存在するため, その意味では離島・半島振興にも資するものといえる。

イ 問題点1 【概算払いの必要性を判断するための理由が不明確である】

補助事業者は, エスコートランナー支援事業にかかる概算払いの理由について, 「集落営農育成推進のための活動資金が必要だが, 当団体は自己資金がなく, 不足金が発生する。安定した事業展開を図るためには, 概算払いが必要である」旨記載しているが, この記載だけでは, 集落営農育成推進のための活動資金のうち, 具体的にどのような活動について概算払いを行う必要があるのか, 概算払いを行うとして, どの程度の金額を支払うべきなのかを判断するのは, 困難といえる。

ここで, 補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。

<p>長崎県補助金等交付規則</p> <p>第16条(補助金等の交付)</p> <p>第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は, 補助金等の交付を受けようとするときは, 別に定めるところにより補助金等交付請求書(様式第3号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は, 特に必要があると認めるときは, 補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては, 前項の規定を準用するものとする。</p>
--

このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

したがって、県においては、概算払いの必要性を慎重に検討してもらう必要があり、概算払いによる交付を求める補助事業者に対しては、県において必要性の検討ができるよう、具体的な理由を示させることが望ましい。

【意見】

県においては、概算払いの必要性を慎重に検討してもらう必要があり、概算払いによる交付を求める補助事業者に対しては、県において必要性の検討ができるよう、具体的な理由を示させることが望ましい。

ウ 問題点2【実績報告等における事業費の内訳の内容が具体的ではない】

本補助事業の事業実績報告書に記載された補助金の「支出」の欄には、費目の内訳が記載されるにとどまっており、また、収支精算書の「支出の部」には支出総額が記載されるにとどまっているため、具体的な個別の各活動に支出された金額は、一件記録では確認できない。

本事業においては、支出の詳細を現地調査等で確認して金額の確定を行っているため、最終的な金額の確定などは適正に行われたとしている。しかしながら、各活動がどのくらいの支出を伴い、どのような内容で実施されたのかを一件記録で速やかに確認できなければ、今後、事業の成果を検証する場合などに、迅速に対応できないことも十分に予想される。

そこで、県は、補助事業者に対し、事業実績報告書等に具体的な活動内容と当該活動ごとの支出額を記載するよう指導することを検討してもらいたい。

【見解】

県は、補助事業者に対し、事業実績報告書等に具体的な活動内容と当該活動ごとの支出額を記載するよう指導することを検討してもらいたい。

(8) 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（農産園芸課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

地域農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画（収益向上タイプ）」に参加する農業者、農業団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人その他農業者が組織する団体）等

【趣旨】

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進し、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化（所得アップ）に向けた取組を総合的に支援する国の事業である。

【事業の内容】

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組と、新規就農者等への承継のためのハウス・園地等の再整備・改修や家畜排せつ物由来堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組を支援する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	園芸ハウス等の整備や農業機械のリース導入、生産資材の導入に要する経費
補助率	整備事業は1/2以内等、生産支援事業の①農業機械のリース導入・取得は1/2以内（リースの場合は本体価格の1/2以内）、②生産資材の導入は1/2以内、③改植は定額

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化（所得アップ）に向けた取組を総合的に支援する事業であるため、離島・半島振興との直接の関係性は乏しいが、離島・半島地域の農業者、農業団体も支援を受けているため、その意味では離島・半島振興にも資するものといえる。

イ 問題点【現地調査の報告書が一件記録に綴られていない】

本事業における補助金チェックリストの「現地調査」の欄には、8月までに実施予定といった記載がなされており、その後、現地調査が実施された報告書などは一件記録に綴られていない。

県は、その後、現地調査を行っているが、その報告に関する書面が一件記録に綴られていないため、いつ、誰が、どのような調査を行ったのか、一件記録からは確認することができない。

【意見】

補助事業の一件記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などに関する書類を編綴するのが望ましい。

ウ 評価すべき点

本事業では、離島である壱岐（壱岐地域担い手育成総合支援協議会）から、いちご、アスパラ等の品質向上につながるとして、自動灌水システムの導入、ハウスのアーチパイプの購入等に関する申請がなされているが、他の離島、例えば対馬からの申請はなされていない。

これは、本事業において国が定める要件として、一定の面積要件などが課されているため、求められている要件を充足できるだけの面積を有していない場合には、本事業による補助が受けられないからである。

もっとも、県としては、面積要件が欠ける場合であっても、県単独の事業で他の支援

ができるような場合には、このような事業について、積極的な広報を行っているとのことである。

【評価】

国の事業において、面積要件を満たさないといった理由で支援を受けられない農業者、農業団体に対しては、県単独事業で何らかの支援ができないかなどを検討し、そのような事業が実施されている場合には、積極的な広報を行うなどして可能な限り支援を行えるよう配慮いただきたい。

(9) 長崎農産物商品力強化事業（流通強化支援）費補助金（農産加工流通課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

農業団体（全国農業協同組合連合会長崎県本部）

【趣旨】

長崎県産農産物、加工品の安定流通の確立を目指し、農業団体が実施する農産物の取引増大や販売価格向上に向けた取組を支援するため、長崎農産物商品力強化事業（流通強化支援）費補助金を交付する。

【事業内容】

長崎県産品ブランド化・流通戦略本部において策定される基本戦略をふまえ、同本部で策定される行動計画にもとづき、卸売り業者等との連携を図り、地域中核量販店等に対しての販路拡大、PR等に取り組むとともに、消費現場の情報を産地へフィードバックする。

販促資材（チラシ、のぼり等）の作成・配布、PRビデオの作成・放映、流通協議会の開催・参加、消費地での宣伝会の実施等。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	賃金，謝金，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，その他特に必要な経費
補助率	対象経費の2分の1以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、長崎県産農産物や加工品のうち、生産量が多く、競争力がある品目（いちご、スナップえんどう、トマト、みかん、アスパラガス、たまねぎ、びわ、馬鈴薯、ニンジン）を対象として、その販売強化を目指すものである。離島・半島振興に特化した事業ではないが、対象品目には離島・半島で生産されているものも複数あり、そうした品目の販売強化は産地の振興につながる。その点で離島・半島振興事業としての性格を有している。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(10) 長崎農産物商品力強化事業（産地販売力強化）費補助金（農産加工流通課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

農業協同組合，農業者の組織する団体，農業法人，農業者と一体的な取り組みを行う流通団体等

【趣旨】

長崎県産農畜産物，加工品の安定流通の確立を目指し，農業団体等が実施する農産物の取引増大や販売価格向上に向けた取組を支援するため，長崎農産物商品力強化事業（産地販売力強化）費補助金を交付する。

【事業内容】

農業団体等が実施する取組は，宣伝のための音声 POP や商品レッテルなどの販促用品を購入して販売店に提供する，販売店で行われる産地フェアにサンプルを提供する，ホームページのネットショップ等をリニューアルして扱い品目も増やす，量販店等のバイヤーを産地に招いて生産現場等を見てもらう，販売店でのフェアやイベントに参加して販促活動を行う，販売店とともにフェアを開催する，量販店に販売推奨員を配置する，量販店主催の意見交換会に出席するなどである。

本事業やその他の拡販に向けた取組の結果，平成26年との比較で，令和2年の関西地区中核量販店への対象品目合計の販売量（数量）は，26%増加したとのことである。

なお，本事業において，農業協同組合のネットショップのリニューアルだけでなく，当該組合のホームページ全体のリニューアルも補助対象となっていた。その必要性を確認したところ，インターネットで農産物をPRして販売拡大を図るためには農産物そのものをPRするだけではならず，どういう地域でどういう人々が，どのような思いを込めて生産，販売しているかについてもPRする必要がある，そのために組合のホームページ全体のリニューアルも補助対象にしたとのことである。令和4年4月に当該組合からホームページのリニューアル後ネットショップの販売金額が約30%増加したとの報告があったということである。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	賃金，謝金，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，その他特に必要な経費
補助率	対象経費の2分の1以内（国内県外での取組に限る）。 事業取組2年目において初年度と同内容の事業を実施する場合は3分の1以内とし，さらに3年目以降も同内容で事業を継続する場合は補助対象外とする。

【離島・半島振興との関係性】

本事業は，長崎県産農畜産物や加工品の販売力強化を目指すものである。離島・半

島振興に特化した事業ではないが、対象品目には離島・半島で生産されているものも複数あり（花き、みかん、いちご、アスパラガス、馬鈴薯、畜産品等）、そうした品目の販売力強化は産地の振興につながる。その点で離島・半島振興事業としての性格を有している。

- イ 問題点【補助事業の遂行状況報告に具体的な内容の記載のないものが見られた】
補助事業者に対する状況報告等に関する長崎県の規定は次のとおりである。

長崎農産物商品力強化事業（産地販売力強化）費補助金実施要綱

第7条（状況報告等）

規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、補助金の交付の決定のあった年度の12月31日現在の状況を当該年度の1月10日までに遂行状況報告書（様式第4号）により行うものとし、遂行状況書に添付する書類は次のとおりとする。

- （1）領収書などの証拠書類の写し
- （2）その他知事が必要と認める書類

小売担当者等との協議を補助事業（販売強化対策）とするもののなかに、証拠書類の写しとして協議を行った小売担当者の名刺のコピーが添付されていたが、具体的にどのような内容の協議が行われたかの報告がなされていないものがあった。他の補助事業者からは協議や商談のおおまかな内容が報告されていることが多く、協議の内容が報告されていない理由を県の担当者に聞いたところ、出張報告書が民間事業者である補助事業者の社外秘書類になっていて（営業活動上の秘密事項に該当するため）提出できないためということであった。

当該事業に関しては県の担当者による現地調査において確認が行われ、適正との判断がなされているし、補助事業者が社外秘としている出張報告書そのものの提出を求める必要まではないと考えられる。しかし、上記実施要綱が補助事業の遂行状況の報告と証拠書類の写しの提出を求める趣旨・目的は、補助事業が適正に実施されたことを確認するとともに、補助事業の結果・効果を把握・検証して必要な改善等につなげることも含まれると考えられる。そうであれば、補助事業者の活動に支障が生じない程度の概要的な内容の報告を受け、その報告内容について適正な情報管理を行うなどの方法によって補助事業者からできる限り具体的な補助事業遂行状況の報告を受けることが望ましい。

【意見】

補助事業の遂行状況について補助事業者の活動に支障が生じない限度で、できる限り具体的な内容の報告を受けることが望ましい。

(11) 九州地域における長崎県産農産物キャンペーン業務委託（農産加工流通課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

九州地域の量販店において県産品セットなどのプレゼントキャンペーンを実施して長崎県産農産物の販売拡大を図るための、資材（ポスターや応募はがき）の制作、web応募に対応するためのwebサイトの制作、アンケートの集計及びデータの整理等の業務を委託するもの。

令和3年度は、新型コロナの影響で、規模を計画よりも縮小して実施せざるを得なかった。

契約方法	一般競争入札
契約金額	536,030円
契約期間	令和4年1月25日～令和4年3月16日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、長崎県産農産物の販売拡大のために九州地区の量販店でキャンペーンを行うものであり、離島・半島振興に特化したものではないが、キャンペーン対象の農産物には離島・半島で生産されているものもあり、離島・半島振興の性格も有している。

イ【評価】

12年ほど前から地域中核量販店をターゲットにキャンペーン等を実施し、中核量販店の信頼を得て、販売に有用な情報をつかみ、それを活かすための取り組みがなされてきた。本事業は、上記(10)長崎農産物商品力強化事業（産地販売力強化）費補助金事業と併せて効果を上げているとのことであるが、より大きな効果を得るためには継続的に取り組む必要があると思われる。今後も量販店の意見をよく聴くなどしながら同様の事業に取り組んでいただきたい。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(12) 関西地域における長崎県産農産物キャンペーン業務委託（農産加工流通課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

関西地域の量販店において県産品セットなどのプレゼントキャンペーンを実施して長崎県産農産物の販売拡大を図るための、資材（ポスターや応募はがき）の制作、web応募に対応するサイトの制作、アンケートの集計等の業務を委託するもの。

従来は、九州地区、関東地区の量販店をターゲットに行っていたが、関東地区への出荷に比べて物流経費がかからない関西の市場にも着目し、関西地区の量販店への働きかけも開始した。本業務は、令和2年度から行っているが、令和3年度は新型コロナの影響で実施が危ぶまれ、最終的に、規模を縮小して実施することができた。

なお、本事業は上記(11)の事業とほぼ同時期に同様の内容の業務を委託するものであるが、県は(11)の事業と本事業とで別個に入札を実施し、異なる会社が落札していた。2つの事業の業務量は1社で対応可能な規模と思われ、2事業をまとめて入札しなかった理由を担当課に確認したところ、当初2事業をまとめて入札する予定であったが、新型コロナの影響で本事業の実施が危ぶまれたことから(11)の事業についてのみ入札を実施し、その後、本事業の実施が決まり、入札を実施したとのことである。その時点で(11)の事業の委託先はほかの仕事があつて入札を辞退したとのことであった。令和4年度は2つの事業をまとめて入札したということである。

契約方法	一般競争入札
契約金額	297,000円
契約期間	令和4年2月17日～令和4年3月22日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、長崎県産農産物の販売拡大のために関西地区の量販店でキャンペーンを行うものであり、離島・半島振興に特化したものではないが、キャンペーン対象の農産物には離島・半島で生産されているものもあり、離島・半島振興の性格も有している。

イ【評価】

12年ほど前から地域中核量販店をターゲットにキャンペーン等を実施し、中核量販店の信頼を得て、販売に有用な情報をつかみ、それを活かすための取組がなされてきた。上記(10)長崎農産物商品力強化事業(産地販売力強化)費補助金事業と併せて効果を上げているとのことであるが、より大きな効果を得るためには継続的に取り組む必要があると思われる。今後も量販店の意見をよく聴くなどしながら同様の事業に取り組んでいただきたい。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(13) 高品質農産物県内実証試験業務委託(農産加工流通課)

ア 委託の概要

【委託業務概要】

これまで首都圏や関西圏の高級果実店で販売されていた高品質農産物(高糖度みかん、高規格トマト(フルーツトマト)、せとか(柑橘))が県内でどのくらい売れるかに関する実証を行い、高品質農産物に対する県民のニーズを把握する業務。

対象の高品質農産物に関する情報をテレビ、新聞、LINE等で発信することや量販店での店頭試食販売の実施、プレゼントがあたるアンケートの実施、アンケートの集計、プレゼントの発送、ポスター等の制作等が業務の内容になる。

契約方法	一般競争入札
契約金額	8,030,000円
契約期間	令和3年11月25日～令和4年3月10日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、県の高品質農産物（高糖度みかん、高規格トマト、せとか）に対する県民のニーズがどの程度あるか（県内でどのくらい売れるか）に関する調査を県内のスーパーマーケット、百貨店、果実専門店等で行い、今後の高品質農産物の生産や販売戦略に活かすための事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、対象の高品質農産物には離島・半島地域でも生産されているものもあり、離島・半島振興の性格も有している。

イ【評価】

委託業務で実施されたアンケートの結果、県内において、高糖度のみかんについては「ごほうび」や贈答用に相当額（高価格）でも購入するという消費動向があることがわかった。高規格トマトについては日常用としてスーパーマーケット等で購入する人が多く、県内の消費者に定着していることが確認された。「せとか」については購入者アンケートの結果、回答者の100%近くからおいしいと評価され、回答者の約75%が「購入したい」、約24%が「知人に紹介する」と答え、高評価であった。

また、今後の課題として、高糖度みかんの消費定着化に向けた情報発信、高規格トマトの良さを消費者に伝える創意工夫、「せとか」の数量ニーズに応えるための産地と流通業者との連携強化等が認識された。

こうした、消費動向を確認しながら高品質農産物の生産量や販売量を増大させようとする施策は有用と考えられるので、引き続き取り組んでいただきたい。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(14) 畜産クラスター構築事業費補助金（畜産課）**ア 補助金の概要****【補助事業者】**

市町

【趣旨】

地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組を総合的に推進するため、長崎県畜産クラスター構築事業費補助金を交付する。

【事業内容】

TPP（環太平洋パートナーシップ）対策のひとつとして畜産業の国際競争力強化のために平成27年度から始められた事業。

事業実施主体である畜産クラスター協議会（県に27協議会が存在する）が家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理施設、自給飼料関連施設、加工・販売・展示施設等の新

築・増築や補修・改修を行う際にその費用を補助するもの（施設等の整備）。また、事業実施主体が繁殖雌牛等の家畜を導入する際にその費用を補助するもの（家畜の導入）。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	1 施設等の整備に要する経費 2 家畜の導入に要する経費
補助率	1 施設等の整備に要する経費の2分の1以内 ただし、新規就農者等が整備する肉用牛関連施設については60/100以内 2 家畜の導入に要する経費の2分の1以内 ただし、家畜1頭あたりの補助額の上限あり

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、畜産業が地域産業の核となっている地域において、畜産業の生産基盤及び国際競争力の強化をはかり、地域全体の収益力を向上させるための施設等の整備や家畜の導入に係る費用を補助するものである。離島・半島振興に特化した事業ではないが、離島・半島地域においては畜産業が地域産業の核になっているところが多く、畜産業の収益力向上は当該地域の振興につながる。その点で離島・半島振興事業としての性格を有している。

イ 問題点【一般競争入札で1者応札の案件があった】

本事業において、一般競争入札で1者応札の案件があった。事業実施主体が補助事業者である市町の指導を受けながら入札手続きを進めた結果、1者応札となったものであって、入札手続きそのものにルール違反はなかった。しかし、県が行う補助事業に関しては入札での1者応札解消に向けたルールやマニュアルがあり、各市町においても同様と思われる。市町が補助事業者として入札等の取り進めの指導等を行う間接補助の案件についても、県は市町と協議して、1者応札の解消策を検討することが望ましい。

【意見】

補助事業者が市町であって、市町が事業実施主体の行う入札を指導等する案件についても、県は市町と協議して、1者応札の解消策を検討することが望ましい。

(15) 家畜導入事業費補助金（畜産課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

市町、農業協同組合、産肉能力等の高い肉用繁殖雌牛の導入により一貫生産体制の整備に意欲を有する者。

【趣旨】

産肉能力の高い肉用牛（繁殖雌牛）の増殖のために家畜導入事業費補助金を交付する。優良繁殖雌牛を導入することで繁殖母牛の血統的改善及び子牛の発育改善を図る。

【事業内容】

補助事業者が産肉能力の高い優良雌牛を導入する際の費用を補助するもの。今後、肉用牛の飼養頭数の減少が懸念されるところ、その減少を防止し、経営規模の維持・拡大をはかることを目的とする。

市町や農業協同組合が導入した繁殖雌牛は一定期間畜産事業者に貸与（リース）され、期間経過後譲渡される。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	肉用優良繁殖雌牛の購入費（購入価格及び購入等に要した諸経費（家畜市場手数料、家畜評価手数料、委託購入手数料、購入旅費、家畜輸送費）の合計額）
補助率	市町有導入事業の場合、導入家畜1頭当たり301,000円以内 農協等有導入事業の場合、対象経費の3分の1以内 ただし、導入家畜1頭当たりの補助金の上限額あり 一貫生産拡大事業の場合、対象経費の3分の1以内 ただし、導入家畜1頭当たりの補助金の上限額あり

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、肉用優良繁殖雌牛の導入を支援することで長崎和牛の生産拡大を図り、生産規模の維持・拡大や生産コストの削減による収益力の向上を目指す事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、長崎和牛の生産地は離島・半島に複数存在し、地域の重要な産業のひとつである。その点で、長崎和牛の生産規模の維持・拡大や生産コストの削減による収益力の向上は、離島・半島振興事業としての性格を有している。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(16) 長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金（畜産課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人長崎県配合飼料価格安定基金協会（肥育素牛導入事業）

農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合（肥育経営資金改善緊急対策事業）

【趣旨】

長崎和牛の生産維持・拡大を図る農業者等を支援するため、長崎和牛肥育素牛導入

事業を行う農業協同組合等に対し長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金を交付する。

【事業内容】

要件を満たす畜産事業者（畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体又は本県肉用牛生産振興に資すると知事が特に認めた経営体）が長崎和牛として肥育し、出荷するための子牛（素牛（もとうし））を購入するための費用を補助するもの。また、そうした事業者が素牛購入費用を借り入れる際の金利の一部を補助するもの。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	1 肥育素牛の購入費 肉質等が優れている肥育素牛の購入費 2 肥育素牛の購入に要する資金で長崎県農業近代化資金 知事特認に係る自己負担分融資の利子
補助率	1 定額（50千円／頭） 2 利子補給率 1.35%以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、長崎和牛肥育素牛（肥育して出荷する子牛）の導入を支援することで長崎和牛の生産維持・拡大を図る事業である。離島・半島振興に特化した事業ではないが、長崎和牛の生産地は離島・半島に複数存在し、長崎和牛の生産維持・拡大が生産地の振興につながる点で離島・半島振興事業としての性格を有している。

イ 問題点1【本事業が十分に利用されていない】

本事業では肥育素牛購入費に関して1頭につき定額50千円の補助がなされるが、昨今の子牛価格高騰のために補助を受けても採算がとれず導入計画を中止する補助事業者が出ているとのことである。子牛価格高騰は今後も続く可能性が高いようであり、このままでは本事業が存在する意味が問われかねない可能性もある。

長崎和牛の生産維持・拡大を図るうえで肥育素牛の導入が増えるようにすることは必須と思われる。本事業による補助金が最大限に利用されるよう、子牛価格の変動に応じて補助額や補助率を柔軟かつ機動的に設定できる制度の導入が望ましい。

【意見】

価格が高騰している肥育素牛の導入を支援するための補助金については、最大限に利用されるよう、子牛価格の変動に応じて補助額や補助率を柔軟かつ機動的に設定できる制度の導入が望ましい。

ウ 問題点2【畜産事業者への支払の証票がファイルされていない】

本事業（肥育素牛導入事業）の補助事業者は農業協同組合であり、県は同組合に補助金を支出するが、これは同組合が肥育素牛を導入した畜産事業者に補助金相当額を支払うことが前提となっている。補助事業者である農業協同組合等は本事業による補助を希望する畜産事業者の窓口業務を行うことが予定されている。

本事業の実績報告関係の資料を確認したところ、農業協同組合による畜産事業者へ

の支払に関する証票がファイルされていなかった。県の担当者に確認したところ、現地調査で畜産事業者への支払は確認しているとのことであり、また、こうした証票のファイルは規定上求められていないようである。しかし、補助事業者が補助対象経費支出に関する証票を添付して実績報告を行うことは一般的と考えられる。補助事業者から実績報告を受ける際、少なくとも主要な補助対象経費についてはその支出に関する証票の提出を受けてファイルしておくことが望ましい。

【意見】

補助事業者からは、少なくとも主要な補助対象経費についてその支出に関する証票の提出を受けてファイルしておくことが望ましい。

(17) 一貫生産体系又は長崎型新肥育技術取組農家経営分析業務委託（畜産課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

県が開発した肉用牛の飼養管理技術である「長崎型新肥育技術」を導入した肉用牛畜産事業者を主たる対象として、飼養管理面及び財務面での経営分析を行い、問題点や改善策、改善状況等を検討・助言する業務を委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	902,000 円
契約期間	令和3年4月30日～令和4年2月28日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、肉用牛畜産事業者の経営分析を通じてそれら事業者の支援を図るものである。離島・半島地域の畜産事業者だけを対象にするものではないが、離島・半島地域の畜産事業者も対象になっており、その点で離島・半島振興の性格を有している。

イ 評価

本事業は、平成28年度に始まり、毎年度12ほどの事業者が経営分析を受けてきた（令和3年度は新型コロナの影響で経営分析を受けた事業者が5事業者にとどまった）。経営分析の結果は対象事業者了解の下、市町や県にも共有され、「長崎型新肥育技術」の改善や普及のためにも活用されている。

ウ 問題点【競争入札で1者応札が続いている】

本事業の委託先である一般社団法人長崎県畜産協会は一般競争入札によって選定されているが、同協会による1者応札が続いており、競争入札が形骸化しているおそれがある。出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、①参入障壁となり得る事情がないかを検討し、②参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、③仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきことになる。

本事業で委託する業務は肉用牛畜産事業者の財務分析のみならず、「長崎型新肥育技術」による肉用牛の飼養管理に関する状況分析や助言も行うものであり、経営等の分析や助言には一定の継続性・一貫性が求められると思われるので、長崎県畜産協会に委託すること自体には相応の理由があると考えられる。しかし、1者応札の状況が続いているのであるから、上記「1者応札への対応について」に従った取り組みを行うべきである。

【指摘事項】

本事業の委託契約については、「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、参入障壁となり得る公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しを行うべきであり、それらの見直しを行っても1者応札が解消されない状態が継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。

(18) 次世代高能力雌牛群整備促進事業に係るゲノミック評価活用支援業務委託（畜産課）

ア 委託の概要

【委託業務概要】

肉用牛繁殖雌牛の能力評価において、DNA情報を加えた新しい遺伝能力評価方法であるゲノミック評価の導入を支援することで、若齢牛についても比較的信頼度の高い遺伝能力評価を行い、肉用牛の肉質等の改良を早期に達成しようとするもの。従来は子牛が生まれて育ち、その肉質を評価することで母牛（繁殖雌牛）の能力評価を行ってきたため、繁殖雌牛の能力評価に時間を要していた。

本事業ではゲノミック評価の導入を希望する畜産事業者からDNAサンプルや血縁情報等を取りまとめ、日本でゲノミック評価を実施している家畜改良事業団に送付する等の業務を委託する。

本事業の委託先は、随意契約によって一般社団法人長崎県畜産協会が選定されている。わが国でゲノミック評価を実施している家畜改良事業団が同協会を長崎県においてDNAサンプルの取りまとめ等を行う窓口とすることを定めているためということである。

なお、委託契約金額には家畜改良事業団が実施するゲノミック評価の費用も含まれている。

契約方法	随意契約
契約金額	4,365,532円
契約期間	令和3年6月28日～令和4年3月15日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、肉用牛繁殖雌牛の能力評価としてゲノミック評価の導入を支援することで、若齢牛についても比較的信頼度の高い遺伝能力評価を得て、従来よりも早いサイクルで肉用牛の改良を行うための事業である。離島・半島地域の畜産事業者だけを対象にするものではないが、離島・半島地域の畜産事業者も対象になっており、離島・半島地

域では畜産業が重要な産業のひとつであるから、離島・半島振興の性格を有している。

イ【見解】

本事業は、毎年度 600 頭の肉用牛繁殖雌牛に対してゲノミック評価を実施することを目標にしている。この頭数は、本県が「歩留まり」の点で全国トップレベルと評価されている鹿児島県、宮崎県と同レベルになるためには 600 頭の繁殖雌牛にゲノミック評価を実施する必要があるという試算結果から設定したとのことである。この目標頭数に対して令和3年度の実施頭数は 196 頭にとどまった。その原因のひとつとして、長崎県の畜産事業者にゲノミック評価に対する認知が鹿児島県、宮崎県ほどには広まっていないという事情があるようで、県畜産課は長崎県畜産協会と共に畜産事業者をまわり、ゲノミック評価への認知を広めて推進をはかるとのことである。引き続き目標頭数達成に向けて取り組んでいただきたい。

ウ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(19) 県営かんがい排水事業【長崎県農業水利施設ストックマネジメント事業補助金】

(農村整備課)

ア 補助金の概要

【補助事業者】

市町

【趣旨】

国営事業又は国庫補助事業等で造成された農業水利施設の劣化状況等の調査に基づき施設管理の省力化や環境との調和へも配慮しつつ、機能を保全するために必要な対応方針を定めた計画を作成し、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組みあわせて行うために、市町に対して補助金を交付するもの。

【事業内容】

国営事業または国庫補助事業で造成された農業用排水施設等における機能保全計画の策定及び機能保全計画が策定された農業用排水施設等の対策工事を実施する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	市町であって知事が適当と認めるものが農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）及び同交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号）、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）及び同事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号）、又は農業水路等長
--------	--

	寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）及び同事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号）に基づき実施する事業であって、長崎県農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱（平成30年3月30日29農整第374号）及び同事業実施要領（平成30年3月30日29農整第375号）に基づき採択を受けた事業の事業経費のうち、次に該当する経費 (1)農業用排水施設等に関する機能保全計画策定費 (2)機能保全計画に基づく農業用排水施設等にかかる対策工事費
補助率	(1) 100%以内 (2) 70%以内

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島・半島振興に特化した事業ではないが、長崎県の離島・半島地域においては農業が主要産業の一つである地域も多く含まれている。そのため、水利施設の保全等は離島・半島の農業振興に寄与する側面を有している。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(20) ため池等整備事業【長崎県農村地域防災減災事業補助金】（農村整備課）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

市町等

【趣旨】

総合的な防災減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進することを目的として、予算の定めるところにより補助金を交付するもの。

【事業内容】

農用地や農業用施設等を災害から守るために、ため池や用排水施設等を対象に改修等を行う。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	市町、土地改良区等が、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する次に掲げる事業に要する経費
--------	--

	<p>(1)調査計画事業 (2)整備事業 (3)緊急的な防災対策 (4)ため池の廃止 (5)ハザードマップ作成 (6)実施計画策定等 (7)安全施設の整備</p>
<p>補助率</p>	<p>(1)については、事業費の100の50（ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択される場合にあっては定額補助） (2)及び(7)のうち、防災重点農業用ため池を除くものについては75%以内 (2)及び(7)のうち、防災重点農業用ため池については77%以内 (3)については、定額補助（ただし、防災重点農業用ため池であって、令和12年度までに採択されるものに限る。） (4)開削によるものについては下記を上限として定額補助 堤高<5m 1,000万円/箇所 5m≤堤高<10m 2,000万円/箇所 10m≤堤高 3,000万円/箇所 ただし、九州農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、 堤高<5m 3,000万円/箇所 5m≤堤高<10m 4,000万円/箇所 10m≤堤高 5,000万円/箇所 開削以外によるものについては、60%以内 (5)については、定額補助（ただし、防災重点農業用ため池であって、令和12年度までに採択されるものに限る。） (6)については、定額補助（ただし、ハード整備の着手促進及び安全対策推進計画策定を除く。また事業計画を策定するものにあつては、令和7年度までに採択されるものに限る。）</p>

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、離島・半島振興に特化した事業ではないが、長崎県の離島・半島地域においては農業が主要産業の一つである地域も多く含まれている。近年自然災害は頻発化・激甚化しており、農村地域における防災減災事業は離島・半島の農業振興に寄与する側面を有している。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(21) 森林・林業関係広報誌デザイン等業務委託（林政課）

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

長崎県林政課が発行する森林・林業関係広報誌について、県民が森林・林業を身近に感じる紙面づくりのため、制作に必要なデザイン（イラスト含む）、レイアウト、文書作成、写真撮影等を行なうもの。

契約方法	随意契約
契約金額	990,000 円（税込）
契約期間	令和3年5月14日～令和4年3月31日

【離島・半島振興との関係性】

本事業は、森林・林業関係広報誌を作成し、自治体や教育機関に配布するもので、離島・半島の林業支援に資するものである。

イ 問題点1 【見積選定業者の選定が適切でない】

入札・契約事務マニュアルには、随意契約により契約を締結しようとする場合、見積選定業者は、公正かつ適切に選定しなければならないとされている。

本事業における見積選定業者は、下記の一覧表記載のとおり、令和元年度から令和3年度まで、全く同一の3者となっている。また、一般社団法人長崎県林業協会は2年連続で辞退しており、長崎県林業改良普及協会も令和2年度は辞退している。担当課によると、委託先は、林業に詳しい業者が望ましいが、林業に詳しい業者は、以下の3者以外にも存在するとのことであり、令和3年度において、過去に辞退した当該2者に見積を依頼しなければならない理由は存在しない。

さらに、令和3年度の見積選定業者の選定の際、他の業者への見積依頼を検討したことはないとのことであり、令和3年度の見積選定業者の選定が、適切であるとは認められない。

【指摘事項】

随意契約により契約を締結しようとする場合、例年辞退している業者に対し見積依頼を続けることなく、他の業者への見積依頼を検討する等、適切に業者を選定すべきである。

ウ 問題点2【見積合わせの適切性について、疑義がある】

入札・契約事務マニュアルには、随意契約により契約を締結しようとする場合は、2者以上から見積書を徴する必要があるとされている。その趣旨は、複数の見積書を徴することによって、競争原理を働かせ、適切な値付けをすることにある。

前記のとおり、一般社団法人長崎県林業協会は2年連続で辞退しており、長崎県林業改良普及協会も令和2年度は辞退しているところ、令和3年度の見積依頼において、担当課の上司から、担当者に対して、「3者を相手方に選定しているが、うち2者は昨年度辞退している。ということは、事実上1者随契となる。」「辞退した2者に昨年度辞退した理由を聞き取り（もっともらしく理由をつけ）、今年度は応札する意思がある旨を確認し、『札を入れていただく』よう調整願いたい。」との指示が出されている。担当者が、辞退した2者に辞退理由を確認したところ、業務多忙との理由の他に、「金額が合わない」との理由を述べたようである。

したがって、令和3年度は、3者から見積書を徴することができるが、以上の経緯や金額（他の2者は、決定先の金額の約1.7倍の金額である。）から考えて、令和2年度に辞退した2者が、令和3年度に実際に契約に応じる意思があったかについて疑問がある。そのため、令和3年度の見積合わせにより、複数の見積書を徴するとした趣旨を十分に達成できたか（適切な値付けができたか）について、疑義がある。

記

	商号又は名称	第1回	結果
令和 元 年 度	特定非営利法人地域循環研究所	99万円	決定
	一般社団法人長崎県林業協会	辞退	
	長崎県林業改良普及協会	150万円	超過
令和 2 年 度	特定非営利法人地域循環研究所	90万円	決定
	一般社団法人長崎県林業協会	辞退	
	長崎県林業改良普及協会	辞退	
令和 3 年 度	特定非営利法人地域循環研究所	90万円	決定
	一般社団法人長崎県林業協会	155万円	
	長崎県林業改良普及協会	150万円	

【指摘事項】

随意契約により契約を締結するために、2者以上から見積書を徴する場合、契約締結に積極的な業者を適切に選定した上で、適切な値付けが可能となるように見積合わせをすべきである。令和3年度の見積合わせは、適切な値付けができたかについて、疑義があるため、速やかに是正すべきである。

エ 問題点3【監査人との信頼関係を損なう行為】

地方自治法 252 条の 33 は、普通地方公共団体に対して、監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならないと定めている。

前記指摘事項は、本件事業の記録に綴られていた担当課上司の部下に対するメールのメモ等により発覚したところ、令和4年12月22日のヒアリング時に指摘した後、令和5年1月23日に資料を閲覧した際には、当該メモが記録から外されていた。担当課によると、「当該メモは本来記録に綴るべきものではないため、正式な記録の形に戻しただけであり、証拠隠滅等の意図はなかった。」とのことである。しかし、同月25日のヒアリング時に前記指摘事項について聞かれることが分かっているながら、その前に、監査人への事前の連絡もなく当該メモを外す行為は、監査人から証拠隠滅を疑われてもやむを得ず、地方自治法 252 条の 33 が定める協力義務の趣旨に反し、監査人との信頼関係を損なう行為である。

【指摘事項】

監査人（補助者）が既に閲覧し監査に必要と考えた資料を、監査終了前に、担当課の判断のみで一件記録から除外する行為は、地方自治法 252 条の 33 が定める協力義務の趣旨に反し、監査人との信頼関係を損なう行為であり、担当課はこのようなことがないよう再発防止に取り組むべきである。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト